## 評価書

### 様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構						
評価対象事業年	年度評価	平成30年度(第3期)					
度	中期目標期間	平成 29~令和 3 年度					

2	2. 評価の実施者に関する事項								
主	務大臣	総務大臣							
	法人所管部局	総務省情報流通行政局郵政行政部	担当課、責任者	企画課長 藤田 清太郎 貯金保険課長 高田 義久					
	評価点検部局	総務省大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 明渡 将					

### 3. 評価の実施に関する事項

- ・役員から意見聴取を実施(R1.6.27)
- ・4名の有識者(大学教授2名、弁護士1名、公認会計士・税理士1名)から意見聴取を実施(R1.7.8、R1.7.26)

4. その他評価に関する重要事項		

## 様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定										
評定	B:全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				<b>伏</b> 況				
(S, A, B, C,		29 年度	30 年度	31 年度/	2年度	3年度				
D)				令和元年度						
		В	В							
評定に至った理由	項目別評定は4項目が $A$ 、その他項目は全て $B$ であり、また全体の評定を引き下げる事象もなか	いったため、B と	した。		,					

2. 法人全体に対する評価							
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。						
全体の評定を行う上で	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。						
特に考慮すべき事項							

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など							
項目別評定で指摘した	該当なし							
課題、改善事項								
その他改善事項	該当なし							
主務大臣による改善命	該当なし							
令を検討すべき事項								

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務が法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる旨報告されている。
その他特記事項	該当なし

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

様式 1 一 1 一 3 中期日標官埋法人 年度	计侧 圬	日为许	上 総 拍 衣	1 末 工			
中期計画(中期目標)		年度評価					備考
	2 9	3 0	3 1	2	3	調書No.	
	年度	年度	年度/	年度	年度		
			令和				
			元年				
			度				
I. 国民に対して提供するサービスその他	1の業務の	の質の向	上に関す	<b>上る事項</b>			
1 郵便貯金管理業務	В	A				1-1	
(1) 委託先及び再委託先の監督	В	В				1-1	
(2) 資産の確実かつ安定的な運用	В	В				1 - 1	
(3)周知・広報	AO	AO				1-1	
(4)情報の公表	В	A				1 - 1	
2 簡易生命保険管理業務	В	В				1 - 2	
(1) 委託先及び再委託先の監督	В	В				1 - 2	
(2) 資産の確実かつ安定的な運用	В	В				1 - 2	
(3) 周知・広報	В	В				1 - 2	
(4)情報の公表	В	В				1 - 2	
3郵便局ネットワーク支援業務	-	В				1 - 3	
(1) 交付金の交付及び拠出金の徴収	_	A				1 - 3	
の円滑かつ確実な実施							
(2) 交付金及び拠出金の額の算定の	-	В				1 - 3	
適正かつ確実な実施							
						-	

中期計画(中期目標)	年度評価 項目別					項目別	備考
	2 9	3 0	3 1	2	3	調書No.	
	年度	年度	年度/	年度	年度		
			令和				
			元年				
			度				
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項							
(1)業務経費等の合理化・効率化	A	A				2 - 1	
(2) 給与水準の適正化	В	В				2 - 2	
(3)調達の合理化	В	В				2 - 3	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	В	В				3	
IV. その他の事項						l	
(1) 内部統制の充実・強化	В	В				4-3	
(2)情報セキュリティ対策の推進	В	В				4 - 4	
(3) 災害等の不測の事態の発生へ	В	В				4 - 5	
の対処							

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、平成 30 年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 「I-3郵便局ネットワーク支援業務」は平成30事業年度に業務追加。

## 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1 – 1	郵便貯金管理業務							
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個						
策		別法条文など)						
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業						
度		レビュー						

2. 主要な経年	2. 主要な経年データ													
①主要なアウ	· トプット(フ	アウトカム) 情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度			29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度
		(前中期目標期間最			令和元年							令和元年度		
		終年度値等)			度									
									予算額(千円)					
									決算額(千円)					
									経常費用 (千円)	352, 143	645, 374			
									経常利益 (千円)					
									行政サービス実					
									施コスト (千円)					
									従事人員数	30	38			

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	ĺ	主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価						
	1 郵便貯金管理業	1 郵便貯金管理業	1 郵便貯金管理業	<主な定量的指標>	(1) 委託先及び再委託先の監督【B】	<評定と根拠>	評定 A					
	務〈以下略〉	務〈以下略〉	務〈以下略〉	_	(2) 資産の確実かつ安定的な運用【B】	[A]	<評定に至った理由>					
					(3) 周知·広報【A】	「周知・広報」及び「情報	「(3)周知・広報」「(4)情報の公表」は					
				<その他の指標>	(4) 情報の公表【A】	の公表」については、所期の	「A」、その他項目は「B」としたところ、中					
				_		目標を上回る顕著な成果を	期目標において「重要度:高」としている「(3)					
						得たものとし、その他の2	周知・広報」において目標を上回る成果が得					
				<評価の視点>		項目については所期の目標	られたことを踏まえ、郵便貯金管理業務全体					
				● 郵便貯金管理業		の達成したものと評価した	についても、所期の目標を上回る成果が得ら					
				務の質の維持・向上及		ところ、今中期目標期間に	れたものとした。					
				び適切性の確保のた		おける郵便貯金の権利消滅	なお、経常費用 645,374 千円については、					
				め、(1)委託先及び再		の防止に係る「周知・広報」	削減対象外となっているものを除き、「2-1					
				委託先の監督、(2)資		の取組の最重要性を踏ま	業務経費等の合理化・効率化」において評価					
				産の確実かつ安定的		え、郵便貯金管理業務全体	している。					
				な運用、(3)周知・広		を通じては、所期の目標を						

報及び(4)情報の公	上回る成果を得たものと評	
表の各項目を実施し	価した。	
たか。	なお、経常費用 645, 374 千	
72.73°°°	円については、削減対象外	
	となっているもの**を除き、	
	「2-1業務経費等の合理	
	化・効率化」において評価し	
	ている。	
	※削減対象外となってい	
	る経常経費とは、周知・	
	広報に係る費用のう	
	ち、旅費・交通費(IC	
	カード乗車券利用分に	
	限る。)以外のものであ	
	り、具体的には、郵便貯	
	金の早期払戻し促進の	
	ための挨拶状の発送に	
	係る費用、ポスター・チ	
	ラシ広告に係る費用、	
	新聞広告の実施に係る	
	費用等が該当する。	
	X/10 47 P/ = 7 00	
	なし	
	/4 C	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1 – 1	郵便貯金管理業務(委託先及び再委託先の監督)		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法
策		別法条文など)	第 13 条、第 15 条
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	
度		レビュー	

D 主要なアウ	ウトプット()	アウトカム)情幸	報					②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	異する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	31年度/ 令和元年 度	2年度	3年度		29年度	3 0年度	31年度/令和元年度	2年度	3年度
监督方針に基	半期に 1 回		半期に1回	半期に1回				予算額(千円)					
がき委託先等	以上		(2回実施)	(2回実施)									
の郵便貯金の													
ム戻し等に係													
る状況の確認													
い を行い、こ													
いらの状況に													
ついて検証の													
<b>E施</b>								 					
	毎事業年度1		2回実施	2回実施				決算額 (千円)					
踏まえ監査項	回以上												
目の見直しの													
実施	-1- 160 m last 160		0 11 7 7	- 11				 <b>勿坐曲田 (イ田)</b>	0.004				
	中期目標期		6エリアで					経常費用(千円)	8, 634	6,605			
	間中 1 回以		実施	実施									
寺・向上及び	上		沖縄エリア 四国エリア	南関東エリア									
適切性の確保 と図るため委			四国エリア   中国エリア	東海エリア 信越エリア									
任告等の各地			近畿エリア	東京エリア									
成エリアの実			北陸エリア	九州エリア									
也監査			関東エリア	74/II: 12 /									
<u> </u>			124214 2 7					経常利益(千円)					
								 行政サービス実					
								施コスト(千円)					
								従事人員数	8	9			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標				法	人の業務	実績・	自己評価		É	主務大臣に。	よる評価
				業務実績自己評価				自己評価						
委託・再委託した	委託・再委託した	委託・再委託した	<主な定量的指標>	郵便貯金の月ごとの減少額及び毎月末の貯金残高は次の <評定と根拠>				<評定と根拠>	評定	В				
郵便貯金の払戻し	郵便貯金の払戻し	郵便貯金の払戻し	・委託先及び再委託	:託 とおりであり、平成 30 年度中の減少額は 7,177 億円であっ 【B】					[B]	<評定に至ん	った理由>			
等の郵便貯金管理	等の郵便貯金管理	等の郵便貯金管理	先における郵便貯金	た。							委託先及び再委託先(以	自己評価	書の「B」と	の評価結果が妥当
業務の質の維持・向	業務の質の維持・向	業務の質の維持・向	の払戻し等に係る状	平成	30 年度				(億	円)	下「委託先等」という。) に	あると確認っ	できた。	
上及び適切性の確	上及び適切性の確	上及び適切性の確	況の検証を半期に1		4月	5月	6月	7月	8月	9月	おける顧客情報管理、預金			
保のため、以下の項	保のため、郵便貯金	保のため、郵便貯金	回以上行う。	減少	702	690	560	442	606	549	者からの苦情申告対応等の			
目を実施すること。	管理業務の委託先	管理業務の委託先	・委託先及び再委託	額							郵便貯金の払戻し等に係る			
・委託先及び再委	である株式会社ゆ	である株式会社ゆ	先の監査項目の見直	月末	18, 999	18, 309	17, 748	17, 306	16, 699	16, 150	状況について、委託先等に			
託先に対して、定期	うちょ銀行(以下第	うちょ銀行(以下第	しを毎事業年度1回	残高							対して、定期及び随時に、各			
及び随時に、顧客情	1の1(1)におい	1の1(1)におい	以上行う。				1	I			種の報告を求めて確認・分			
報管理、預金者から	て「委託先」とい	て「委託先」とい	・委託先及び再委託		10 月	11月	12月	1月	2月	3月	析し、郵便貯金の払戻し等			
の苦情申告対応等	う。)に対し、委託し	う。) に対し、委託し	先の実地監査につい	減少	963	747	620	526	390	377	に係る態勢整備状況の検証			
の郵便貯金の払戻	た業務について、業	た業務について、業	て、中期目標期間中に	額			1		- • •		を5月及び11月の2回行っ			
し等に係る状況の	務の質の維持・向上	務の質の維持・向上	各地域エリアに1回	月末	15, 186	14, 438	13, 818	13, 292	12, 901	12, 524	た。これらの結果も踏まえ			
確認等を行い、必要	及び適切性の確保	及び適切性の確保	以上行う。	残高	10, 100	11, 100	10,010	10, 202	12,001	12, 021	て実地監査を行い、必要に			
に応じて改善を求	に努めるとともに、	に努めるとともに、			田丰湛初	り捨ての	  ため 産	直竿が一	不なし ナミレン	担合がな	応じて改善を求める等の措			
める等の措置を行	委託先が行う銀行	委託先が行う銀行	<その他の指標>	<ul><li>※億円未満切り捨てのため、残高等が一致しない場合があ   "</li><li>る。</li></ul>				置を行い、その改善状況に						
うこと。	業務と同等以上の	業務と同等以上の	_	※平成 29 年 9 月末で、全ての郵便貯金は満期となり、通				ついては、その後実施した						
・監査業務の実施	質を引き続き確保	質を引き続き確保		常郵便貯金になっている。					なり、地	実地監査において確認を行				
に当たっては、委託	することを求める	することを求める	<評価の視点>	常郵便貯金になっている。 下記1のとおり、郵便貯金管理業務の委託先及び再委託先			った。							
先及び再委託先の	こととする。また、	こととする。また、	● 委託した郵便貯							世安託元定め、下	委託先等の監査項目の見			
実施する内部監査	郵便貯金管理業務	郵便貯金管理業務	金管理業務について、							産め、下 確認等を	直しについては、実地監査			
の結果を利用する	の再委託先である	の再委託先である	業務の質の維持・向上							郵便貯金	の結果及び検証結果等を踏			
など、各組織の内部	日本郵便株式会社	日本郵便株式会社	及び適切性の確保に							野皮り金るととも	まえ、5月及び10月の2回			
統制機能を活用し	(以下第1の1		努めるとともに、委託							業の代理	   行った。			
て、効果的かつ効率	(1) において 「再	(1)において「再	│ │先が行う銀行業務と				伤及い <del>円</del>  き続き確				実地監査については、5			
的な実施に努める	委託先」という。)に	委託先」という。)に	同等以上の質の確保	未物で	内守丛工	ツ貝です		は水りるこ	. C & 1\0	) / L <sub>0</sub>	エリア (平成 29 年度からの			
	対し、再委託された	対し、再委託された	を求めたか。また、再	1 5/2	督方針の	笛字					累計では、全13エリア中11			
	業務 (再委託先が業	業務 (再委託先が業					16の無せ	. 向上及	バ宮石が	の確保の	エリアで実施) において、委			
		務を再々委託する								確認項目	託先等における郵便貯金管			
こと。			務の質の維持・向上及							唯認頃日び対象並	理業務の実施状況を監査し			
【指標】			び適切性の確保に努								た 既本対角加占の選定に			
<ul><li>委託先及び再委</li></ul>	て同じ。) について、		めるとともに、再委託							え 30 年度 業務の季	*** *** *****************************			
託先における郵便			先が行う銀行代理業						灯並官理	業務の委	リアの重複は避け、エリア			
貯金の払戻し等に			務と同等以上の質の				見行に通知	10/0			内では過去に訪問実績が少			
		保に努めるととも			点確認項 表記出		· 禾 ə :	<b>.</b> 会+。\	の犯職早	ファトマ Xロ	ない県や地域を対象とする			
			● 委託先及び再委	ア 委託先等(再々委託先を含む。)の役職員による犯			ように努めたほか、委託先							
う。 う。			託先に対する監督方	,	罪の防		Ħ				等の内部監査の結果やモニ			
				イ	顧答情 苦情申	報の管理	E				タリング結果等を参考にし			

見直しを毎事業年 度1回以上行う。

・委託先及び再委 る。 託先の実地監査に ついて、中期目標期 | り、委託先及び再委 | アに1回以上行う。

及び適切性の確保しる。 のため、委託先・再 委託先の郵便貯金 の払戻し等に係る 定期的に行うとと ととする。

よう、委託先を通じ て求めることとす

加えて、次のとお (1) において「委

① 監督方針の 策定

査項目の見直しを | 監督方針を定める | ルを設定する。

なお、重点確認項目 は、業務の質の維 持・向上及び適切性 の確保に向けて引 き続き取り組む必 要性を十分考慮す ることとする。

② 確認等

き、委託先等に対し て、定期及び随時 に、顧客情報管理、 預金者からの苦情 申告対応等の郵便 貯金の払戻し等に 係る状況について、

よう、委託先を通じ て求めることとすし行ったか。 る。

対する監督方針を一対する監督方針を 委託・再委託した郵 | 定め、確認等を行 | 定め、確認等を行 |

① 監督方針の か。

策定 を設定する。

先を含む。) よる犯罪のか。 防止

- 管理
- に係る事項
- オ 会計に関す る業務の適 正性

託先の監査項目の│引き続き確保する│引き続き確保する│い、必要に応じて改善 を求める等の措置を

- 加えて、次のとお ●委託先及び再委託 り、委託先及び再委 | 先における郵便貯金 間中に各地域エリ|託先(以下第1の1|託先(以下第1の1|の払戻し等に係る状 (1)において「委 | 況の検証を半期に1 [指標設定の考え | 託先等」という。)に | 託先等」という。)に | 回以上行ったか。 ● 不適切な事例が判明 した場合には、その原 便貯金の払戻し等丨い、必要に応じて改丨い、必要に応じて改丨因等を分析し、必要に の郵便貯金管理業 | 善を求める等の措 | 善を求める等の措 | 応じて改善を求める 務の質の維持・向上 | 置を行うこととす | 置を行うこととす | 等の措置を行い、改善 状況の検証を行った
- ・部内犯罪事案の発 事業年度ごとに 委託先等に対す 生原因等について分 状況の検証及び監┃委託先等に対する┃る監督方針を定め┃析し、必要に応じて再 ることとする。平成 | 発防止策を講じるな こととする。監督方 30 年度における重 どの改善を求めたか。
- もに、実地監査を全│針においては、重点│点確認項目は、次の│● 委託先及び再委 国において行うこ | 確認項目及び項目 | とおりとし、項目ご | 託先の監査項目の見 ごとのスケジュー とのスケジュール 直しを1回以上行っ
  - (重点確認項目) 中期目標期間中 の設定に当たって ア 委託 先等 に、委託先及び再委託 (再々委託 先の各地域エリアに 1回以上実地監査を の役職員に│行うよう取り組んだ
  - 委託先及び再委 イ 顧客情報の 託先の内部監査の結 果を利用するなど、各 監督方針に基づ ウ 苦情申告対 組織の内部統制機能 を活用して、全体の経 エ その他業務 費の増大を招かずに 品質の確保 実地監査の充実を図 ったか。

- エ その他業務品質の確保に係る事項
- オ 会計に関する業務の適正性

#### 2 確認等

(1) 定期報告

上記の重点確認項目について判明した不適切なした。 事例のうち、重要案件(不祥事件、顧客情報漏えい、 システム機器の障害) については随時、その他の案 | て、委託先等の対応が不十 件については月ごと、四半期毎又は半期毎に確認を │分と思われる事案について 行うことを定め、スケジュールどおりに確認を行 い、原則として四半期毎に不適切事例の発生原因等 | 導を行い、必要に応じて実 を分析し、その結果も活用して平成30年度の実地 |熊確認を行った上で改善を 監査を行った。また、委託先等に平成29年度下期 | 求める等し、平成29年度下 監査結果を通知し(平成30年5月)、不適切な事例 期監査結果を平成30年5月 について再発防止策を講じることなどの改善を求 め、その後に実施した平成30年度の実地監査等に おいて改善状況の確認を行った。

(2)委託先等における郵便貯金の払戻し等に係る状況の 検証等

委託先等における顧客情報管理、郵便貯金の払戻 持・向上及び適切性の確保 し等に係る状況の検証を、平成29年度下期におけ↓に努めたものと評価した。 る態勢整備状況(平成30年5月にとりまとめ)及 び平成30年度上期における態勢整備状況(平成30 | <課題と対応> 年11月にとりまとめ)において実施した。

#### (3) 実地監査

① 実地監査計画の策定及び実施

全国的に管理業務の質の維持・向上及び適切性の 確保を図る観点から、実地監査の対象エリアを選定 し、犯罪の防止態勢、顧客情報管理態勢、苦情申告 等管理態勢、その他業務品質の確保に関する事項、 会計業務の適正性を重点項目とする「平成 30 年度 郵便貯金管理業務実地監査計画」を平成30年4月 に策定した。その際、郵便貯金の残高に鑑み、平成 30 年度より、監査の重点を委託先の貯金事務セン ターが行う後方事務に置くこととし、具体的な監査 項目や監査対象局所の選定に際しては、委託先等の 実施した内部監査やモニタリングの結果等を活用 し、効果的かつ効率的な実施に努めた。

なお、平成30年度は通期で実地監査を行い、令 和元年5月に委託先に監査結果を通知し、指摘した

て監査対象拠点を選定する ことにより、機構全体の経 費の増大を招かないように しつつ、効果的かつ効率的 な実地監査の実施に努め

委託先からの報告におい は委託先に確認して是正指 に、平成30年度監査結果を 令和元年5月に委託先に通 知し、さらなる改善を求め

これらにより、委託した 郵便貯金管理業務の質の維

なし

委託先等からの報 ② 確認等 告、実地監査等によ 監督方針に基づ り確認等を行う。なしき、委託先等に対し お、これらの状況の「て、定期及び随時 検証を半期に1回に、顧客情報管理、 以上行う。

不適切な事例が判し申告対応等の郵便 明した場合には、そ一貯金の払戻し等に の原因等を分析し、「係る状況について、 必要に応じて改善 | 委託先等からの報 を求める等の措置 告、実地監査等によ を行い、改善状況の「り確認等を行う。な 検証を行うことと│お、これらの状況の する。

監査項目は、郵便しとする。 直すこととする。

質の維持・向上及び ととする。 適切性の確保を図 実地監査は上記 る観点から、中期目 ①の重点確認項目 標期間中に、委託先の確認のため必要 査を行うこととす び適切性の確保の

なお、監査業務の実しついて行う。 施に当たっては、監 なお、監査項目 査項目や監査対象は、郵便貯金の払戻 拠点を選定する際│し等に係る状況の

預金者からの苦情 検証を半期に1回 実地監査につい「以上行う。

ては、事業年度ごと 不適切な事例が に実地監査計画を|判明した場合には、 定め、委託先等におしての原因等を分析 ける郵便貯金管理し、必要に応じて改 業務の実施状況を|善を求める等の措 監査することとす | 置を行い、改善状況 の検証を行うこと

貯金の払戻し等に 実地監査につい 係る状況の検証結 ては、平成30年度 果等を踏まえ、毎事 における実地監査 業年度1回以上見 計画を定め、委託先 等における郵便貯 また、全国的に郵 金管理業務の実施 便貯金管理業務の一状況を監査するこ

等の各地域エリア な項目その他業務 に1回以上実地監 | の質の維持・向上及 ため必要な項目に

特に不適切な事例については再発防止策を講じる ことなどの改善を求めた。

また、貯金部長が委託先本社責任者(監査企画部 長、コンプライアンス統括部長、事務統括部長、事 務支援部長) にヒアリングを実施し、所管業務に対 する認識を確認した(平成30年10月)。

#### ② 監査項目の見直し

次のとおり、平成30年5月及び10月に監査項目 を計2回見直した。

5月: 平成29年度実地監査の結果等を踏まえ、 全ての監査項目を確認して集中満期に係る 自局DMの送付(苦情申告対応)等の項目を 削除し、個人情報利用同意に係る諸手続(顧 客情報の管理) 等の項目を追加する見直しを 行い、新たに平成30年度監査項目を策定し

10 月: 犯罪収益移転防止法に係る取組が重要度 を増してきていることを踏まえ、関連する事 務の取扱状況等に係る事項を追加した。

### ③ 監査対象エリア等の選定

「平成30年度郵便貯金管理業務実地監査計画」に 基づき、次のとおり、5エリア(平成29年度から の累計で全 13 エリア中 11 エリアでの実施とな る。)、34 局所及び委託先等の本社に対して実地監 査を行った。

監査対象の選定に当たって、委託先については、 前年度とのエリアの重複は避け、再委託先について は、エリア内では過去に訪問実績が少ない県や地域 を対象とするように努めた。対象拠点の選定は、委 託先等の内部監査の結果やモニタリング資料等に おける事故発生状況、事務取扱件数等を参考にして 選定した。

各組織の内部統制 こととする。 機能を活用して、効 いようにする。

に、委託先等の実施|検証結果等を踏ま する内部監査の結 え、平成30年度中 果を利用するなど、に1回以上見直す

また、全国的に郵 果的かつ効率的な|便貯金管理業務の 実施に努めるとと「質の維持・向上及び もに、機構全体の経 | 適切性の確保を図 費の増大を招かな る観点から、平成30 年度の実地監査の 対象エリアを決定 することとする。 なお、監査業務の実 施に当たっては、監 查項目や監査対象 拠点を選定する際 に、委託先等の実施 する内部監査の結 果を利用するなど、 各組織の内部統制 機能を活用して、効 果的かつ効率的な 実施に努める。

・ 平成30年4月から平成31年3月

	南関東	東海	信越	東京	東京	
	(5月)	(6月)	(7月)	(9月)	(10月)	
委託先	Р Т С	エリア本	エリア本	本 社	本 社	
	1	1	1	1	1	
	印鑑票C	貯金JC	貯金JC	貯金JC		
	1	1	1	1		
			直営店	直営店		
			1	1		
再委託	郵 便 局	郵 便 局	郵 便 局	本 社		
先	2	2	2	1		
	簡 易 局	簡易局		郵 便 局		
	2	2		3		

	九州	東京	九州	東京	合計
	(11月)	(11月)	(2月)	(2月)	34 局所
委託先	貯金JC	エリア本	エリア本	本 社	本 社
	1	1	1	1	3
	C C				エリア
	1				本4
	直営店				貯金 J
	1				C 4
					РТС
					1
					C C
					1
					印鑑票
					C 1
					直営店
					3
再委託	郵 便 局	l —	_	本 社	本 社
先	2			1	2
					郵便局
					11
					簡易局
					4

- ※ PTC:パートナーセンター、印鑑票C:印鑑票管理センター、 エリア本:エリア本部、貯金JC:貯金事務センター、CС:コ ールセンター、簡易局:簡易郵便局
- ※ 平成30年10月中旬に北海道エリアの監査を計画していたが、 9月の「北海道胆振東部地震」の影響を考慮して中止した。
- ※ 東京エリア(9月)の郵便局3局のうち1局は、郵便貯金管理業 務及び簡易生命保険管理業務と合同で実施。

### (4) 重点確認項目の状況

ア 委託先等(再々委託先を含む。)の役職員による 犯罪の防止

平成30年度は、定額貯金から通常貯金への預け 替え金の一部を横領した事案1件、振替払込金等を 受入処理せずに横領した事案2件、郵便局の金庫内 に保管されていた現金を詐取した事案1件、財産形 成定額貯金の預入金を受け入れ経理せずに横領し た事案1件、通常貯金預入金を受入経理せずに横領 した事案1件の計6件の犯罪が発覚した。委託先か ら報告書を受領しヒアリングを行い、更なる調査と 再発防止を要請するとともに、これらの事案等を踏 まえて犯罪の防止態勢に関して実地監査において、 部内犯罪の防止に向けた取組の状況を確認した。

また、平成28年度下期監査指摘事項に係る改善 策等の報告及び平成 29 年度上期監査指摘事項に対 する改善策等の報告について、その後の改善状況を 確認したところ、その取組が十分に浸透していない 事項が実施監査において見い出されたことから、平 成29年度下期監査結果において、引き続き、防犯 施策の進捗管理、指導等に取り組むことを再委託先 に求め、次のような取組がなされた。 ・ 責任者承認について、「前日の責任者承認一覧 の印刷時刻」欄を設欄。また、金融業務管理者研 修において窓口業務終了時の点検に関する研修 を実施<再委託先> ・ 預り証兼受付証について、金融業務管理者研修 で適正な取扱いに関する研修を実施。また、モニ タリング及び内部監査の不備発生状況を踏まえ、 情報紙等による注意喚起を実施<再委託先> ・ 渉外社員の行動管理について、随時開催のエリ ア本部・店舗向けの各種会議・研修等を通じて、 店舗管理者に対して、渉外社員別の日々の営業活 動状況の把握、САТの日次・月次査閲の実施等 の行動管理を強化・徹底するよう指導を実施<委 託先> ※ CAT: Customer Action Tool の略。 「顧客管理ツール」のこと。渉外部社員が可搬式端 末を使ってアプローチする顧客を選定し、顧客との 対応状況を記録。 平成30年度の実地監査において上述の取組状況 を確認した結果、預り証兼受付証及び責任者承認に ついては、引き続き問題点が確認されたことから、 郵便局に対する周知・指導に引き続き取り組むとと もに、モニタリング等の結果から改善策の効果を検 証した上で、周知・指導内容を必要に応じ見直すよ う改善を図ることを再委託先に求めた。 イ 顧客情報の管理 委託先から報告された事故内容を分析し、それを 踏まえて実地監査を行い、平成29年度下期監査結 果においては、顧客情報の管理の改善等を委託先等 に求め、次のような改善がなされた。 ・ 顧客情報を含む電子ファイルについて、点検チ エックシートに機構監査で不備のあった情報文 書名を参考として記載した上で、四半期点検(局 点検、個人点検)を実施。また、局長等コンプラ

イアンス研修、業務研究会で顧客情報の保存ルー ル等を指導したほか、支社社員による郵便局の情 報セキュリティ点検を実施<再委託先> ・ クロスセルに係る不備事項について、支社担当 に指導を実施し、郵便局に対する指導を強化。ま た、クロスセル通信等を活用した定期的、継続的 な周知・指導を実施。また、 管理者向け研修等 においてクロスセルの時間を設け、管理者に対す る指導を強化<再委託先> ※ クロスセル: 例えば、貯金の預金者に保険への加入を勧奨す ることであり、貯金の業務として取得した顧 客情報を目的外の保険の勧奨に使用すること となるため、予め、預金者から顧客情報を貯金 以外の業務にも使用することの了承を得るこ とが必要。 ・ 貯金事務センターで管理する証拠書保存箱に ついて、全貯金事務センターに対して、「保管」 となっている証拠書保存箱の洗出し及び保存 I Dの付与を指示<委託先> 平成30年度の実地監査において上述の取組状況 を確認した結果、電子媒体による顧客情報の管理 等及びクロスセルの管理については、引き続き問 題点が確認されたことから、前者については、自主 点検の定着、支社社員等第三者によるチェックの 強化を、後者については、フロントラインの認識の 向上、自主点検等による不備の発見及び改善につ ながる対応の検討を委託先等に求めた。 なお、平成30年度の実地監査において貯金事務 センター等から外部委託されている事務について、 個人情報の取扱いの運用状況を監査し、概ね適正な 取扱いがなされていることを確認した。 また、情報セキュリティ対策の強化については、 平成 29 年度下期監査結果において、管理対策の推 進状況等について点検を行い、必要な対策を講じる ことを求めた。その結果、JP-PC端末及びPN ETの監視強化について、日本郵政株式会社を主管 としてグループ4社が協働して端末セキュリティ の強化及びインターネット分離(仮想ブラウザ)に ついて平成31年2月に導入したことを確認した。 また、ログ分析の高度化・迅速化の対応について令 和元年度中のソリューション導入を予定している ことを平成30年度の実施監査において確認した。 ウ 苦情申告等の対応 従来から、実地監査においては、委託先等が苦情

減少のため実施する、CS推進活動、各種研修によ る業務知識の向上、覆面調査等の実施状況を確認し ている。 また、委託先から毎日報告される苦情申告等の内 容について、委託先等が不十分な対応を行っている と思われる事案(貯金等照会書に調査申請者(調査 対象者) の現住所・現氏名が記載されているところ、 調査対象者の氏名欄に現氏名の記載がない場合で も現氏名について調査する一方、調査対象者の住所 欄に現住所の記載がない場合には現住所について 調査を行っていない事例等) については対応部署に 確認し、必要に応じて是正指導を行ったほか、四半 期ごとに苦情の傾向を分析した。 平成30年度の実地監査においては、接遇向上を 目的とした新人研修、役職者向け研修を実施し、金 融業務管理者研修において、全局長に対し権利消滅 に関する説明を実施するなどの取組を行ったこと を確認した。 郵便局等に発生原因のある苦情を受け付けた貯 金事務センターが郵便局に依頼した当該苦情の管 理について、処理の明確化を指摘したところ、事務 フローを改正してマニュアルの改正がなされた(平 成 31 年 4 月)。 平成30年8月1日の委託先からの定期報告に確 認された苦情「睡眠貯金は定額貯金通帳の再発行が できないことについて、郵便局社員の理解不足及び 貯金事務センターの誤処理により、権利消滅となっ てしまったこと」について、機構の実地監査で実態 確認を行い、部長間ヒアリングにおいて貯金事務セ ンターにおけるマニュアルの改正を委託先に求め、 平成31年4月に改正された。 エ その他業務品質の確保に係る事項 (ア) 業務品質の確保全般 上記アからウに記載した事項のほか、委託先か ら報告を受けて、委託先等で現金過不足事故防止 のため、現金と証拠書の突合、預かり金額の読み 上げ等の基本動作の徹底等に取り組んでいる状 況を確認した。 (イ) 災害による被災者の支援 災害の被災地域を対象に5回の非常取扱い(災

報の適正な管理を求めた。	
地監査を行った上で、地方公共団体貸付に係る情	
また、委託先のエリア本部4か所に対して、実	
らの適切性を確認した。	
果を定期的に、個別案件の報告を随時受け、これ	
受けるとともに、融資施設について、書面調査結	
委託先から弁済等の月次財務データの報告を	
地監査	
(イ) 地方公共団体貸付の弁済状況等の確認及び実	
分析を行った。	
その前年度値との比較等により、月ごとに異常値	
計数の網羅性、実在性、正確性を確認するため、	
(ア) 委託先から報告される月次財務データの検証	
オー会計に関する業務の適正性	
1 監査寺により確認した。 	
の実施に取り組んでいることを平成30年度の本 社監査等により確認した。	
特定事業者として、犯収法令に基づく種々の措置	
行っており、委託先であるゆうちょ銀行も同法の特定事業者はして、初期社会に基づく種類の批響	
2月)、教育訓練の実施(平成30年12月)等を	
11月)、特定事業者作成書面を作成し(平成31年	
として、取引時確認等管理規程を定め(平成30年	
連法令(以下「犯収法令」という。)に基づく措置	
する法律の特定事業者として、同法及び同法の関	
また、機構は、犯罪による収益の移転防止に関	
の届出を総務省経由で警察庁あて届け出た。	
て、委託先に届出を求め、平成30年度は、1件	
関わりがあるとの疑いが認められる取引につい	
19 年法律第 22 号)に基づき、犯罪による収益に	
犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成	
定事業者としての措置の実施	
(ウ) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の特	
機構のホームページに掲載して周知した。	
等の提示なしに払戻しを行う取扱い)を実施し、	
被災者に対し、一定の要件を満たした場合に証書	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1 – 1	郵便貯金管理業務(資産の確実かつ安定的な運用)								
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法						
策		別法条文など)	第 13 条、第 14 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条						
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	_						
度		レビュー							

2. =	・主要な経年データ														
1	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指	<b></b> 標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度			29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度
			(前中期目標期間最			令和元年							令和元年度		
			終年度値等)			度									
										予算額(千円)					
										決算額(千円)					
										経常費用 (千円)	-	_			
										経常利益 (千円)					
										行政サービス実					
										施コスト (千円)					
										従事人員数	4	4			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
郵便貯金に係る債	郵便貯金に係る債	郵便貯金に係る債	<主な定量的指標>	中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、以下の	<評定と根拠>	評定 B
務の確実な履行を	務の確実な履行を	務の確実な履行を	_	方針を定め、実施した。	[B]	<評定に至った理由>
確保するため、引き	確保するため、引き	確保するため、引き		「平成 30 年度運用実施方針の主要事項」	郵便貯金資産について	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であ
続き郵便貯金資産	続き郵便貯金資産	続き郵便貯金資産	<その他の指標>	・ 資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視する	は、中期計画及び平成30年	ると確認できた。
について、確実かつ	について、郵便貯金	について、郵便貯金	_	とともに十分な流動性を確保する。	度年度計画で定める運用計	
安定的な運用を行	資産の運用計画 (別	資産の平成 30 年度		・ 運用方法は、ゆうちょ銀行に対する預金、地方公共	画に基づき、並びに平成 30	
うよう努めること。	紙1)に従い、確実	運用計画(別紙1)	<評価の視点>	団体に対する貸付け、有価証券又は預金への運用とす	年度運用計画に従い具体的	
具体的には、機構法	かつ安定的な運用	に従い、方針を定	● 郵便貯金資産に	る。	な運用方法等を平成30年度	
及び郵政民営化法	を行うよう努める	め、確実かつ安定的	ついて、運用計画に従	・ 有価証券の購入時期については、金利情勢を勘案し、	郵便貯金資産の運用実施方	
等の施行に伴う関	こととする。	な運用を行うよう	い、確実かつ安定的な	柔軟に対応する。	針として定め、これを遵守	
係法律の整備等に		努めることとする	運用を行うよう努め		した運用を行った。	
関する法律(平成 17			たか。	① ゆうちょ銀行に対する預金:機構発足時から、保有	これにより、郵便貯金資	
年法律第 102 号。以				する郵便貯金残高の全額を、特別貯金として預金して	金について、確実かつ安定	
下「整備法」とい				おり、平成 30 年度末残高は、1,252,455 百万円であ	的な資産運用を行ったもの	
う。)により定めら				る。機構法第 28 条第2項及び独立行政法人郵便貯金	と評価した。	
れた運用方法(預金				簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関		
者貸付、国債の売				する省令(平成 19 年総務省令第 98 号)第 36 条の規	<課題と対応>	

買、金融機関への預	定に基づき、毎月「特別貯金残高から地方公共団体貸 なし
金、地方公共団体に	付額を引いた額」以上の額の国債を担保として徴し
対する貸付けに係	$\epsilon_{\circ}$
る債権の保有等)の	② 総務省認可を受けた金額の範囲内でゆうちょ銀行
範囲内で、郵便貯金	から借り入れた資金により地方公共団体への貸付債
資産の運用計画に	権を保有した。年度末残高は、640,676 百万円である。
従った運用を行う	
こと。	③ 権利消滅金としてゆうちょ銀行から当機構に振り
	込まれる資金等については、国債市場においてマイナ
	ス金利が続いているため、国債による運用は行わず、
	全額、ゆうちょ銀行の振替口座(無利子)に留め置い
	た。平成 30 年度末残高は 16,063 百万円である。

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1 – 1	郵便貯金管理業務 (周知・広報)							
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法					
策		別法条文など)	第 13 条					
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業						
度		レビュー						

	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット	情報(財務情	<b>一報及び人員</b> に	こ関する情報)	_	
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	29年度	30年度	31年度/ 令和元年 度	2年度	3年度			29年度	30年度	31年度/令和元年度		3年度
P成29年4月	• 中期目標		·2~9年	・2年目及					予算額(千円)					
日時点で満	期間中に9		目の全件	び 11 年目										
解経過9年目	年目以下の		•16~19年	(払い戻し										
人下、当該年	預金者に1		目の全件	ていないも										
度に15年目の	回以上		•11~14年	の)、12~14										
頁金者に早期	・15 年目の		目の一部	年目(昨年										
ム戻しを促す	預金者へは		・15 年目の	度の挨拶状										
実 授 状 を 発 送	当該年度に		全件	発送分を除										
	発送			いた払い戻										
				していない										
				もの)、16~										
				19年目(昨										
				年度に挨拶										
				状が到達し										
				た払い戻し										
				ていないも										
				の)の全件										
				<ul><li>3~9年</li></ul>										
				目(昨年度										
				に挨拶状が										
				到達した払										
				い戻してい										
				ないもの)										
				の一部										
				・15 年目										
				(昨年度の										
				挨拶状発送										
				分を除いた										

	T T					1		1
			払い戻して					
			いないも					
			の) の全件					
上記の預金者	上記の預金	上記の預金	上記の預金	決算	算額(千円)			
と効果がある	者と合わせ	者について	者について					
と認められた	て中期目標	224 万件	83 万件、昨					
際にはそれ以	期間中 240	(93. 3%)	年度からの					
外の預金者に			累計で 307					
も挨拶状を発			万件(128%)					
送								
挨拶状を発送	初年度は	1,500名	30,000名		常費用(千円)	342, 676 637, 890		
した預金者へ		(150%)	33,333 1	/ / / /		001,000		
の実態調査の		(100/0)						
実施	次年度以降							
<del>天</del> 旭								
	は有効性を							
	見ながら調							
+	査票を発送	N.========	0.75404	र्फ स	251124 (TIII)			
転居等で届か		住所調査の		(注)	常利益(千円)			
なかった預金		有効性が検						
者への挨拶状		証できた	查完了					
の発送	には可能な		新住所が判します。					
	限り実施		明した預金					
			者について					
			挨拶状 3.4					
			万件送付					
			(上記挨拶					
			状の外数)					
・預入期間を	毎事業年度	毎月HPへ	毎月HPへ	行项	政サービス実			
経過した郵便	1回以上	公表	公表	施二	コスト(千円)			
貯金の残存状								
況のHP公表								
• 新聞広告等	新聞広告の	新聞広告1	新聞広告 2					
の実施	実施	□	回					
			雑誌1回					
			TVCM1					
			回					
公共機関・各	年5件以上	35 件	42 件	従来	事人員数	7 7		
種団体等に広				, 2				
報施策・活動								
の連携実施								
いたの大旭								

3. 各事業年度	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期!	計画	年度計画	主な評価指標		法人の業務実績・自己評価	i		主務大臣による評価		
						業務実績	自己評価				
民営化後も	政府 郵便貯金	金の権利	郵便貯金の権利	<主な定量的指標>	1	満期を経過した郵便貯金の預金者への個別周知等	<評定と根拠>	評定	A		
保証を継続す	トるこ 消滅を防	上する観	消滅を防止する観	・預入期間を経過した		(1) 早期払戻しを促す挨拶状の発送	(A)	<評定に	至った理由>		
ととしている	る民営 点から、預	入期間を	点から、預入期間を	郵便貯金の残存状況		平成 30 年度計画において発送の対象としている	早期払戻しを促す挨拶状	預入期	間を経過した郵便貯金の残存状況に		
化前に預入力	ぶ行わ 経過した!	郵便貯金	経過した郵便貯金	を毎事業年度1回以		預金者全件(満期後 11 年目の郵便貯金(平成 19 年	の送付については、平成30	ついては	、委託先に毎月報告させ、前月末に		
れた定額郵便	更貯金の早期払	戻し促進	の早期払戻し促進	上周知する。		度に満期となったもの) で払い戻していないものの	年度計画の対象者に加え	おける郵	便貯金残高及び郵便貯金の種類別残		
等の郵便貯金	をにつ のため、預	入期間を	のため、預入期間を	・預入期間を経過した		預金者、満期後 12 年目から 15 年目の郵便貯金(平	て、払い戻していない満期	高を毎月	月初に機構のホームページに掲載し		
いては、権利	肖滅を 経過した!	郵便貯金	経過した郵便貯金	郵便貯金の預金者に		成 15 年度から平成 18 年度に満期になったもの)で	後2年目の郵便貯金の預金	て公表し	たほか、満期を経過した郵便貯金に		
防止する観点	から、の残存状況	兄を毎月	の残存状況を毎月	早期払戻しを促す挨		平成 29 年度に挨拶状を発送した分を除いた払い戻	者全件、払い戻していない	ついて、	元の郵便貯金の種類別の残存状況等		
預入期間を組	蚤過し 把握し、よ	り効果的	把握し、より効果的	拶状を、中期目標期間		していないものの預金者、満期後17年目及び18年	満期後 16 年目及び 19 年目	を毎月中	旬に機構のホームページに掲載して		
た郵便貯金の	○早期 な周知・広	報を実施	な周知・広報を実施	中に 240 万件以上発		目の郵便貯金(平成12年度及び平成13年度に満期	の郵便貯金(平成 29 年度に	公表する	とともに、満期を経過した郵便貯金		
払戻し促進の	ため、することと	する。	することとする。	送する。		になったもの) で平成 29 年度に送付した挨拶状が	挨拶状が到達したもの)の	の早期受	取りを呼びかけた。		
引き続きその	)残存 具体的に	は、早期	平成 29 年度に発	・挨拶状を発送した預		到達した払い戻していないものの預金者)に加え、	預金者全件及び払い戻して	早期払	戻しを促す挨拶状については、平成		
状況を適時に	ニ把握 払戻しを作	足す挨拶	送した預入期間を	金者への実態調査を、		満期後2年目の郵便貯金(平成28年度に満期と	いない満期後3年目から9	30 年度計	十画における対象者(平成 29 年度に		
し、より効果的	的な周 状を、平成	29 年 4	経過した郵便貯金	初年度 1000 人以上を		なったもの)で払い戻していないものの預金者全	年目の郵便貯金(平成29年	挨拶状を	発送した預金者以外のうち、満期後		
知・広報を実施	施する 月1日時	点で満期	の早期払戻しを促	対象に行い、次年度以		件、満期後 16 年目及び 19 年目の郵便貯金 (平成 11	度に挨拶状が到達したも	11 年目カ	いら 15 年目の郵便貯金(平成 15 年		
こと。具体的	には、後9年目	以下の預	す挨拶状の預金者	降は、初年度の調査結		年度及び平成 14 年度に満期となったもの) で平成	の) の預金者の一部を対象	度から 1	9 年度に満期となった郵便貯金)並		
周知に当たっ	ては、金者に対	して中期	への到達状況より、	果を踏まえ、より効果		29 年度に送付した挨拶状が到達した払い戻してい	として合計83万件の挨拶状	びに満期	後 17 年目及び 18 年目の郵便貯金		
預入期間を総	経過し 目標期間 ·	中に1回	挨拶状の効果が認	的な把握方法を検討		ないものの預金者全件、満期後3年目から9年目の	を発送し、中期目標の 240	(平成 12	2年度及び13年度に満期となった郵		
た郵便貯金の	)預金 以上発送し	、同期間	められたことから、	の上行う。		郵便貯金(平成21年度から平成27年度に満期とな	万件以上の発送目標に対し	便貯金)	の預金者)に加えて、払い戻してい		
者に早期払原	₹しを 中に満期後	15 年目	平成 30 年度につい	・公共機関・各種団体		ったもの) で平成 29 年度に送付した挨拶状が到達	て、累計で307万件、128%	ない満期	後2年目の郵便貯金の預金者全件、		
促す挨拶状の	)送付 を迎えた	頂金者に	ては、権利消滅する	等と広報施策・活動を		した払い戻していないものの預金者の一部を対象	の達成率となった。	払い戻し	ていない満期後 16 年目及び 19 年目		
対象を第2期	明中期 対して当	亥年度に	までの期間が短い	年 5 件以上連携して		とし、	挨拶状は、預金者の実態	の郵便貯	金(平成29年度に挨拶状が到達した		
目標期間より	放大 発送する。	それ以外	ものに重点を置く	実施する。		平成 30 年 9 月から 11 月並びに平成 31 年 1 月及	を勘案した高い訴求力を伴	もの)の	預金者全件及び払い戻していない満		
するのに加え	、転居の預金者は	こ対して	こととし、平成29年			び2月に、合計83万件の挨拶状を発送した。これに	うものに改善し、また、視覚	期後3年	目から9年目の郵便貯金(平成29年		
した預金者に	こ対し も挨拶状の	の効果を	度に挨拶状を発送	<その他の指標>		より中期目標期間中の挨拶状発送目標件数 240 万件	障がいのある点字表示サー	度に挨拶	状が到達したもの)の預金者の一部		
ても周知をす	トる方 検証した上	で、効果	した預金者以外の	_		に対して平成29年度からの累計で307万件発送し、	ビスを利用中の全預金者に	を対象と	して、合計83万件の挨拶状を発送し		
策を検討する	るととが認められ	1た場合	うち、満期後 11 年			目標達成割合は128%となった。	対しては、封筒に点字シー	た。これ	により、平成 29 年度及び平成 30 年		
もに、毎事業年	年度預 には可能	な限り実	目から 15 年目の郵	<評価の視点>		挨拶状の内容については、昨年度実施した調査の	ルを貼付して挨拶状を送付	度の累計	発送件数が 307 万件となり、中期目		
金者に対する	る実態 施する。	これによ	便貯金(平成 15 年	● 預入期間を経過		分析結果を踏まえ、預金者の実態を勘案した高い訴	した。	標の 1289	%を達成した。		
調査を行う等	等によ り、中期目	標期間中	度から 19 年度に満	した郵便貯金の残存		求力を伴うものに見直した。	実態調査における調査票	挨拶状	を発送した預金者への実態調査につ		
り、実態把握を	を促進 に挨拶状を	240万件	期となった郵便貯	状況を毎月把握し、費		預金者対応に当たっては、専用フリーダイヤルを	の発送においては、挨拶状	いては、	前年度の調査結果を踏まえ、より効		
すること。広	報に当 以上発送す	る。	金) 並びに満期後 17	用対効果を十分に検		設け、発送を開始した9月10日から年度末までに	が到着して郵便貯金を払い	果的に把	握方法を検討した上で、対象者数を		
たっては、費	用対効 また、挨	拶状に係	年目及び 18 年目の	証した上で、 より効		9,458件の架電を受けた。	戻した預金者・払い戻して	年度計画	目標の3倍となる 30,000 名に拡大		
果を検証しつ	つ、よる施策を記	改善して	郵便貯金(平成12年	果的かつ効率的な周		このほか、平成30年4月、点字による貯金内容の	いない預金者の双方を調査	し結果の	分析を行った。		
り効果的かっ	o効率 いくため、	挨拶状を	度及び 13 年度に満	知・広報活動を実施し		表示サービスを利用中の預金者全 27 名に対し、封	対象にし、発送対象を年度	転居し	た預金者に対する周知の方策とし		
的な実施に努	ろめる   発送した	頁金者へ	期となった郵便貯	たか。		筒に点字シールを貼付して挨拶状を発送した。	計画目標の3倍となる	て、平成	30年度から住所調査を行った。具体		
こと。	の実態調	査を毎事	金)の預金者に対し	● 満期後9年目以			30,000 名に拡大して実態把	的には、日	平成 29 年度に不着となった挨拶状の		
【重要度:高	】民営   業年度行	うことと	て、挨拶状を発送す	下及び満期後 15 年を		(2) 預金者の実態調査	握に努めた。	預金者(	平成 30 年度に満期後 20 年となるも		
化前に預入な	が行わする。なお	、初年度	ることとする。	経過した預金者に対		アンケート調査の対象者数を年度目標の 10,000	住所調査においては、平	のの預金	者を除く。)約57万人を対象に、平		

等の郵便貯金につ│金者に対して調査│る施策を改善して│ いては、民営化後も「票を発送すること 政府保証を継続す とし、次年度以降 度の調査結果を踏 ることとしている」は、初年度の調査結 が、満期後一定期間 果を踏まえ、より効 を経過した後、機構 果的な把握方法を が預金者に対し催 検討の上行うこと 告し、その催告を発しとする。 した目から2月以 内になお払戻しの ため挨拶状が届か 行うこととする。 ない場合は預金者 なかった預金者に の権利が消滅する | 対しても周知する | については、平成29 | ことから、預入期間 │ ために住所調査を │ 年度に検証し、効果 │ 組んだか。 を経過した郵便貯 行うことの有効性 促進されるよう、よしい、効果が認められ

### 【指標】

る。

・預入期間を経過ししに加え、預入期間を た郵便貯金の残存 | 経過した郵便貯金 | ることとする。 状況を毎事業年度 の残存状況を、毎事 1回以上周知する。 ・預入期間を経過し 者に早期払戻しを┃に、新聞広告等の広┃の残存状況をホー 促す挨拶状を、中期 報施策を実施する。 目標期間中に240万 件以上発送する。 ・挨拶状を発送した | 通じた幅広い広報 | 施策を実施する。 預金者への実態調しを推進する。 査を、初年度1000人 以上を対象に行い、 次年度以降は、初年 等に対し、年5件以 度の調査結果を踏 まえ、より効果的な「の連携を図る。 把握方法を検討の 上行う。

方]

れた定額郵便貯金 | は1,000名以上の預 |

さらに、転居等の 実施する必要があし限り実施する。

業年度1回以上ホ

郵便局その他の 施設や広報媒体を

この一環として、 公共機関・各種団体│通じた幅広い広報│施したか。 上の広報施策・活動

は、実際に窓口にお 「指標設定の考え┃いて満期を迎えた┃連携を図る。 貯金を受け取った

まえ、より効果的な 把握方法を検討し、 平成 30 年度に挨拶 状を発送した預金 ● 預入期間を経過 (10,000 名以上)を

が認められたこと

拶状を発送し、転居 これらの預金者 等のため挨拶状が への個別周知施策 届かなかった預金 ● 転居等のため挨

> ムページにおいて 実施したか。 公表するとともに、 ● 預入期間を経過

を推進する。

広報に当たって ● 窓口において満

また、挨拶状に係しする挨拶状を発送し、 それ以外の預金者に いくため、平成29年 対しても挨拶状の効 果を検証した上で、効 果が認められた場合 には可能な限り実施 したか。

- 者への実態調査した郵便貯金の預金 者に早期払戻しを促 す挨拶状を、中期目標 さらに、住所調査 期間中に 240 万件以 上発送するよう、取り
- 挨拶状を発送し 金の早期払戻しが | について検証を行 | から、平成30年度 | た預金者への実態調 は、平成 29 年度及 | 査について、前年度の り効果的な取組を | た場合には可能な | び平成30年度に挨 | 調査結果を踏まえ、よ り効果的な把握方法 を検討の上行ったか。
- 者を対象に実施す | 拶状の届かなかった 預金者に対しても周 これらの預金者 知するために住所調 への個別周知施策 | 杳を行うことの有効 ームページにおい | に加え、預入期間を | 性について検証を行 た郵便貯金の預金 | て公表するととも | 経過した郵便貯金 | い、効果が認められた 場合には可能な限り
  - 新聞広告等の広報した郵便貯金の残存 状況を1回以上公表 郵便局その他の したか。また、新聞広 施設や広報媒体を 告等の広報施策を実
  - 幅広い広報を推 この一環として、進するために、公共機 公共機関・各種団体 関・各種団体等に対 広報に当たって 等に対し、5件以上 し、年5件以上の広報 の広報施策・活動の|施策・活動の連携を図 ったか。

名以上に対して 30,000 名 (挨拶状が到着して郵便 │ 成 29 年度に不着となった挨 │ 成 30 年度末までに 25 万人の調査を終え、新 貯金を払い戻した預金者6,000名、払い戻していな い預金者 24,000 名) とし、平成 30 年 12 月に調査 票を発送し、平成 31 年 1 月までに 6,650 通を回収 │ 預金者を除く。) 約 57 万人 し、結果を分析した。その結果から判明したことの 概要は、以下のとおり。

- ① 郵便貯金を払い戻した者の約80%は、挨拶状が 払戻しのきっかけとなっている。
- ② 郵便貯金を払い戻していない理由としては、自 件)。 分自身の意思・都合と考えられるもの(「時間がな い・面倒」「直ぐに必要でない」等)が 63%と最 | 貯金の残存状況は、毎月ホ | も多い。
- ③ 満期経過後の年数が長くなるほど、「通帳等の 紛失」が郵便貯金を払い戻していない理由として┃間広告は、昨年度より全国┃施する等により、幅広い広報を推進した。 高くなる。

また、挨拶状の発送・到達状況や郵便貯金の払 戻し状況、満期経過年数別の郵便貯金の残存状況 | 60%以上(平成29年度は50% | 等の郵便貯金データについて分析を行っており、 その結果を踏まえて、個別周知施策の改善等を行│新聞広告は、SNSへの投│に、日本郵便と連携した広報施策として、転 っていくこととする。

### (3) 住所調査の実施

平成 29 年度に発送し、届かなかった挨拶状の預 金者(平成30年度に満期後20年となるものの預金 | び周知用チラシの配備は、 者を除く。)約57万人を対象に、平成30年9月か ら住所調査を開始し、年度末までに 25 万人の調査 を終えた。この結果、新住所が判明した預金者には 挨拶状を送付し、他の地方自治体への転居が判明し た預金者については、民間金融機関の休眠預金に対 する通知対応を参考に一定金額以上のものを対象 に転居先の地方自治体に対して住所調査を行い、新 住所が判明した預金者に挨拶状を送付した(住所調│福祉施設等の協力を得て周│おり、所期の目標を上回る成果が得られたも 査経由の挨拶状発送は、3.4万件)。

なお、西日本で台風による被害を被った地域につ いては、地方自治体の負担を考慮し、調査開始を平 成31年1月以降とした。

### (4) その他

挨拶状等の発送等に係る顧客情報の厳正な管理 | 新規実施した。 を求めるため、業務履行前の8月に外部委託先の業 者に対し実地監査を行い、態勢整備状況に問題がな↓は、ゆうちょ銀行のコール

拶状の預金者(平成30年度 に満期後 20 年となるものの を対象に、平成30年度末ま でに25万人の調査を終え、 新住所が判明した預金者に は挨拶状を送付した(3.4万

ームページで公表した。

紙を2紙追加し、人口に占 める購読者割合を全国で 以上)に拡大して実施した。 稿、複数のインターネット ニュースや取りまとめサイ トに取り上げられた。

周知用ポスターの掲示及 簡易郵便局で初めて実施 し、ポスターは 1.1 倍拡大 した22,007局、チラシは2.5

グループ、消費者団体、老人 知を図る(計 42 施策を実施) | のと認められる。 とともに、総務省と連携し て政府広報の実施等にも取 り組んだ(1施策を新規実 施)。特に日本郵便との間で は、平成30年1月に締結し た覚書に基づき、6施策を

実施した周知・広報施策

住所が判明した預金者 3.4 万人に挨拶状を送 付した。

広報施策については、全国紙5紙、ブロッ ク紙5紙、地方紙32紙(平成29年度:全国 紙3紙、ブロック紙4紙、地方紙32紙)で の新聞広告、郵便局及び簡易郵便局 22,007 局 (平成29年度:郵便局19,849局)での周知 用ポスターの掲示、郵便局及び簡易郵便局 預入期間を経過した郵便 | 22,235 局 (平成 29 年度:郵便局 9,000 局) での周知用チラシを備え置いたほか、平成30 年度から新たに雑誌広告(2誌)およびテレ 広報活動においては、新 | ビ CM (秋田県と富山県、合計約 400 本) を実

> 公共機関・各種団体等と連携した広報施策 については、総務省、消費者庁、日本郵政グ ループ、消費者団体、老人福祉施設、独立行 政法人等と 42 件の広報施策を実施した。特 居届に権利消滅制度についての広告を掲載す る等、6施策を新たに実施した。

また、実施した周知・広報施策については、 ゆうちょ銀行のコールセンターにおいて受け 付けた照会等について報告を受けるととも に、広報施策の実施直後に行った計3回の Web アンケート調査の結果の分析を行った。 これにより、今後の効果的かつ効率的な広報 倍拡大した 22, 235 局で実施 | 施策の在り方について検討した。

よって、預入期間を経過した郵便貯金の早 さらに、総務省、日本郵政 期払戻し促進のため、その残存状況を適時に 把握し、より効果的な周知・広報を実施して

権利消滅を防止す 方に対する実態調 は、実際に窓口にお 期を迎えた貯金を受 間を経過した郵便│効果を検証しつつ、 存状況を定期的に│ることとする。 周知するほか、第2 期中期目標期間中 に行っていた満期 後 15 年を経過した 全預金者に対する 挨拶状の発送を、満 期後9年目以下の 全預金者に対して も行うとともに、そ れ以外の預金者に 対しても効果を検 証した上で可能な 限り行い、挨拶状を 発送した預金者へ の実態調査を毎事 業年度行うことと する。 ※満期後 15 年を経 過した預金者に対 する挨拶状の第2 期中期目標期間中

の発送件数:約40万 件(予定)

※満期後9年目以 下の預金者数(平成 20 年度~27 年度満 期分):約200万件 (平成 28 年 9 月 現 在)

る観点から、預入期│査等を行い、費用対│いて満期を迎えた│け取った方に対する 貯金の早期払戻し | より効果的かつ効 | 方に対する実態調 | 用対効果を検証しつ を促すため、その残る事的な実施に努める等を実施する。

| 貯金を受け取った | 実態調査等を行い、費 率的な広報の実施に 努めたか。

いこと及び問題発生の兆候がないことを確認する「センターへの照会状況等を とともに、委託業務履行中の 11 月にも実地監査を | 把握するとともに、施策の 実施し、不備がないことを確認した。

つ、より効果的かつ効 2 郵便貯金の残存状況の公表

委託先であるゆうちょ銀行から報告させて、毎月中旬 に満期を経過した郵便貯金について元の郵便貯金の種 | 滅制度については、新聞3 類別の残存状況等を機構のホームページに掲載して公 | 紙、雑誌3誌に記事が掲載 表するとともに、満期を経過した郵便貯金の早期受取り | されたほか、NHKのTV を呼びかけた。

3 新聞広告等の広報施策、施設や広報媒体を通じた幅広 の権利消滅を防止する観点 い広報の推進

機構の独自施策のほか、総務省、消費者庁、日本郵政 の機会をもたらすことを始 グループ、消費者団体、老人福祉施設、独立行政法人等しめとする預金者に対する効 に協力を要請し、連携して周知・広報を実施した。(★は | 果的・効率的な周知・広報の 平成30年度新規施策)

また、政府広報のテーマ募集への応募を総務省に依頼 | その結果も分析し、年度計 するなどの施策に取り組んだ。

広報施策の実施にあたっては、委託先等と情報を共有したものと評価した。 し、郵便局窓口等での説明や手続、ゆうちょコールセン ターでの問合せ対応などに遺漏のないよう準備を徹底 した。

- (1)機構において実施した周知・広報施策
  - ① 新聞広告の実施

平成 30 年 9 月及び 11 月に全都道府県におい て、前年度より全国紙2紙拡大して実施した(全 国紙5紙、ブロック紙5紙、地方紙32紙の朝刊に 掲載。人口に占める新聞の購読者数の割合が全国 で 60%以上 (平成 29 年度は 50%以上)、各都道府 県で 45%以上 (平成 29 年度は 40%以上)。)。 9 月と11月では異なる文面・デザインとした。広告 実施期間中、1日約380件の権利消滅に係る照会 がゆうちょ銀行コールセンターにあった(平常月 は1日約30件)。

9月の新聞広告は、SNSに投稿され、複数の インターネットニュースや取りまとめサイトに 取り上げられた。

② 周知用ポスターの郵便局・ゆうちょ銀行店舗へ の掲示

平成30年11月5日から12月2日まで、全都

実施直後に計3回Webア ンケート調査を実施し、結 果を分析した。

また、郵便貯金の権利消 番組で放映された。

これらにより、郵便貯金 から、預金者に直接気付き 実施に十二分に取り組み、 画を上回る顕著な成果を得

道府県の郵便局及び簡易郵便局 22,007 局(ポス ターの掲示可能な局全局。簡易郵便局への掲示は 初めて実施。平成29年度は19,849局)に掲示し また、平成30年11月5日から平成31年3月 1日まで、ゆうちょ銀行の全店舗(233店舗)に 掲示した。 ③ 周知用チラシの郵便局・ゆうちょ銀行店舗への 備え置き 平成30年8月6日から9月2日まで、全都道 府県の郵便局及び簡易郵便局 22,235 局 (チラシ を備え置くことが可能な局全局。簡易郵便局への 備え置きは初めて実施。平成29年度は9,000局) に備え置いた。 また、平成30年3月19日から平成31年3月 29 日まで、ゆうちょ銀行の全店舗 (233 店舗) に 備え置いた。 ④ ★雑誌広告 平成30年11月21日週刊文春に、11月29日週 刊新潮に広告を掲載した。 ⑤ ★テレビCM 15 秒のテレビCMを平成 31 年 1 月 13 日から 1月31日まで、秋田県と富山県の民放各局で合 計約400本放送した。また、視聴者の来局に備え、 平成31年1月14日から2月10日まで、両県の 郵便局全局に周知用チラシを備え置いた。(480 局。約2.4万枚) ⑥ 街頭大型電光掲示板広告の実施 横浜駅西口の「G-vision」への広告文 の表示を継続した。 ⑦ 名刺の活用 貯金部職員等の名刺裏面に郵便貯金の権利消 滅に関するお知らせを印刷した。 ⑧ 機構の封筒の活用 従来から郵便貯金と簡易生命保険の早期払戻 しを促すお知らせを掲載していたが、平成31年 4月以降機構が使用する封筒については、郵便貯 金と簡易生命保険に関するお知らせを個別に掲 載し、郵便貯金の早期払戻しを促す内容が明確に 伝わるようにした。 (2) 関係省庁・団体等と連携して実施した広報施策

次のとおり、関係省庁・団体等と連携して広報を	
展開した。(42件)	
・視覚障がい者向けに音声(CD)による広告を	
実施 (平成 30 年 11 月)	
<b>★</b> フィーチャーフォンのニュースサイトに広告	
を配信 (平成 30 年 12 月)	
② 総務省	
・合同庁舎2号館のオートスライドに周知用ポス	
ター画像を掲載(平成 29 年 12 月~平成 30 年	
12月)	
・合同庁舎2号館の周知スペースに周知用ポスタ	
ーを掲示(平成 29 年 12 月~平成 30 年 12 月)	
・広報誌「総務省」に記事・お知らせを掲載(平	
成 30 年 10 月、平成 31 年 1 月)	
・地方行政評価局の会議において資料配布(平成	
30年7月~10月)	
③ 消費者庁	
・消費行政ブロック会議(6か所)に出席し、説	
明(平成 30 年 10 月~11 月)	
・消費生活センター所長会議に出席して説明し	
(5か所)、又は資料配布(1か所)(平成30年	
10月~11月)	
④ 日本郵政グループの施設及び関連団体	
・ゆうちょ財団のセミナー等で周知用チラシを配	
布 (通年)	
・郵政博物館に周知用チラシを備え置き(通年)	
・有馬切手文化博物館に周知用チラシを備え置き	
(通年)	
・かんぽの宿に周知用ポスターを掲示、周知用チ	
ラシを備え置き(平成 31 年 2 月 ~ 3 月)	
・逓信病院に周知用ポスターを掲示、周知用チラ	
シを備え置き(平成31年2月~3月)	
⑤ 全国地域婦人団体連絡協議会	
機関誌に広告を掲載(平成 31 年 3 月)	
⑥ 日本点字図書館	
視覚障がい者向け雑誌及び会員向けサイトに	
音声広告を掲載(平成 31 年 2 月 ~ 3 月)	
⑦ 老人福祉施設等	
• 全国有料老人ホーム協会	
会員メールマガジン及び同協会HPで周知(平	
成 30 年 6 月)	
	展開した。(42件) ① 政権区報 ・ 規葉除がい者向けに音声(CD)による広告を実施(平成30年11月)  * フィーチャーフォンのニュースサイトに広告を配信(平成30年12月) ② 総務省 ・ 合同庁舎2号館のオートスライドに門知用ボスター画像を掲載(平成30年12月)・ 企棚法「経験省」に記事・お知らせを掲載(平成30年12月)・ 広棚誌「総務省」に記事・お知らせを掲載(平成30年10月、平成31年1月) ・ 地方で数値局の会議において資料配布(平成30年7月~10月) ③ 消費者庁 ・ 消費行成プロック会議(6か所)に出席し、説明(平成30年10月~11月) ・ 消費生活センター所長会議と出席して説明し(5か所)、又は資料配布(1か所)(平成30年10月~11月) ・ 消費生活センター所長会議と出席して説明し(5か所)、又は資料配布(1か所)(平成30年10月~11月) ・ 日本東政グループの施設及び関連団体 ・ ゆうちょ財団のセミナー等で周知用チランを配布(通年)・ 邦欧博物館に周知用デランを備え置き(通年)・ かんぽの宿に周知用ボスターを提示、周知用テランを備え置き(運年)・ かんぽの宿に周知用ボスターを提示、周知用チランを備え置き(平成31年2月~3月)・ 速信前院に周知用ボスターを提示、周知用チランを備え置き(平成31年2月~3月) ・ 連信前院に周知用ボスターを提示、周知用チランを備え置き(平成31年2月~3月) ・ 金国地域域人団体連絡が議議会機器誌に広告を掲載(平成31年3月) ③ 日本京で同当館 現立におきる記録(平成31年2月~3月) ・ 全国地域な人団体連絡で発動、(平成31年2月~3月) ・ 全国地域な人団体連絡を掲載と呼る31年2月~3月) ・ 全国地域な人団体連絡を掲載と呼る31年2月~3月) ・ 全国地域などの高向けが開発して関知(平

日からの淡典老担款が、カス国を用るカ	
同協会の消費者相談ブースに周知用ポスター	
を掲示(平成 30 年 11 月)	
法人会員に周知用ポスターを送付し、施設内に	
掲示(平成 31 年 3 月)	
個人会員へ周知用チラシを送付(平成 31 年 2	
月)	
・全国老人保健施設協会	
会員メールマガジン及び同協会HPで周知(平	
成 30 年 5 月)	
会員施設内に周知用ポスターを掲示(平成30年	
12月)	
・全国老人福祉施設協議会	
会員メールマガジンで周知(平成 30 年 5 月)	
周知用ポスターを会員施設内に掲示(平成30年	
11月)	
・国立病院機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
周知用ポスターを病院内に掲示(平成 30 年 10	
月)	
・サービス付き高齢者向け住宅協会	
会員メールマガジン及び同協会HPで周知(平	
成 30 年 7 月)	
周知用ポスターをサービス付き高齢者向け住	
宅内に掲示(平成30年10月)	
8   日本郵便株式会社	
・平成 30 年1月に締結した覚書に基づき、権利	
消滅金の発生抑止のための協力施策について	
進捗状況を確認した(平成31年2月)。	
★日本郵便HPの3か所に機構HPにリンクす	
るバナーを掲載(平成 30 年 10 月~令和 4 年 3	
月末の予定)。掲載後、毎月約2千件のアクセス	
数があった。	
★郵便局に設置されているデジタルサイネージ	
で権利消滅制度について放映(平成 30 年 9 月	
~平成 31 年 3 月。246 局)	
★郵便局に配備される転居届に権利消滅制度に	
ついて広告を掲載(平成 31 年3月~令和元年	
5月)	
★権利消滅制度及び早期受取りについて、郵便局	
管理者研修(平成30年5月~8月)、簡易局業	
務研究会(平成30年5月~6月)、週一研修(平	
成 30 年 10 月~11 月)、郵便局長会議(平成 31	
年3月)で周知。	
24 /77	



1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1 – 1	郵便貯金管理業務(情報の公表)									
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に							
策		別法条文など)	関する省令第17条							
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	_							
度		レビュー								

. 主要な経年ラ	データ												
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度		29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度
		(前中期目標期間最			令和元年						令和元年度		
		終年度値等)			度								
HP掲載内容	毎事業年度		2回	6 回				予算額(千円)					
の検証	1回以上												
								決算額(千円)					
								経常費用 (千円)	832	878			
								経常利益 (千円)					
								行政サービス実					
								施コスト (千円)					
								従事人員数	11	18			

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	i	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	郵便貯金の適正	① 郵便貯金の	① 郵便貯金の適	<主な定量的指標>	1 ホームページの掲載内容の改善	<評定と根拠>	評定 A
	かつ確実な管理及	適正かつ確実な管	正かつ確実な管理	・ホームページについ	郵便貯金管理業務に係る掲載内容を分かりやすくか	[A]	<評定に至った理由>
	びこれに係る債務	理及びこれに係る	及びこれに係る債	ての閲覧者からの意	つ充実するためにホームページの掲載内容の検証を行	郵便貯金管理業務に係る	機構のサービス内容等に関する情報につ
	の確実な履行につ	債務の確実な履行	務の確実な履行に	見、アクセス状況調査	い、以下のとおり5回にわたり見直しを実施した。	ページの掲載内容を分かり	いては、平成29年度に引き続き、法令等に基
	いて、透明性を高め	について、透明性を	ついて、透明性を高	等により、掲載内容の	① 郵便貯金の早期払戻しを勧奨する預金者への挨拶	やすくかつ充実するために	づいた公表すべき内容を、ホームページにお
	る観点から、国民に	高める観点から、国	める観点から、国民	検証を毎事業年度1	状の認知度を高めるため、トップページに大きなバナ	ホームページの掲載内容の	ける掲載や情報公開室への備付け等を通じ
	対して実施状況を	民に対して実施状	に対して実施状況	回以上行う。	ーを掲載し、かつ、具体的な内容へのリンクを設定し	検証を行い、5回にわたっ	て公表した。とりわけ、機構の経営内容に関
	明らかにするとと	況を明らかにする	を明らかにすると		た(平成 30 年 9 月)。	て見直した。	する情報は、ディスクロージャー誌として、
	もに、利用者に対し	とともに、利用者に	ともに、利用者に対	<その他の指標>	② 周知広報施策を実施する都度、トップページに最近	加えて、平成31年4月の	総務大臣による財務諸表の承認から2ヶ月
	てサービス内容等	対してサービス内	してサービス内容	_	のTOPICSとして掲載し、具体的な内容にすぐに	ホームページのリニューア	以内に公表した。また、「独立行政法人の事業
	に関する情報を提	容等に関する情報	等に関する情報を		アクセスできるようにした (平成 30 年 11 月以降、6	ル公開に向け、アクセス状	報告に関するガイドライン」の施行に先立
	供するため、取扱営	を迅速に提供する	迅速に提供するた	<評価の視点>	件掲載)。	況調査の結果等を踏まえ、	ち、平成 30 年度の機構の経営内容に関する
	業所の数、業務の内	ため、機構の組織、	め、機構の組織、業	● 機構の組織、業	③ 掲載している「郵便貯金の預金者の皆さまへのお知	ホームページの構造を全面	情報の多くを、総務大臣による財務諸表の承
	容等、上述の目的を	業務、商品の概要、	務、商品の概要、資	務、商品の概要、資産	らせ」6ファイルについて、視認性の改善、提供する	的に見直した(1回)。	認後速やかに公表できるように、平成 30 事
	達するために必要	資産運用及び財務	産運用及び財務に	運用及び財務に関す	情報の拡充等を行うとともに、利便性を高めるため、	9月には、ホームページ	業年度事業報告書に盛り込み、新たに公表時

な業務及び組織そ | に関する情報等並 | 関する情報等並び | の他経営内容に関しびにコンプライア き公表すること。

活用した情報提供 度公表することと を行うこと。情報提 する。 供に当たっては、充 実した情報を分か りやすく、迅速に提事業年度に係る財 供することに努め | 務諸表について通 | 報の公表は、直近の | ームページは、利用者

### ること。 【指標】

らの意見、アクセストに行うこととする。 状況調査等により、 上行う。

方

郵便貯金の適正か かりやすく充実し ととする。また、ホ つ確実な管理及び た内容となるよう、 これに係る債務の ホームページにつ ザビリティ、アクセ 確実な履行につい┃いての閲覧者から┃シビリティについ て、分かりやすい掲 の意見、アクセス状 | 載となるよう、毎事 | 況調査等により、掲 | 等し、利用者に分か 業年度ホームペー 載内容の検証を毎 ジの内容を検証す 事業年度1回以上 内容となるよう、ホ ることとする。

公表に当たって│等に関する情報を

報の公表は、直近の ホームページに 大臣の承認を受け

掲載内容の検証を 公表に当たっては、 に行うこととする。 毎事業年度1回以 ホームページを積 極的に活用するこ 公表に当たっては、 「指標設定の考え」ととする。ホームペーホームページを積 ージは、利用者に分 極的に活用するこ 行うこととする。

にコンプライアン する情報を引き続 | ンスの推進その他 | スの推進その他の の機構の取組内容|機構の取組内容等|情報を、直近の事業年 に関する情報につ は、ホームページを「引き続き毎事業年」いて、ディスクロー ジャー誌を作成し 認を受けた日から2 機構に備え付ける なお、これらの情 | 等、公表することと | ● ホームページを

る情報、コンプライア

ンスの推進その他の

機構の取組内容等の

度に係る財務諸表に

ついて総務大臣の承

月以内に公表したか。

積極的に活用した情

した内容となるよう、

閲覧者からの意見、ア

クセス状況調査等に

より、掲載内容の検証

なお、これらの情報提供を行ったか。ホ 則法第38条第1項 事業年度に係る財 に分かりやすく充実 の規定による総務│務諸表について通│ 則法第38条第1項 ついての閲覧者か た目から2月以内 の規定による総務 大臣の承認を受け ② ①の情報の | た日から2月以内 | を1回以上行ったか。

② ①の情報の ームページは、ユー て必要に応じ改善 りやすく充実した ームページについ ての閲覧者からの 意見若しくはアク セス状況調査等に より、掲載内容の検 証を1回以上行う こととする。

同ファイルから株式会社ゆうちょ銀行のホームペー ジの関連箇所へのリンクを設定した(平成30年11 の際、閲覧にとどまらず、 月)。

- ④ 平成30年12月の預金者アンケート調査の認知度 | て郵便貯金の手続の情報を を高めるため、トップページに大きなバナーを掲載 し、かつ具体的な内容へのリンクを設定した(平成 30年12月)。
- ⑤ 平成31年4月の機構の名称変更に関連した、機構 の内容が分かりにくいとの 職員・郵便局員などを詐称する犯罪の発生懸念に対│苦情は一切なく、中期目標 応するため、総務省の協力を得て全国の行政相談セ ンターに注意喚起したほか、トップページに機構の 名称変更に係るQ&Aを掲載した(平成31年1月)。 上記の取組のほか、日本郵便のホームページの3か所した。 (「銀行(貯金、投資信託等)」「総合口座」「定額貯金」 のページ) に、機構のホームページ「郵便貯金の払戻し には期限があります」のページにリンクするバナーを掲して報源としてもホームペー 載した(平成30年10月~令和4年3月)。

9月に機構が新聞に出稿した広告を読者がSNSに │ が行なわれたものも含め6 投稿したことを機に、ホームページ、特に郵便貯金関係 ページへのアクセス数が急増した。10月には落ち着いた ものの、8月以前の1.5倍のアクセス数を年度末まで維 持した。特に手続に関するファイルのダウンロード数が↓の報道にも役立った。 伸び、10月以降は8月以前の1.5倍程度が続いた結果、 年度計では前年比約 180%に達した。ファイルの内容が わかりにくいとの苦情は一切なかった。

#### 【機構ホームページへのアクセス数】

項目	平成 29 年度計	平成 30 年度計	比率	
郵便貯金の	46, 470	60.254	1.400/	
早期お受け取り	46, 478	69, 354	149%	

#### 【ダウンロードファイル数】

項目	平成 29 年度計	平成 30 年度計	比率	
満期経過郵便貯金の払	14, 028	26, 343	188%	
戻手続	14, 020	20, 545		
郵便貯金の権利消滅等 に関するQ&A	9, 005	15, 445	172%	

さらに上記①及び②の改善を実施した 11 月以降、6 以上の新聞雑誌等が、民営化前の定期性郵便貯金が休眠 預金法の適用外で早期払戻しが必要であることを記事 にした。いずれもホームページの内容を参照して作成さ

のアクセスが急増した。そ ファイルをダウンロードし 入手した訪問者も多く、ダ ウンロード数は前年度の 180%に達した。ファイル で「努めること」とされた 「充実した」「分かりやす い」情報提供が実現してい

さらに、掲載情報を充実 した11月以降、メディアの ジが機能し、掲載情報の 「カラー化」「グラフ化」 件以上の記事となった。ホ ームページ掲載情報が、預 金者のみならず、メディア

平成31年4月に向け、当 年度後半に実施したホーム ページのリニューアルに際 しては、年度計画を策定し た際に想定した「必要に応 じた改善」にとどまらず、 全面的な見直しを行い、新 機能を多数導入して、郵便 貯金管理業務に係る情報 を、多様な利用者に対して 的確かつ迅速に提供できる ようユーザビリティ及びア クセシビリティを向上させ ることに留意しつつ、中期 目標で求められる「ホーム ページを活用した情報提 供」を継続するための土台 を形成した。

前年度の機構の経営内容

期の前倒しを図った。

ホームページの掲載内容の検証は5回(平 成 29 年度: 2回) 実施し、トップページに郵 便貯金の早期払戻しを勧奨する預金者への 挨拶状についての大きなバナーや機構の名 称変更に係るQ&Aを掲載する、掲載してい るファイルの視認性の改善、提供する情報の 拡充等を行うとともに、利便性を高めるた め、同ファイルからゆうちょ銀行のホームペ ージの関連箇所へのリンクを設定する等、そ の内容を分かりやすくかつ充実させた。

周知•広報施策(「1-1郵便貯金管理業務 (周知広報)」を参照)の影響もありホームペ ージ (特に郵便貯金関係ページ) のアクセス が急増し、満期経過郵便貯金の払戻手続及び 郵便貯金の権利消滅等に関する Q&A の2つ のファイルについて、ダウンロード数が平成 29 年度比 188%、172%となったものの、「分 かりにくい」等の苦情はなかった。さらに、 掲載内容が新聞雑誌等の記事に活用される などメディアの報道に役立った。また、新た にホームページの全面的な見直しを行い、ス マートフォン・タブレット対応、マウスオー バーによるサブメニュー表示等を導入し、ア クセシビリティの向上やユーザビリティの 改善等を図った。

よって、郵便貯金の適正かつ確実な管理及 びこれに係る債務の確実な履行について、透 明性を高める観点から、国民に対して実施状 況を明らかにするとともに、利用者に対して サービス内容等に関する情報を提供するた めに必要な業務及び組織その他経営内容に 関する情報を速やかに公表したことに加え、 新たにホームページの全面的な見直しを行 うとともに、より利用者に分かりやすく充実 した情報の提供がホームページを通じて行 われており、所期の目標を上回る成果が得ら れたものと認められる。

れ、カラー画像の引用、数値のグラフ化を行った記事もしに関する情報は、総務大臣 あった。 による財務諸表の承認から 2か月以内に公表した。さ 2 ホームページのリニューアル らに、平成30年度の当該情 平成31年4月の機構名称変更に併せ、ホームページを | 報の多くを総務大臣による リニューアル公開することとし、毎月実施しているアク 財務諸表の承認後速やかに セス状況調査等を踏まえ、以下のとおり構造を全般的に | 公表できるように、平成 30 見直した。 事業年度事業報告書に盛り ・アクセス状況調査で、スマートフォン及びタブレット 込み、公表時期の前倒しを からのアクセスが過半となっていることを踏まえ、そ「図った。 れらに最適な表示を行う仕様とし、ユーザビリティを 以上のことから、計画を 改善した。 十二分に上回る顕著な成果 ・マウスオーバーによるサブメニュー表示や閲覧者がメーを得たものと評価した。 ニュー階層を容易に把握できるような仕組みを導入 し、アクセシビリティを改善した。 <課題と対応> アクセス状況調査のページアクセスランキングを踏ま なし えて、アクセスの多い情報への誘導を念頭に置き、ト ップページをシンプルかつ見やすいデザインとする なかで、認知しやすいバナーの位置、字体・大きさ及 びデザインを工夫した。このほか、比較的目立たぬ位 置にあった「調達情報」を上位に表示した。 また、コンテンツの掲載場所の見直し及び掲載の優 先度合いの低いコンテンツの多くを整理することで、 閲覧者が必要な情報に速やかにアクセスできるよう にした。 3 機構の経営内容等に関する情報の公表 平成29年度の機構の組織、業務、商品の概要、資産運 用及び財務等に関する情報並びにコンプライアンスの推 進等に関する機構の取組について記載したディスクロー ジャー誌を作成し、総務大臣による財務諸表の承認(平 成30年8月30日)から2か月以内の同年10月23日に機構 の情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するととも に、ホームページで公表した。 さらに、平成30年度の同様の情報(独立行政法人郵便 貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に 関する省令第17条及び第18条に基づく経営情報を除く。) について、平成30事業年度事業報告書に盛り込み、総務 大臣による財務諸表の承認が得られ次第、公表できるよ うにした(これは「独立行政法人の事業報告に関するガ イドライン」の施行を1年先取りした取組である。)。 平成29事業年度財務諸表は、平成30年9月4日に独

 <u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	立行政法人通則法に基づいて機構の情報公開室に備えて	
	一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表した。	
	平成30年12月、機構の概要(郵便局ネットワーク支援	
	業務を含む。)を紹介したパンフレットを作成の上、ホ	
	ームページで公表した。	
	独立行政法人通則法の規定及び国会附帯決議等に基	
	づき、業務方法書、中期計画、年度計画、役職員の給与	
	の支給基準、郵便貯金・簡易生命保険の沿革、商品概要、	
	約款、委託先業務実施営業所等の情報、機構による入札	
	の結果等について、ホームページで公表した。	
	TO THE PROPERTY OF THE PROPERT	

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1 - 2	簡易生命保険管理業務		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	_
策		別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	
度		レビュー	

2. 主要な経年	データ													
①主要なアウ	·トプット(ア	プウトカム)情報			②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)									
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度			29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度
		(前中期目標期間最			令和元年							令和元年度		
		終年度値等)			度									
									予算額(千円)					
									決算額(千円)					
									経常費用 (千円)	44, 795	46, 640			
									経常利益 (千円)					
									行政サービス実					
									施コスト (千円)					
									従事人員数	37	34			

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	び主務に	大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標		法人の業務実績・自己評価	i	主務大臣は	こよる評価
						業務実績	自己評価		
	2 簡易生命保険	2 簡易生命保険	2 簡易生命保険	<主な定量的指標>	(1)	委託先及び再委託先の監督【B】	<評定と根拠>	評定 B	
	管理業務	管理業務	管理業務	_	(2)	資産の確実かつ安定的な運用【B】	(B)	<評定に至った理由>	
	〈以下略〉	〈以下略〉	〈以下略〉		(3)	周知·広報【B】	各項目を通じて、所期の	各項目「B」 であり	、簡易生命保険管理業
				<その他の指標>	(4)	情報の公表【B】	目標を達成したものと評価	務については、所期 $\sigma$	目標を達成したものと
				_			した。	認められる。	
							なお、経常費用 46,640 千	なお、経常費用 46,6	640 千円については、削
				<評価の視点>			円については、削減対象外	減対象外となっている	ものを除き、「業務経費
				● 簡易生命保険管			となっているもの*を除き、	等の合理化・効率化」	こおいて評価している。
				理業務の質の維持・向			「業務経費等の合理化・効		
				上及び適切性の確保			率化」において評価してい		
				のため、(1)委託先及			る。		
				び再委託先の監督、			※削減対象外となってい		
				(2) 資産の確実かつ			る経常経費とは、周知・		
				安定的な運用、(3)周			広報に係る費用のう		
				知・広報及び(4)情			ち、旅費・交通費(IC		
				報の公表の項目を実			カード乗車券利用分に		

施したか。	限る。)以外のものであ
	り、具体的には、広報の
	評価・分析等調査に係
	る費用、ポスター・チラ
	シ広告に係る費用、機
	関誌広告に係る費用等
	が該当する。
	<課題と対応>
	なし

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1 - 2	簡易生命保険管理業務(委託先及び再委託先の監督)										
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法								
策		別法条文など)	第 13 条、第 16 条、第 18 条								
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業									
度		レビュー									

主要な経年ラ	データ												
①主要なアウ	ウトプット( <u>)</u>	アウトカム)情幸	段					2	主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)	
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	31年度 /令和元 年度	2年度	3年度			29年度	30年度	31年度/令和元年度	3年度
監督方針に基 に基 の 計 が 計 が は は り は り は り り り り り り り り り り り り り	以上		半期に1回 (2回実施)	半期に1回 (2回実施)					予算額(千円)				
検証結果等を 踏まえ監査項 目の見直しの 実施			2回実施	2回実施					決算額(千円)				
簡易生命保険 管理業務の質 の維持・向上 及び適切性の 確保を図るた め委託先等の 各地域エリア の実地監査	間中1回以上		7 エリアで 実施 関東エリア 沖縄エリア 東北エリア 中国越エリア た カ州 ボエリアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアア	実施 南関東エリア 北海道エリア 東海エリア					経常費用(千円)	38, 299	43, 981		
									経常利益(千円) 行政サービス実 施コスト(千円) 従事人員数	11	11		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	
委託・再委託した請	委託・再委託した	委託・再委託した	<主な定量的指標>	簡易生命保険契約の月ごとの保有契約の減少額及び月末の	<評定と根拠>	評定 B
求のあった保険金	請求のあった保険	請求のあった保険	<ul><li>委託先及び再委託</li></ul>	保有契約残高は、次のとおり。	[B]	<評定に至った理由>
の支払等の簡易生	金等の支払等の簡	金等の支払等の簡	先における請求のあ	17,1 07,1 17,1 07,1	平成30年度監督方針にお	自己評価書の「B」との評価結果が妥当
命保険管理業務の	易生命保険管理業	易生命保険管理業	った保険金等の支払	合計     減少額     3,459     3,214     3,494     3,083     3,097     3,101       月末残高     334,141     330,926     327,432     324,349     321,252     318,151       原除     減少額     3,353     3,123     3,399     3,003     3,020     3,030	ける重点確認項目につい	あると確認できた。
質の維持・向上及び	務の質の維持・向上	務の質の維持・向上	等に係る状況の検証	F   月末残高   327,418   324,295   320,897   317,894   314,874   311,844     年   旗少額   106   91   96   80   77   71	て、定期及び随時に委託先	なお、かんぽ生命保険の契約乗換事案に
適切性の確保のた	及び適切性の確保	及び適切性の確保	を半期に1回以上行	十並     月末残高     6,722     6,631     6,535     6,455     6,378     6,307	からの報告内容を確認し	いては、現時点では全容が明らかになって
め、以下の項目を実	のため、簡易生命保	のため、簡易生命保	う。	合計 減少額 3,221 3,052 3,235 3,359 3,392 4,553 月末残高 314,930 311,878 308,643 305,284 301,893 297,340	た。	ないため、今後、監査を通じて事実関係や
施すること。	険管理業務の委託	険管理業務の委託	<ul><li>委託先及び再委託</li></ul>	保険 減少額 3,153 2,990 3,164 3,298 3,331 4,477 月末残高 308,691 305,701 302,537 299,239 295,908 291,431	請求のあった保険金等の	善策を把握する等の対応が必要であると
<ul><li>委託先及び再委</li></ul>	先である株式会社	先である株式会社	先の監査項目の見直	年金     減少額     67     62     71     62     61     75       月末残高     6,240     6,178     6,107     6,045     5,984     5,909	支払等に係る状況の検証	える。
託先に対して、定期	かんぽ生命保険(以	かんぽ生命保険(以	しを毎事業年度1回	下記1のとおり、簡易生命保険管理業務の委託先及び再委	を、半期に1回行った。	
及び随時に、顧客情	下第1の2(1)に	下第1の2(1)に	以上行う。	託先(以下「委託先等」という。)に対する監督方針を定め、	実地監査については、監	
報管理、契約者等か	おいて「委託先」と	おいて「委託先」と	<ul><li>委託先及び再委託</li></ul>	下記2のとおり、委託先等に対して監督方針に基づき確認等	査項目を2度見直すととも	
らの苦情申告対応	いう。)に対し、委託	いう。) に対し、委託	先の実地監査につい	を行い、必要に応じ、改善指導等を行うことにより、簡易生命	に、1年間で全13エリア中	
等の請求のあった	した業務について、	した業務について、	て、中期目標期間中に	保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保に努めると	8エリアで実施した。これ	
保険金等の支払等	業務の質の維持・向	業務の質の維持・向	各地域エリアに1回	ともに、委託先が行う生命保険業務及び再委託先が行う生命	により、「中期目標期間中に	
に係る状況の確認	上及び適切性の確	上及び適切性の確	以上行う。	保険業の代理業務と同等以上の質を引き続き確保することを	各地域エリアに1回以上行	
等を行い、必要に応	保に努めるととも	保に努めるととも		求めた。	う」とされているところ、平	
じて改善を求める	に、委託先が行う生	に、委託先が行う生	<その他の指標>		成29年度とあわせて中期目	
等の措置を行うこ	命保険業務と同等	命保険業務と同等	_	1 監督方針の策定	標を達成した。監査対象局	
と。特に保険支払の	以上の質を引き続	以上の質を引き続		簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確	所の選定に当たっては、全	
要である保険金等	き確保することを	き確保することを	<評価の視点>	保のため、簡易生命保険管理業務の委託先等に対する重点	国的に簡易生命保険管理業	
支払管理態勢につ	求めることとする。	求めることとする。	● 委託した簡易生	確認項目及び項目ごとのスケジュール、実地監査の項目及	務の質の維持・向上及び適	
いては、保険金等の	また、簡易生命保険	また、簡易生命保険	命保険管理業務につ	び対象並びに監督に当たり留意する事項等を規定した監督	切性の確保を図る観点か	
確実かつ早期の支	管理業務の再委託	管理業務の再委託	いて、業務の質の維	方針を定め、平成30年3月に簡易生命保険管理業務の委託	ら、各エリアにおいて訪問	
払に向けた取組の	先である日本郵便	先である日本郵便	持・向上及び適切性の	先である株式会社かんぽ生命保険に通知した。	実績の少なかった県や郵便	
実施等、その整備・	株式会社(以下第1	株式会社(以下第1	確保に努めるととも	(重点確認項目)	局に出向いた。また、委託先	
強化がなされるよ	の2(1)において	の2(1)において	に、委託先が行う生命	ア 委託先等(再々委託先を含む。)の役職員による犯罪	等のモニタリング結果等を	
う、委託先及び再委	「再委託先」とい	「再委託先」とい	保険業務と同等以上	の防止	活用し、効果的かつ効率的	
託先に対して対応	う。)に対し、再委託	う。) に対し、再委託	の質の確保を求めた	イ 顧客情報の管理	な実施に努めた。実地監査	
状況のモニタリン	された業務 (再委託	された業務(再委託	か。また、再委託され	ウ 苦情申告対応	で発見された不適切な事例	
グを行うとともに	先が業務を再々委	先が業務を再々委	た簡易生命保険管理	エー保険金等支払の管理	は改善を求めるとともに、	
適時指導を行うこ	託する場合を含む。	託する場合を含む。	業務について、業務の	オ その他業務品質の確保に係る事項	推奨事例も確認し、委託先	
と。	以下第1の2(1)	以下第1の2(1)	質の維持・向上及び適	カ 会計に関する業務の適正性	に通知した。	
・監査業務の実施	において同じ。) に	において同じ。) に	切性の確保に努める	保険金等支払管理態勢については、重点確認項目「エー保	重要課題である保険金等	
に当たっては、委託	ついて、業務の質の	ついて、業務の質の	とともに、再委託先が	険金等支払の管理」において、月ごとに、入院保険金、死亡	の支払管理態勢について	
先及び再委託先の	維持・向上及び適切	維持・向上及び適切	行う生命保険代理業	保険金等査定を伴う保険金等支払いの処理件数及び平均処	は、保険金等の請求から支	
実施する内部監査	性の確保に努める	性の確保に努める	務と同等以上の質の	理日数の報告を求め、この平均処理日数が5日以内となる	払いまでの平均処理日数を	
		とともに、再委託先		よう委託先に求めることとした。	   月次で報告を受け、確認し	

統制機能を活用し の経費の増大を招│ることとする。 こと。

### 【指標】

- 1回以上行う。
- 託先の監査項目のる。 度1回以上行う。
- 方]

等に係る状況の検しものとする。なお、 見直しを定期的に一定に当たっては、業 行うとともに、実地│務の質の維持・向上 監査を全国におい 及び適切性の確保 て行うこととする。 に向けて引き続き

など、各組織の内部│が行う生命保険業│が行う生命保険業│● 委託先及び再委│2 確認等

- 定

・委託先及び再委 事業年度ごとに る監督方針を定め 行ったか。 託先の実地監査に│委託先等に対する│ることとする。平成│● 不適切な事例が ついて、中期目標期|監督方針を定める|30 年度における重|判明した場合には、そ 間中に各地域エリ│こととする。監督方│点確認項目は、次の│の原因等を分析し、必 アに1回以上行う。 | 針においては、重点 | とおりとし、項目ご | 要に応じて改善を求 「指標設定の考え│確認項目及び項目│とのスケジュール│める等の措置を行い、 ごとのスケジュー を設定する。また、 改善状況の検証を行 委託・再委託した請|ルを設定する。特に|監督方針の策定に|ったか。 求のあった保険金 ┃保険支払の要であ ┃ 当たっては、特に保 ┃・部内犯罪事案の発 等の支払等の簡易│る保険金等支払管│険支払の要である│生原因等について分 生命保険管理業務 | 理態勢について、保 | 保険金等支払管理 | 析し、必要に応じて再 の質の維持・向上及 | 険金等の確実かつ | 態勢について、保険 | 発防止策を講じるな び適切性の確保の | 早期の支払に向け | 金等の確実かつ早 | どの改善を求めたか。 ため、委託先・再委│た施策の実施等、そ│期の支払に向けた│・支払業務システム 託先の請求のあっ┃の整備・強化がなさ┃施策の実施等、その┃の導入の際に生じた た保険金等の支払 | れるよう留意する | 整備・強化がなされ | 処理遅延、郵便局での 証及び監査項目の | 重点確認項目の設 | のとする。

取り組む必要性を

ることとする。

況の検証を半期に┃い、必要に応じて改┃い、必要に応じて改┃留意したか。 善を求める等の措 | 善を求める等の措 | ● 委託先及び再委

先を含む。)

- の代理業務と同等 の代理業務と同等 託先に対する監督方 て、効果的かつ効率|以上の質を引き続|以上の質を引き続|針を定め、確認等を行 的な実施に努める | き確保するよう、委 | き確保するよう、委 | い、必要に応じて改善 とともに、機構全体 | 託先を通じて求め | 託先を通じて求め | を求める等の措置を 行ったか。
- かないようにする | 加えて、次のとお | 加えて、次のとお | 保険支払の要で り、委託先及び再委しり、委託先及び再委しある保険金等支払管 託先(以下第1の2 | 託先(以下第1の2 | 理態勢について、保険 ・委託先及び再委 (1)において「委 (1)において「委 金等の確実かつ早期 託先における請求 | 託先等 | という。)に | 託先等 | という。)に | の支払に向けた施策 のあった保険金等 | 対する監督方針を | 対する監督方針を | の実施等、その整備・ の支払等に係る状 | 定め、確認等を行 | 定め、確認等を行 | 強化がなされるよう
- ・委託先及び再委 | 置を行うこととす | 置を行うこととす | 託先における請求の あった保険金等の支 見直しを毎事業年 | ① 監督方針の策 | ① 監督方針の策定 | 払等に係る状況の検 委託先等に対す 証を半期に1回以上

  - るよう留意するも「受付からサービスセ ンターまでの送達日 (重点確認項目) | 数の改善に向けた働 ア 委 託 先 等 きかけを行ったか。
    - (再々委託 委託先及び再委 託先の監査項目の見 の役職員に 直しを1回以上行っ

#### (1) 定期報告

上記の重点確認項目について判明した不適切な事例 のうち、重要案件(不祥事件、顧客情報漏えい等、シストした。 テム障害等) については随時、その他の案件について は月ごと、四半期毎又は半期毎に確認を行うことを定│ては、委託先からの定期報 め、スケジュールどおりに確認を行った。

原則として月毎に不適切事例の発生原因等を分析|認等すべく、評価基準及び し、その結果も活用して実地監査を行った。また、委託|役員への報告ルールの整理 先に平成29年度下期監査結果(平成30年5月)を通 を行うとともに、これまで 知し、不適切な事例について再発防止策を講じることしの監査を踏まえ、また、監督 などの改善を求め、その後に実施した平成30年度の実 | の内容の不断の見直しの一 地監査において改善状況の確認を行った。

また、委託先からの定期報告事項について、平成31 査項目の見直しに着手し 年度以降より適切に確認等すべく、評価基準及び役員した。 への報告ルールの整理を行った。

(2) 委託先等における保険金等の支払等に係る状況の検 ら、適切に委託した業務の 証等

委託先等における顧客情報管理、請求のあった保険 | の確保に努めたものと評価 金等の支払等に係る状況の検証を、平成29年度下期に おける熊勢整備状況(平成30年5月にとりまとめ)及 び平成30年度上期における熊勢整備状況(平成30年 | <課題と対応> 11月にとりまとめ)において実施した。

### (3) 実地監査

実地監査計画の策定及び実施

全国的に管理業務の質の維持・向上及び適切性の確 保を図る観点から、実地監査の対象エリアを選定し、 犯罪の防止態勢、顧客情報管理態勢、苦情申告等管理 態勢、保険金等支払管理態勢、契約維持管理態勢、その 他業務品質の確保に関する事項、委託先の外部委託の 管理態勢、システムリスク管理態勢、会計処理態勢を 重点項目とする「平成30年度簡易生命保険管理業務実 地監査計画」を平成30年3月に策定した。具体的な監 査項目や監査対象拠点の選定に際しては、委託先等の 実施した内部監査の結果等を活用し、効果的かつ効率 的な実施に努めた。

実地監査において事務処理等の効率化に役立つ事例 を確認したときは、監査記録に残し、再委託先の本社 や支社に紹介する取組を引き続き行った。

なお、平成30年度は通期で実地監査を行い、令和元

たところ、平成30年度の平 均が 3.4 日となり、当機構 が求めた 5.0 日以内を達成

監督の内容や手法につい 告について、より適切に確 環として、令和元年度の監

このように、監督の内容 や手法にも改善を重ねなが 質の維持・向上及び適切性

なし

十分考慮すること とする。

### ② 確認等

監督方針に基づ き、委託先等に対し て、定期及び随時 | に、顧客情報管理、 苦情申告対応等の 請求のあった保険 金等の支払等に係 託先等からの報告、 実地監査等により ② 確認等 お、これらの状況の「き、委託先等に対し」ったか。 検証を半期に1回 て、定期及び随時 以上行う。

とする。

実地監査につい 半期に1回以上行 ては、事業年度ごとしう。 に実地監査計画を 不適切な事例が とする。

のあった保険金等しとする。 の支払等に係る状 実地監査につい ととする。

易生命保険管理業 施状況を監査する

よる犯罪のたか。 防止

# 理

- ウ 苦情申告対応
- の管理
- る事項
- に、顧客情報管理、 不適切な事例が|苦情申告対応等の 判明した場合には、 請求にあった保険 その原因等を分析 金等の支払等に係 し、必要に応じて改しる状況について、委 善を求める等の措 託先等からの報告、 置を行い、改善状況 | 実地監査等により の検証を行うこと 確認等を行う。な お、これらの検証を

定め、委託先等にお判明した場合には、 ける簡易生命保険 その原因等を分析 管理業務の実施状し、必要に応じて改 況を監査すること **善を求める等の措** 置を行い、改善状況 監査項目は、請求│の検証を行うこと

況の検証結果等を ては、平成30年度 踏まえ、毎事業年度│における実地監査 1回以上見直すこ 計画を定め、委託先 における簡易生命 また、全国的に簡 保険管理業務の実

- 中期目標期間中 イ 顧客情報の管 に、委託先及び再委託 先の各地域エリアに 1回以上実地監査を エ 保険金等支払 行うよう取り組んだ
- オ その他業務品 委託先及び再委 質の確保に係|託先の内部監査の結 果を利用するなど、各 る状況について、委 カ 会計に関する 組織の内部統制機能 業務の適正性 | を活用して、全体の経 費の増大を招かずに 確認等を行う。な 監督方針に基づ 実地監査の充実を図

年5月に委託先に監査結果を通知し、不適切な事例に ついて再発防止策を講じることなどの改善を求めた。

また、保険部長が委託先本社責任者(内部監査部長 (2回)、コンプライアンス統括部長(3回)、事務企画 部長(1回)) にヒアリングを実施し、所管業務に対す る認識を確認した。

なお、実地監査において12項目(17局)の推奨事例 を確認した。

### ② 監査項目の見直し

次のとおり、平成30年6月及び9月に計2回見直し

6月:管理者の意識、携帯端末機の管理状況を追加

9月:取引時確認の実施状況、疑わしい取引の取扱 いと実施状況を追加等

下記③で平成29年度とあわせて全国13エリアに1回 以上実地監査を行ったことも踏まえ、また、監督の内 容の不断の見直しの一環として、令和元年度の監査項 目の見直しに着手した。

### ③ 監査対象エリア等の選定

「平成30年度簡易生命保険管理業務実地監査計画」 に基づき、上記の項目その他業務の質の維持・向上及 び適切性の確保の観点から、全国13エリア中、8エリ ア及び委託先等の本社(9月・3月に各社1回)にて実 地監査を実施した。これによって平成29年度とあわせ て全国 13 エリアに1回以上実地監査を行ったことと なり、中期目標を達成した。

監査対象局所の選定に当たっては、ユニバーサルサ ービスとして、全国的に管理業務の質の維持・向上及 び適切性の確保を図る観点から、エリアの中で過去に 訪問実績が少ない県や地域の郵便局に対して行うよう に努めた。対象局所は、委託先及び再委託先等の事故 発生状況、事務取扱件数等を参考にして選定した。

### 監査実施箇所数(合計:8エリア 76か所)

	南関東	北海道	東海	北陸	東京
	(5月)	(5月) (5月)		(7月)	(9月)
委託先	支店 1	支店 0	支店 1	支店 1	支店 0
	横浜CC1		岐阜SC1		
再委託先	支社 1	支社 1	支社 1	支社 1	支社 0
	郵便局 2	郵便局 11	郵便局 9	郵便局 7	郵便局 1
小計	5	12	12	9	1

務の質の維持・向上 こととする。 及び適切性の確保 とする。

なお、監査業務の実しついて行う。 施に当たっては、監 なお、監査項目 査項目や監査対象 は、保険金等の支払 拠点を選定する際 | 等に係る状況の検 に、委託先等の実施 | 証結果等を踏まえ、 する内部監査の結 平成30 年度中に1 果を利用するなど、回以上見直すこと 各組織の内部統制とする。 いようにする。

実地監査は上記 を図る観点から、中一①の重点確認項目 期目標期間中に、委しの確認のため必要 託先等の各地域エーな項目その他業務 リアに1回以上実 の質の維持・向上及 地監査を行うこと び適切性の確保の ため必要な項目に

機能を活用して、効 また、全国的に簡 果的かつ効率的な 易生命保険管理業 実施に努めるとと 務の質の維持・向上 もに、機構全体の経し及び適切性の確保 費の増大を招かなしを図る観点から、平 成30 年度の実地監 査の対象エリアを 決定することとす る。なお、監査業務 の実施に当たって は、監査項目や監査 対象拠点を選定す る際に、委託先等の 実施する内部監査 の結果を利用する など、各組織の内部 統制機能を活用し て、効果的かつ効率 的な実施に努める。

	近畿 (10月)		九州 (11月)		東京 (12月)	四国 (1月	)	合計	
委託先	支店	1	支店	1	東京	支店	2	支店	7
			福岡S(	1	S C 1			SC	3
								СС	1
再委託先	支社	1	支社	1		支社	1	支社	7
	郵便局	11	郵便局	6		郵便局	11	郵便局	58
小計		13		9	1		14		76

(注1) SC: サービスセンター、CC: コールセンター (注2) 東京エリア(9月)の郵便局は郵便貯金管理業務及び 簡易生命保険業務と合同で実施。

### (4) 重点確認項目の状況

ア 委託先等(再々委託先を含む。)の役職員による犯 罪の防止

平成30年度に発覚した部内者犯罪は、本来預かる 必要のない保険料を預かり横領していた事案1件、 年金保険料を横領した事案1件、団体払込み保険料 を横領した事案1件の計3件であり、いずれも簡易 生命保険契約に関するものであった。報告書の受領 とともにヒアリングを実施し、さらなる調査と再発 防止を要請した。また、従前発覚した案件を含め、部 内者犯罪発覚後の調査等に係る状況について毎月2 回報告を受け、その進捗を確認した。

これらの事案や毎月の分析結果等を踏まえて犯罪 の防止態勢に関する実地監査において、内部犯罪の 防止策である、保険金及び保険料のキャッシュレス 化の推進、書面調査、各種研修、点検等の施策につい て確認し、発見した不備事項については、令和元年 5月に委託先に監査結果として通知し、不適切な事 例について再発防止策を講じることなどの改善を求 めた。

### イ 顧客情報の管理

顧客情報漏えい等のうち重要案件については随 時、その他の案件については原則として月ごとに概 要及び具体的な改善策等の報告を求めるとともに、 必要に応じて指導を行った。

また、委託先等における社外紛失については、ヒ アリングを実施し、発生原因の分析を求め更なる取 組の強化を要請したほか、再発防止策及び対応状況 を半期ごとの態勢整備状況に係る報告書に記載する よう委託先に求め、実地監査にて指導等が適切に行 われているかを確認した。

情報セキュリティ対策については、委託先で「2018 年度情報セキュリティマネジメント年度方針」を策 定し、「情報セキュリティ管理態勢の強化」、「外部委 託先の顧客情報漏えいリスクの低減」及び「全社的 なリテラシー向上、情報管理ルールの徹底」を主要 課題とし、サイバーインシデントを想定した全社的 な訓練等を実施していることを確認した。また、日 本郵政グループ4社共通のセキュリティ強化策とし て、平成30年度下期に「インターネット分離(仮想 ブラウザ)サービス」を導入していることを確認し ウ 苦情申告対応 委託先から報告される苦情等については、毎月内 容を確認し、苦情等の発生傾向を分析するとともに、 委託先等における対応に疑義がある苦情等について その後の対応を確認し、必要に応じて指導した。 また、実地監査において、委託先等で苦情対応内 容のシステム入力を適切に行い、その対応を組織的 に行っているか等の確認を行い、特段の指摘を要す るような事象は発見されなかった。 エ 保険金等支払の管理 監督方針において定めたとおり、「保険金等の請求 案内漏れ及び支払漏れの防止並びに満期保険金等の 早期支払いに向けた保険金等支払管理体制の整備」 及び「査定を伴う保険金等の支払について平均処理 日数が5日以内となるよう」等を求めた。 支払漏れ等が発生し、追加的な支払いを行った事 案の件数は、前年度から減少したことを確認した。 また、査定を伴う保険金等の支払に要する平均処 理日数を月次で委託先から報告を受け、確認と分析 を行った。 実地監査では、保険金請求書類が郵便局所内に滞 留していないか、滞留している場合の原因はどこに あるかを調査し、特段の指摘を要するような事象は 発見されなかった。 また、委託先のサービスセンターの実地監査では、 支払業務システムによる保険金等支払の処理状況、 事務フローの改善や要員配置など迅速な処理に向け た取組が着実に行われていることを確認した。 その結果、平均処理日数は平成 30 年度の平均が

3.4日となり、当機構が求めた5.0日以内を達成し、 委託先等において保険金等支払は安定的に処理され ていることを確認した。 支払義務が発生した保険金等の早期支払促進に向 け、委託先と連携した。詳細は、「1-2 簡易生命 保険管理業務(周知・広報)」を参照。 以上のほか、満期保険金、生存保険金等査定を伴 わない保険金等の早期支払促進に向けて、委託先等 が取り組んでいる「かんぽつながる安心活動」にお いて推進している、支払期日到来時に保険金等を振 込で支払うための口座の登録率等の報告を受け、着 実に取組が進捗していることを確認した。 平成 30 年4月2日から、指定代理請求人につい て、高齢者世帯や単身世帯が増加傾向となっている こと、被保険者等が意思表示できない場合があるこ とから、お客さまの利便性向上を図ることを目的と して、指定代理請求人に指定できる者のうち、被保 険者の3親等内の親族について、被保険者との同居 又は同一の生計とする条件を撤廃する等取扱いの範 囲を拡大することとして保険約款を改正し、機構の ホームページで公表した。 オ その他業務品質の確保に係る事項 (1) 委託先の外部委託の管理態勢 委託先に対する実地監査において、顧客情報の 取扱いを含む外部委託先の一覧を提出させ、契約 先を確認したほか、契約書のひな型、契約締結後 の契約書、委託先によるモニタリングの結果を確 認した。あわせて、独立行政法人等の保有する個 人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号) についての制度趣旨等について指導を行った。 また、外部委託に係る顧客情報漏えい等が1件 発生したことから、概要及び委託先及び外部委託 先における具体的な改善策等の報告を求め、確認 を行った。 (2) システムリスク管理態勢 委託先の本社システム部門に対して実地監査、 システム関連の子会社にヒアリングを実施し、委 託先における基幹系システムの開発・保守態勢、 緊急時の対応態勢等を確認した。 また、システム障害の発生状況について四半期

毎に報告を受け、契約者等に多大な迷惑をかける 事案が発生していないことを確認した。 (3) 災害による被災者の支援 被災地域を対象に5回の非常取扱い(保険料の 払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の取 扱い)を実施し、機構のホームページに掲載した。 そのうち、平成30年7月豪雨及び平成30年9月 北海道胆振東部地震については、被災状況に鑑み て契約者貸付の利率減免及び入院保険金等の特別 取扱いを実施した。 (4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の特定 事業者としての措置の実施 犯罪による収益である疑いがある取引につい て、9件を総務省あて提出した。 また、犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)の特定事業者として、 教育訓練の実施、特定事業者作成書面の作成等を 行った。 カ 会計に関する業務の適正性 (1) 再保険に係る決算データの網羅性・実在性・正 確性 平成30年5月及び11月に、「仕訳伝票及びそれ らを取りまとめた取引明細表が照合データとして 適正であることの検証」、「仕訳伝票及びそれらを 取りまとめた取引明細表と機構に提供されたデー タの網羅性・実在性・正確性の検証」、「責任準備金 等保険契約準備金に係る仕組みの検証」及び「責 任準備金等保険契約者準備金が算出方法書に基づ き正しく設計されているか抽出検査による検証」 を行い、決算データの網羅性・実在性・正確性を確 認した。 (2) かんぽ会計システム 平成31年2月に委託先本社にて、かんぽ会計シ ステムのセキュリティ管理及び保守依頼・障害対 応におけるプロセス、災害時対応計画及び訓練状 況について実地監査を行った。その際、提出資料 に基づきヒアリングを行いセキュリティの正確性 を確認した。 併せて、平成29年度に指摘した1件、「「かんぽ

	会計システムユーザID申請書」によるID申請	
	で、本来の所属・役職に付与される権限と異なる	
	設定を行う場合の理由の明確化」について、改善	
	されていることを確認した。	
	(3) 会計事務	
	委託先本社、サービスセンター(1か所)、支店	
	(3か所)並びに再委託先本社及び郵便局(5か	
	所)に対し、実地監査を実施し、取引の発生からシ	
	ステムへのデータ登録に係るコントロールの整	
	備・運用状況の確認を行い、「日締処理における担	
	当者別受払表等による確認漏れ及び帳票の未保	
	存」への対応等の改善を指導した。	
	(4) 地方公共団体貸付	
	委託先から、半期毎、弁済予定と弁済状況の報告	
	を受け、確認を行った他、取得財産処分の承認に	
	ついて、委託先による審査内容を確認した。また、	
	平成 30 年 9 月に委託先本社にて実地監査を実施	
	した。これらにより、団体貸付事務が適切に実施し	
	されていることを確認した。	
	さなしてく、公一 こ 任 神田野 しん。	

4. その他参考情報	艾
------------	---

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1 - 2	簡易生命保険管理業務(資産の確実かつ安定的な運用)		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法
策		別法条文など)	第 13 条、第 14 条、第 26 条、第 27 条、第 29 条
			郵政民営化法第 162 条第 2 項第 3 号
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	
度		レビュー	

2.	主要な経年ラ	データ												
	①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	上関する情報)		
	指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度		29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度
			(前中期目標期間最			令和元年						令和元年度		
			終年度値等)			度								
									予算額(千円)					
									決算額(千円)					
									経常費用 (千円)	-	-			
									経常利益 (千円)					
									行政サービス実					
									施コスト (千円)					
									従事人員数	4	4			

3. 各事業年度	業務に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	<b>ド主務大臣による評価</b>		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	i	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
簡易生命保	険に 簡易生命保険に	簡易生命保険に	<主な定量的指標>	中期計画及び年度計画に定める運用計画に従い、以下の	<評定と根拠>	評定 B
係る債務の確	実な 係る債務の確実な	係る債務の確実な	_	方針を定め、実施した。	[B]	<評定に至った理由>
履行を確保す	るた 履行を確保するた	履行を確保するた		「平成 30 年度運用実施方針の主要事項」	簡易生命保険資産につい	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であ
め、引き続き籠	易生 め、引き続き簡易生	め、引き続き簡易	<その他の指標>	・資産の運用に当たっては、安全・確実性を重視すると	ては、運用計画及び平成29	ると確認できた。
命保険資産に	つい 命保険資産につい	生命保険資産につ	_	ともに十分な流動性を確保する。	年度運用実施方針のとお	
て、確実かつ多	定的 て、簡易生命保険資	いて、簡易生命保		・運用方法は、株式会社かんぽ生命保険への預託、契約	り、確実かつ安定的な運用	
な運用を行う	よう 産の運用計画(別紙	険資産の平成 30 年	<評価の視点>	者貸付、地方公共団体に対する貸付、有価証券又は預	を行った。また、再保険先の	
努めること。具	体的 2)に従い、確実か	度運用計画(別紙	● 簡易生命保険資	金への運用とする。	資産運用については、簡易	
には、機構法及	び整 つ安定的な運用を	2) に従い、方針	産について、運用計画	・マイナス金利下である状況を踏まえ、有価証券の運用	生命保険が保有する安全資	
備法により定	めら 行うよう努めるこ	を定め、確実かつ	に従った確実かつ安	に代え、元本保証の振替口座による管理とし、金利水	産の評価額が、かんぽ生命	
れた運用方法	契約 ととする。	安定的な運用を行	定的な運用を行うよ	準がプラスに転じた際に、有価証券の運用を行う。	保険が機構のために積み立	
者貸付、国債	の売 再保険先におい	うよう努めること	う努めたか。		てる額を上回っていたこと	
買、金融機関へ	の預しても、確実かつ安定	とする。	● 再保険先におい	① かんぽ生命保険との業務委託契約に基づき、支払備	を、毎月、確認した。	
金、地方公共団	体に 的な運用が行われ	再保険先におい	ても、確実かつ安定的	金等に相当する額をかんぽ生命保険に預託した。年度	これらにより、機構にお	
対する貸付け	に係 るようその状況を	ても、確実かつ安定	な運用が行われるよ	末残高は、約 439 億円である。	ける資産運用は確実かつ安	
る債権の保有等	( )の 毎月把握するとと	的な運用が行われ	うその状況を把握す	② 総務省認可を受けた金額の範囲内でかんぽ生命保	定的に行い、再保険先の運	
範囲内で、簡易	生命 もに、再保険先にお	るようその状況を	るとともに、再保険先	険から借り入れた資金により、契約者貸付、地方公共	用についても確実かつ安定	

保険資産の運用計 ける安全資産評価 毎月把握するとと における安全資産評 団体への貸付を行った。年度末残高は、以下のとおり。 的に運用が行われているこ 画に従った運用を | 額が、再保険先が機 | もに、再保険先にお | 価額が、再保険先が機 • 契約者貸付 約 2,752 億円 とについて、計画どおり確 構のために積み立│ける安全資産評価│構のために積み立て 行うこと。 地方公共団体貸付約53,748億円 認を行ったものと評価し 再保険先において┃てる金額を下回っ┃額が、再保険先が機┃る金額を下回ってい ③ 簡易生命保険資産(かんぽ生命保険への預託、契約 た。 も、確実かつ安定的 | ていないことを確 | 構のために積み立 | ないことを確認した 者貸付及び地方公共団体に対する貸付以外)のうち、 な運用が行われる┃認する。必要に応┃てる金額を下回っ┃か。 運用可能額については、国債市場においてマイナス金 | <課題と対応> ようその状況を把して、上記第1の2していないことを確 利が続いているため、国債による運用は行わず、全額、 なし 握するとともに、再 (1)①及び②によ 認する。必要に応 ゆうちょ銀行の振替口座 (無利子) に留め置いた。平 保険先における安 る確認等を行うこ じ、上記第1の2 成30年度末残高は、3億円である。 全資産評価額が、再しととする。 (1)①及び②によ る確認等を行うこ 保険先が機構のた 再保険先の資金運用については、毎月、かんぽ生命保険 ととする。 から運用実績・評価の報告を受け、運用状況を把握すると めに積み立てる金 額を下回っていな ともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を行 いことを確認する った。 こと。 簡易生命保険資産の構成割合について、確実で安定的な 運用状況であることを確認する(表1参照)とともに、か んぽ生命保険が保有する安全資産の評価額が、機構のため に積み立てられる額を上回っていることを確認した(表2 参照)。 ○ (表1)確実かつ安定的な運用状況の確認 国 倩 地公体 外国債 金銭の その他 地方債 社 債 貸付 信託 契約者 貸付 平成 31 年 70.0 % 12.3 % 8.6 % 5.0 % 4.0 % 3月期 68.9 % 平成 30 年 13.6 % 5.2 % 4.9 % 7.4 % 3月期

		〇 (表2) 5	安全資産保有	「義務の確認(	平成 31 年 3 月
			①機構のため	②安全資産の	2-1
			に積み立て	評価額	
			る額		
		再保険契約			
		書第 21 条	39 兆 5, 268	66兆6,611	27 兆 1,343
		(安全資産	億円	億円	億円
		保有義務)			
		に基づく検			
		証値			
		業務委託契			
		約書 第 24	39兆5,707	66兆6,839	27兆1,132
		条(安全資	億円	億円	億円
		産保有義			
		務)に基づ			
		く検証値			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1 - 2	簡易生命保険管理業務(周知・広報)		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法
策		別法条文など)	第 13 条
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	
度		レビュー	

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						(2	②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	29年度	30年度	31年度/ 令和元年 度	2年度	3年度			29年度	3 0 年度	31年度/令和元年度	2年度	3年度
支払義務が 発生しの 険金等の 存状提し、 月把提し、 日 アで公表			13 回	14 回					予算額(千円)					
委託先との 連携施策等、 周知媒体を 用いた広報 施策			2回	5 回					決算額(千円)					
公共機関・各種団体等に対し、広報施策・活動の連携			18件	14 件					経常費用(千円)	5, 557	1,670			
									経常利益(千円) 行政サービス実 施コスト(千円)					
									従事人員数	9	6			

. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	<b>ド主務大臣による評価</b>		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	i	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
民営化後も政府保	民営化後も政府	民営化後も政府	<主な定量的指標>	1 保険金等の早期支払促進のための案内書等の発送及	<評定と根拠>	評定 B
証を継続すること	保証を継続するこ	保証を継続するこ	支払義務が発生した	び支払義務の発生した保険金等の残存状況の公表	[B]	<評定に至った理由>
としている簡易生	ととしている簡易	ととしている簡易	保険金等の残存状況	保険金等の早期支払促進のため、委託先を通じて、契	支払義務の発生した保険	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であ
命保険については、	生命保険について	生命保険について	を毎事業年度1回以	約者等に以下の取組を行った。	金等の残存状況の公表につ	ると確認できた。
支払義務が発生し	は、支払義務が発生	は、支払義務が発生	上周知する。	ア 満期等の期日経過後も満期保険金等の支払請求	いて、平成30年度計画のと	
た保険金等の早期	した保険金等の早	した保険金等の早		のない保険契約について、委託先から3か月及び1	おり実施した。	
支払促進のため、引	期支払促進のため、	期支払促進のため、	<その他の指標>	年1か月経過後に保険金等支払案内書を発送。	機構において実施した周	
き続きその残存状	引き続きその残存	引き続き、その残存	_	イ 死亡保険金又は重度障がい保険金の請求後、1か	知・広報施策としては、委託	
況を適時に把握し、	状況を毎月把握し、	状況を毎月把握し、		月又は1年を経過し生存保険金の請求がない保険	先との連携により、高齢者	
周知・広報を実施す	契約者等にその状	契約者等にその状	<評価の視点>	契約についても保険金等支払案内書を発送。	向け情報誌などの周知媒体	
ること。広報に当た	況を毎事業年度 1	況をホームページ	● 支払義務が発生	ウ 契約者等が入院保険金等の郵便局窓口での受取	を活用したほか、実態調査	
っては、費用対効果	回以上ホームペー	において1回以上	した保険金等の残存	を希望した場合等には、委託先から契約者等に支払	の結果を踏まえ、転居に伴	
を検証しつつ、より	ジにおいて公表す	公表する。	状況を毎月把握し、契	通知書を発行。支払通知書発行後、3か月、6か月	う住所変更手続に関する周	
効果的かつ効率的	る。	また、受取未済の	約者等にその状況を	又は1年を経過しても保険金等を受取に来ない契	知への取組について、委託	
な実施に努めるこ	また、郵便局その	保険金等の有無の	1回以上公表したか。	約者等に対しては、期間ごとに支払通知書払渡未済	先の関連部署(3部署、6所	
と。	他の施設や広報媒	確認及びその早期	● 幅広い広報を推	通知書を発送。	管担当)に働きかけを行っ	
【指標】	体を通じた幅広い	受取りを呼びかけ	進するために、公共機	また、保険金等を受け取られていない契約の残存状況	た。また、保険部職員等が使	
・支払義務が発生し	広報を推進する。	るため、委託先との	関・各種団体等に対	を把握するため、これらの案内書等の発送状況につい	用する名刺に、簡易生命保	
た保険金等の残存	この一環として、	連携施策等、周知媒	し、年5件以上の広報	て、毎月、委託先から報告を受け、ホームページで公表	険の保険金等の早期支払促	
状況を毎事業年度	公共機関·各種団体	体を用いた広報施	施策・活動の連携を図	するとともに、支払義務が発生した保険金等の残存状況	進及び転居時の住所変更の	
1回以上周知する。	等に対し、年5件以	策を1回以上行う。	ったか。	(平成30年3月末現在及び平成30年9月末現在)につ	手続に関するお知らせを印	
	上の広報施策・活動	郵便局その他の	● 窓口において満	いても報告を受け、ホームページで公表した。	刷すること等で同内容の周	
[指標設定の考え	の連携を図る。	施設や広報媒体を	期保険金を受け取っ		知、取組の説明を行った。	
方]	広報に当たっては、	通じた幅広い広報	た方に対する実態調	2 機構において実施した周知・広報施策	さらに、9の公共機関・各	
支払義務が発生し	実際に窓口におい	を推進する。	査等を行い、費用対効	① 委託先(かんぽ生命保険)との連携	種団体等と連携した広報施	
た保険金等の早期	て満期保険金を受	この一環として、	果を検証しつつ、より	・ 契約者に契約内容を正しく知らせるとともに、住	策(14件)を展開した。	
支払促進のため、そ	け取った方に対す	公共機関·各種団体	効果的かつ効率的な	所等契約内容の非現行化を防止するため、保険料払	また、平成29年度の広告	
の残存状況の定期	る実態調査等を行	等に対し、5件以上	広報の実施に努めた	込証明書及び「ご契約内容のお知らせ」に同封して	施策について郵送調査で検	
的な周知を行うこ	い、費用対効果を検	の広報施策・活動の	か。	いる「ご契約ハンドブック」を平成 30 年 10 月に発	証を行い、住所変更につい	
ととする。	証しつつ、より効果	連携を図る。		送する際には、委託先と連携して、消費者団体から	ての認識について得られた	
	的かつ効率的な実	広報に当たっては、		の要望を踏まえ、死亡保険金の受取人が無指定の場	結果を踏まえてチラシを作	
	施に努めることと	実際に窓口におい		合における遺族の範囲についての説明を見直した。	成することで、より効果的	
	する。	て満期保険金を受		・ かんぽ生命保険が発行し、全郵便局の窓口等で配	かつ効率的な広報施策の実	
		け取った方に対す		布されている雑誌に、簡易生命保険の保険金等の早	施に努めた。	
		る実態調査等を実		期受取りを促す告知を、年度を通じて掲載するとと	これらにより、保険契約	
		施する。		もに、かんぽ生命保険ホームページ上に同内容を掲	者等に対する効果的・効率	
				載した(2018 年特別号、2018 年秋冬号の 2 冊)。	的な周知・広報の実施に十	
				・ 保険金等の確実な支払いを促進するため、平成28	分取り組んだものと評価し	
				年度より、委託先において「かんぽつながる安心活	た。	

新しまして 町初外老屋古墳協師し セスチョウの ノ細胞を基づい
動」として、既契約者に直接接触し、振込先口座の   <課題と対応>
登録の依頼を進めている。委託先では、令和元年9 なし
月までに全ての既契約者と接触することを目標に
進めている。機構では、委託先への監査等において、
進捗管理を行った。
・ 昨年度実施した保険契約者への実態調査(下記4
参照)を踏まえ、転居に伴う住所変更手続に関する
周知が必要であると判明したことから、当該周知へ
の取組について、委託先の関連部署(3部署、6所
管担当)に働きかけを行った。
② 名刺の活用
保険部職員等が使用する名刺の裏面に、簡易生命保
険の保険金等の早期支払促進及び転居時の住所変更
の手続に関するお知らせを印刷 (平成 30 年 12 月) し、
以後、名刺交換時に同内容の周知、取組の説明を行っ
た。
3 機構の封筒の活用
従来から郵便貯金と簡易生命保険の早期支払促進
に関するお知らせを掲載していたが、平成 31 年4月
以降、機構が使用する封筒については、郵便貯金と簡
易生命保険に関するお知らせを個別に掲載し、簡易生
命保険の早期支払促進に関する内容が明確に伝わる
ようにした。
3 各種団体と連携して実施した広報施策
次のとおり、公共機関・各種団体等と連携して、簡易
生命保険としての独自の施策も含め広報を展開した。こ
れらの実施にあたっては、委託先等とも情報を共有し、
契約者対応に遺漏のないよう準備を徹底した。
① かんぽの宿
施設内に周知用チラシを掲示(平成31年3月)
② 通信病院 (五十年 (五十年 (五十年 (五十年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 1
施設内に周知用チラシを掲示(平成31年3月)
③ 全国地域婦人団体連絡協議会
機関誌に広告を掲載(平成 31 年 3 月)
<ul><li>④ 日本点字図書館</li></ul>
視覚障がい者向け雑誌及び会員向けサイトに音声
広告を掲載(平成 31 年 2 月~ 3 月)
⑤ 老人福祉施設等
・サービス付き高齢者向け住宅協会
会員施設内に周知用チラシを掲示(平成30年10月)
・全国有料老人ホーム協会
・全国有料老人ホーム協会

会員メールマガジン及び同協会HPにより周知(平	
成 30 年 6 月)	
個人会員に周知用チラシを送付(平成 31 年 2 月)	
• 全国老人福祉施設協議会	
会員あて送付している月刊誌に周知用チラシを同	
封 (平成 30 年 11 月)	
• 全国老人保健施設協会	
会員メールマガジン及び同協会HPにより周知(平	
成 30 年 5 月)	
会員施設内に周知用チラシを掲示(平成30年12月)	
• 国立病院機構	
病院内に周知用チラシを掲示(平成 30 年 10 月)	
4 広報調査の実施等	
実態調査については、平成29年12月に実施した施策	
(郵便局へのポスター掲示)について、平成 29 年 12 月	
から平成 30 年1月に満期保険金を受け取った方を対象	
に、平成30年4月~5月に郵送調査を実施した。	
その結果を分析したところ、ポスターを認識した人の	
約半数が保険契約の満期日を確認したり、郵便局等に問	
合せをするなど、何らかの行動をとっていた。	
一方で、転居時に郵便物等の転居届と別に簡易生命保	
険の住所変更手続をしないと、保険金等の支払に関する	
重要なお知らせが届かなくなるとの認識が少ないこと	
が判明した。	
この結果を踏まえ、保険金等の早期受取りを呼びかけ	
るチラシ(上記3参照)に、住所変更手続に係る案内を	
追記した。	

4.	その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	. 当事務及び事業に関する基本情報										
1-2	簡易生命保険管理業務 (情報の公表)										
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に								
策		別法条文など)	関する省令第 18 条								
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業									
度		レビュー									

2. 主要な経年ラ	主要な経年データ												
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	に関する情報)	
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/		3年度			29年度	30年度		3年度
		(前中期目標期間最			令和元年							令和元年度	
		終年度値等)			度								
HP掲載内容	毎事業年度		1回	4回					予算額(千円)				
の検証	1回以上												
									決算額 (千円)				
									経常費用 (千円)	938	988		
									経常利益 (千円)				
									行政サービス実				
									施コスト (千円)				
									従事人員数	13	13		

谷事業牛度の業務	に係る目標、計画、	<b>莱務</b> 夷績、牛度評	価に係る目己評価及び 	が主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	
簡易生命保険の	① 簡易生命保	① 簡易生命保険	<主な定量的指標>	1 ホームページの掲載内容の改善	<評定と根拠>	評定 B
適正かつ確実な管	険の適正かつ確実	の適正かつ確実な	・ホームページについ	閲覧時の利便性を高めるために、ホームページの掲載	(B)	<評定に至った理由>
理及びこれに係る	な管理及びこれに	管理及びこれに係	ての閲覧者からの意	内容の検証を行い、以下の改善を行った。	ホームページの掲載内容	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であ
債務の確実な履行	係る債務の確実な	る債務の確実な履	見、アクセス状況調査	① 地公体貸付利率の掲載ページを変更した(平成31	の検証を行い、簡易生命保	ると確認できた。
について、透明性を	履行について、透明	行について、透明性	等により、掲載内容の	年1月)。	険管理業務に係るページの	
高める観点から、国	性を高める観点か	を高める観点から、	検証を毎事業年度1	② 生命保険料控除申告書の記載方法をホームペー	閲覧時の利便性を高める改	
民に対して実施状	ら、国民に対して実	国民に対して実施	回以上行う。	ジに追加し、詳細についてはかんぽ生命保険のホー	善を3回行った。	
況を明らかにする	施状況を明らかに	状況を明らかにす		ムページへのリンク先を設定した(平成31年2月)。	平成 31 年 4 月のホームペ	
とともに、利用者に	するとともに、利用	るとともに、利用者	<その他の指標>	さらに、かんぽ生命保険のホームページに掲載し	ージのリニューアル公開に	
対してサービス内	者に対してサービ	に対してサービス	_	ている機構のバナーから「簡易生命保険業務に係る	向け、アクセス状況調査の	
容等に関する情報	ス内容等に関する	内容等に関する情		お知らせ」が直接閲覧できるようリンクを変更すべ	結果等を踏まえ、ホームペ	
を提供するため、取	情報を迅速に提供	報を迅速に提供す	<評価の視点>	くかんぽ生命保険と調整を行った。	ージの構造を全面的に見直	
扱営業所の数、業務	するため、機構の組	るため、機構の組	● 機構の組織、業	③ 平成 31 年4月の機構の名称変更に関連して、同	した(1回)。	
の内容等、上述の目	織、業務、商品の概	織、業務、商品の概	務、商品の概要、資産	年1月、機構の名称変更に係る簡易生命保険管理業	ホームページのリニュー	
的を達するために	要、資産運用及び財	要、資産運用及び財	運用及び財務に関す	務に関するQ&Aを掲載するとともに、名称変更に	アルに際しては、年度計画	

織その他経営内容┃並びにコンプライ┃並びにコンプライ┃ンスの推進その他の に関する情報を引 | アンスの推進その | アンスの推進その | 機構の取組内容等の

活用した情報提供してする。 供に当たっては、充一報の公表は、直近の一ととする。 実した情報を利用 事業年度に係る財 とに努めること。

## 【指標】

上行う。

方

ページの内容を検し行うこととする。 証することとする。

状況調査等により、 公表に当たっては、 に行うこととする。 毎事業年度1回以 極的に活用するこ 表に当たっては、ホ [指標設定の考え | ージは、利用者に分 | 的に活用すること 簡易生命保険の適した内容となるよう、↓ムページは、ユーザ 正かつ確実な管理 ホームページにつ ビリティ、アクセシ 及びこれに係る債 | いての閲覧者から | ビリティについて 務の確実な履行に┃の意見、アクセス状┃必要に応じ改善等 ついて、分かりやす | 況調査等により、掲 | し、利用者に分かり い掲載となるよう、 ■載内容の検証を毎 | やすく充実した内 毎事業年度ホーム 事業年度1回以上 容となるよう、ホー

必要な業務及び組 │ 務に関する情報等 │ 務に関する情報等 │ る情報、コンプライア 容等に関する情報 | 容等に関する情報 | 度に係る財務諸表に 公表に当たって┃を引き続き毎事業┃について、ディスク┃ついて総務大臣の承 成し機構に備え付し月以内に公表したか。 を行うこと。情報提 | なお、これらの情 | ける等、公表するこ | ● ホームページを

積極的に活用した情

なお、これらの情報提供を行ったか。ホ 者に分かりやすく、 | 務諸表について通 | 報の公表は、直近の | ームページは、利用者 迅速に提供するこ | 則法第 38 条第1項 | 事業年度に係る財 | に分かりやすく充実 |の規定による総務 | 務諸表について通 | した内容となるよう、 |大臣の承認を受け|則法第 38 条第1項|閲覧者からの意見、ア ・ホームページに │ た日から2月以内 │ の規定による総務 │ クセス状況調査等に ついての閲覧者か | に行うこととする。 | 大臣の承認を受け | より、掲載内容の検証 らの意見、rクセス | ② ①の情報の | た日から2月以内 | を1回以上行ったか。 掲載内容の検証を ホームページを積 ② ①の情報の公 ととする。ホームペームページを積極 かりやすく充実ししとする。また、ホー ムページについて の閲覧者からの意 見若しくはアクセ ス状況調査等によ り、掲載内容の検証 を1回以上行うこ ととする。

関し幅広くお客さまへの周知を実施すべく、委託先しを策定した際に想定した と調整を行った。

き続き公表するこ | 他の機構の取組内 | 他の機構の取組内 | 情報を、直近の事業年 | 2 ホームページのリニューアル

「1-1 郵便貯金管理業務(情報の公表)」を参照。

は、ホームページを | 年度公表すること | ロージャー誌を作 | 認を受けた日から2 | 3 機構の経営内容等に関する情報の公表

「1-1 郵便貯金管理業務 (情報の公表)」を参照。

「必要に応じた改善」にと どまらず、全面的な見直し を行い、新機能を多数導入 して、中期目標で求められ る「ホームページを活用し た情報提供」を継続するた めの土台を形成した。

前年度の機構の経営内容 に関する情報は、総務大臣 による財務諸表の承認から 2か月以内に公表した。さ らに、平成30年度の当該情 報の多くを総務大臣による 財務諸表の承認後速やかに 公表できるように、平成30 事業年度事業報告書に盛り 込み、公表時期の前倒しを 図った。

以上のことから、所期の 目標を達成したものと評価 した。

<課題と対応> なし

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-3	郵便局ネットワーク支援業務									
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法							
策		別法条文など)	第 13 条							
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業								
度		レビュー								

2. 主要な経年	データ													
①主要なアウ	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度			29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度
		(前中期目標期間最			令和元年							令和元年度		
		終年度値等)			度									
									予算額(千円)					
									決算額 (千円)					
									経常費用 (千円)					
									経常利益 (千円)					
									行政サービス実					
									施コスト (千円)					
									従事人員数		6			

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	
	3 郵便局ネットワ	3 郵便局ネットワ	3 郵便局ネットワ	<主な定量的指標>	(1) 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な	<評定と根拠>	評定 B
	ーク支援業務	ーク支援業務	ーク支援業務	_	実施【A】	(B)	<評定に至った理由>
	〈以下略〉	〈以下略〉	〈以下略〉		(2) 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実	交付金の交付及び拠出金	郵便局ネットワーク支援業務の質の維持・
				<その他の指標>	施【B】	の徴収の円滑かつ確実な実	向上及び適切性の確保のため、「(1) 交付金
				_		施については、中期計画に	の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実
						おける所期の目標を上回る	施」及び「(2) 交付金及び拠出金の額の算定
				<評価の視点>		成果が得られたものと評価	の適正かつ確実な実施」が行われており、郵
				●郵便局ネットワー		した。交付金及び拠出金の	便局ネットワーク支援業務については所期の
				ク支援業務の質の維		額の算定の適正かつ確実な	目標を達成したものと認められる。
				持・向上及び適切性の		実施については、所期の目	
				確保のため、(1)交付		標を達成したものと評価し	
				金の交付及び拠出金		た。	
				の徴収の円滑かつ確			
				実な実施、(2)交付金		<課題と対応>	
				及び拠出金の額の算		なし	

定の適正かつ確実な		
定の適正かつ確実な 実施の項目を実施し		
たか。		

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
1 – 3	郵便局ネットワーク支援業務(交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施)											
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法									
策		別法条文など)	第 13 条									
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	_									
度		レビュー										

①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	29年度	30年度	31年度/ 令和元年 度	2年度	3年度				29年度	30年度	31年度/令和元年度	2年度	3年度
交付金の交付	平成 31 年度		_	_						予算額(千円)					
及び拠出金の	以降の毎事														
徴収が円滑か	業年度1回														
つ確実に行わ	以上														
れているかど															
うかについて															
検証															
										決算額 (千円)					
										経常費用 (千円)					
										経常利益 (千円)					
										行政サービス実					
										施コスト (千円)					
										従事人員数		6			

3	3. 各事業年度の業務						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	i	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構法第 18 条の 2	交付金の交付及び	交付金の交付及	<主な定量的指標>	平成 31 年度の交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑か	<評定と根拠>	評定 A
	及び第 18 条の3の	拠出金の徴収を円	び拠出金の徴収を	_	つ確実に実施するため、以下を実施した。	[A]	<評定に至った理由>
	規定に基づき、日本	滑かつ確実に実施	円滑かつ確実に実			平成31年度4月から開始	体制の整備については、独立行政法人郵便
	郵便株式会社に対	するため、業務方法	施するため、業務方	<その他の指標>	1 体制の整備	される交付金の交付及び拠	貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正
	する交付金の交付	書に基づく交付金	法書に基づく交付	_	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一	出金の徴収の円滑かつ確実	する法律(平成 30 年法律第 41 号。以下「改
	並びに関連銀行及	の交付及び拠出金	金の交付及び拠出		部を改正する法律(平成 30 年法律第 41 号。以下「改正	な実施に向け、法令が一部	正法」という。)の一部が施行され、機構の業
	び関連保険会社か	の徴収に関する業	金の徴収に関する	<評価の視点>	法」という。) の一部が施行され、機構の業務に郵便局ネ	施行された前年度(平成 30	務に郵便局ネットワーク支援業務(以下「支援
	らの拠出金の徴収	務の実施方法を適	業務の実施方法を	● 郵便局ネットワ	ットワーク支援業務が追加されたことにより、機構の業	年度)の8月より直ちに、効	業務」という。) が新たに追加されたことを受
	を円滑かつ確実に	正かつ明確に定め	適正かつ明確に定	ーク支援業務専門の	務量が増加するとともに、新たな業務は既存の管理業務	率的かつ迅速に業務を実施	け、支援業務を専任する新理事が新たに配置
	実施するため、以下	た規程類を平成 30	めた規程類を平成	部門を設け、徴収した	とは性質及び専門性が異なることから、郵便局ネットワ	するための体制と規程類の	された。その後、新理事を中心としたプロジ

の項目を実施する こと。

・日本郵便株式会社 降の毎事業年度1 に対する交付金の 回以上、交付金の交 便局ネットワーク 交付並びに関連銀一付及び拠出金の徴 行及び関連保険会 | 収が円滑かつ確実 | れたため、拠出金を 社からの拠出金の┃に行われているか┃他の勘定の資金と 徴収を円滑かつ確 が可能となるよう、 交付金の交付及び 拠出金の徴収に関しる。 する業務の実施方

に定めること。 年度から実施)。

法を適正かつ明確 便局ネットワーク

に要する費用の一 に、関連銀行及び関しる。 連保険会社から適 成 31 年度から実 施)。そのため、事前

及び関連保険会社

し、平成31年度以一備することとする。

どうかについて検 じて規程類の見直 しを行うこととす

支援勘定が設けら した拠出金を、日本の資金と区分し、口 して交付するまでしる。また、郵便局ネ の間、安全に管理すしットワーク支援業し ずること (平成 31 け徴収した拠出金) の取扱者を限定し、 ットワークの維持 に対して交付する 部に充てられると 理するための措置 いう機構法の趣旨 を講じ、平成31年 に沿って、日本郵便 度以降の毎事業年 株式会社に対し適 度1回以上、措置の 切な時期に交付金 有効性について検 を交付するととも 証を行うこととす

(平成 17 年法律第 成 31 年度の開始前

日本郵便株式会社

に対して交付する

情報を共有しつつ、

て適切な交付及び

徴収の時期等を平

法令に基づき郵 支援勘定が設けら 区分して管理する する。また、郵便局 業務専門の部門を 法令に基づき郵|設け取扱者を定め、

・関連銀行及び関連 | れたため、徴収した | までの間、安全に管 | 保険会社から徴収 | 拠出金は他の勘定 | 理するための措置 | れているか。 を講ずることとす 郵便株式会社に対 座を分けて管理する。 ットワークの維持 るための措置を講 | 務専門の部門を設 | に要する費用の一 部に充てられると いう独立行政法人 ・交付金は郵便局ネ 日本郵便株式会社 郵便貯金・簡易生命 保険管理機構法(平 までの間、安全に管 成 17 年法律第 101 係る情報を共有しつ 号)の趣旨並びに交 付金の交付及び拠 出金の徴収は、日本 郵便株式会社並び に関連銀行及び関 連保険会社の財務 に影響を与えるこ

交付金は郵便局 とを踏まえ、当該各 切な時期に拠出金 ネットワークの維 社と連携を図り、交 を徴収すること(平 持に要する費用の 付及び徴収に係る 一部に充てられる という独立行政法 認可事項を遵守し に日本郵便株式会 人郵便貯金・簡易生 社並びに関連銀行 命保険管理機構法

年度末までに整備 30 年度末までに整 拠出金の取扱者を限 定しているか。

● 業務方法書に基 づく交付金の交付及 び拠出金の徴収に関 する業務の実施方法 を適正かつ明確に定 めた規程類を平成 30 実に実施すること | 証を行い、必要に応 | ための口座を開設 | 年度末までに整備し ているか。

> ネットワーク支援 ● 法令に基づき郵 便局ネットワーク支 援勘定が設けられた ことを踏まえ、拠出金 について口座を分け て管理することとさ

> > ● 法令の主旨並び

に交付金の交付及び 交付金は郵便局ネ|拠出金の徴収は日本 郵便株式会社並びに 関連銀行及び関連保 険会社の財務に影響 を与えることを踏ま え、当該各社と連携を 図り、交付及び徴収に つ、認可事項を遵守し て適切な交付及び徴 収の時期等を年度(毎 年4月1日から翌年 3月 31 日までをい う。) の開始前に確定 し、交付及び徴収を実 施することとされて いるか。

ーク支援業務を専任する理事を新設した(平成30年8 月20日)。当該理事を中心にプロジェクトチームを発足 (9月1日) させ、交付金・拠出金の額の算定方法の検 討や業務規程類の新規制定と関連する規程の改正等に ついて、機構職員を増員して準備を進めた。その後、機 構において組織改正を実施し、郵便局ネットワーク支援 業務を担当する「支援部支援課」を設置し、専任の職員 を配置した(12月1日)。

#### 2 規程類の整備

改正法の完全施行(平成31年4月1日)までの限られ た期間の中で、業務方法書等の複数の規程類の制定及び 改正を行った。

具体的には、改正法の一部施行に伴い、郵便局ネット ワーク支援業務の実施に必要な規定を追加するための 業務方法書の改正を行い、総務大臣の認可を受けた(平 成30年11月)。さらに、改正後の業務方法書に基づく 交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務の実施方 法を定めた郵便局ネットワーク支援業務規程、業務手続│徴収から交付金の交付まで│程類の試行を通じた訓練により検証を行うと 及び業務マニュアルを法令の完全施行前に新規に制定 し、会計規程や会計手続等の郵便局ネットワーク支援業した規程類を実際に運用し、 務の実施に関連する既存の規程について改正を実施し た(平成31年3月)。これらの規程類どおりに業務を実 施すれば、交付金の交付及び拠出金の徴収が問題なく実 | 証を行った上で規程類を確 | 証や確認の取組が実施されている。 施できるか否かについて、拠出金の徴収から交付金の交 │ 定した。加えて、監査室によ 付までの段取りを追って規程類を運用した検証を行い、 整備した規程類を基に問題なく業務を実施できること を確認した。

また、これらの規程類において郵便局ネットワーク支 援業務の実施方法が適正かつ明確に規定されているか について、監査室による内部監査を実施し、第三者の視│定するとともに、拠出金の│ 点から規程類の内容が適切に規定されていることを確し 認した (平成31年3月27日及び28日)。

### 3 資金の区分管理のための口座開設

改正法の一部施行により、既存の管理業務との経理を 区分して行うこととされたことから、郵便局ネットワー ク支援勘定を設け、徴収した拠出金を交付金として交付「措置した。 するまでの間、他の勘定の資金と区分して管理するため 専用の口座を開設した(平成31年2月)。

に業務基盤を確立した。

体制の整備については、 ではなく、郵便局ネットワ 事職を新たに設置した上 で、理事を中心としてプロ ジェクトチームによる準備 を進め、郵便局ネットワー ク支援業務を担当する「支 援部支援課」を設置した(平 成30年12月)。

は、郵便局ネットワーク支 施行(平成31年4月1日) 前に内容を固め、拠出金の の段取りを追って、整備し きる内容とされているか検 の適正性及び明確性を第三 者的視点で確認した。

拠出金を安全に管理する ため、拠出金の取扱者を指 徵収後、日本郵便株式会社 措置を講じたほか、交付金 の払込時において、交付金

交付金の交付及び拠出金

整備を開始し、当該年度内 ェクトチームが発足され、体制等の整備の準 備を進め、平成30年12月に支援業務を担当 する「支援部支援課」が設置され、支援業務を |既存の管理業務の担当理事 │ 専任する職員が配置されたことにより支援業 務を確実に実施するための体制が整備されて 一ク支援業務を専任する理 | いる。また、拠出金を安全に管理するための 措置については、徴収した拠出金の取扱者と して支援部支援課の職員を指定することによ り取扱者が限定されている。

規程類の整備については、平成30年8月の 改正法一部施行後から平成 31 年4月の改正 法完全施行までの限られた期間において、支 援業務の実施に必要となる業務方法書等の規 規程類の整備について「程類の制定及び改正が行われている。また、 所期の目標以上の取組として、制定及び改正 |援業務規程等を法令の完全|により整備した規程類については、それらに 従い拠出金の徴収から交付金の交付まで一連 の業務を実施した際に問題が生じないか、規 ともに、機構監査室による監査により、内容 が適正かつ明確に定められているか、第三者 事務を円滑に行うことがで┃的視点からも確認が行われており、規程類の 適正性や有効性を確保するための自主的な検

資金の区分管理については、改正法の一部 る内部監査により、規程類 | 施行に伴い既存の管理業務と経理を区分する こととされたことから、郵便局ネットワーク 支援業務専用の勘定が設置され、交付金及び 拠出金を他勘定の資金と区分して管理するた めの専用口座が開設されており、法令の規定 に沿った措置が実施されている。

徴収後の拠出金及び交付時の交付金を安全 に交付するまでの間、拠出 に管理して取り扱うための措置が講じられて 金を安全に管理するためのいるほか、これについては、拠出金の徴収、 交付金の交付が問題なく運用できるかを実際 に財務会計システム等を使って事前に検証す が安全に取り扱われるよう る等、当該措置の有効性を確認するための検 証が事前に行われている。

交付金の交付及び拠出金の徴収時期の確定 の徴収時期の確定について については、日本郵便並びに関連銀行及び関 は、実務者会合を主導して「連保険会社との日常的な調整のほか、所期の 関係各社との連携を密に図 目標以上の取組として、時期の確定に向けた

ら対応すること。 ・交付金を交付した 日から「独立行政法 年度(毎年4月1日 人郵便貯金簡易生 から翌年3月31日 命保険管理・郵便局 までをいう。)にお ネットワーク支援 ける郵便局ネット 機構法 に題名を変 ワークの維持に要 更。以下「機構法」 した費用の額と、交 という。)の趣旨並 付した交付金の額 びに交付金の交付 の整合性を確認す 及び拠出金の徴収 ること(平成32年 は日本郵便株式会 度から実施)。 【指標】 ・総務大臣が認可し の財務に影響を与 た交付金の額及び一えることを踏まえ、 交付方法並びに拠 | 当該各社と連携を 出金の額及び徴収 図り、交付及び徴収 方法を遵守していしに係る情報を共有

・平成31年度以降 遵守して適切な交 の毎事業年度1回 付及び徴収の時期 以上、交付金の交付 等を年度(毎年4月 及び拠出金の徴収 1日から翌年3月 が円滑かつ確実に 31 日までをいう。以 行われているかど 下第1の3(1)に うかについて検証 おいて同じ。)の開 を行う。

・平成31年度以降 及び徴収を実施す の毎事業年度1回しることとする。 以上、徴収した拠出 金を安全に管理す 付した年度におけ るための措置の有 る郵便局ネットワ 効性について検証┃ークの維持に要し を行う。

「指標設定の考え」年度に交付した交

交付金の交付及び を、平成32年度以 拠出金の徴収に関 降に日本郵便株式 する適切性を担保 | 会社から機構法第 するため、総務大臣 | 18 条の6の規定に が認可した交付金」よる書類の提出が

と連携を図りなが 101号。改正法によして確定することと り平成 31 年4月1 する。

社並びに関連銀行

及び関連保険会社

しつつ、認可事項を

始前に確定し、交付

また、交付金を交

た費用の額と当該

付金の額の整合性

4 安全に管理するための措置 拠出金を安全に管理するため、独立行政法人郵便貯し

金・簡易生命保険管理機構組織規程において、拠出金の 取扱者を指定した。

また、拠出金の徴収後、日本郵便株式会社に交付する までの間、拠出金を安全に管理するための措置を講じた | 社の財務に与える影響を少 | ほか、交付金の払込時において、交付金が安全に取り扱しなくした。 われるよう措置した(平成31年2月26日)。

さらに、交付金及び拠出金の取扱い等に関して講じた↓年の改正法の一部施行後、 措置に従い、拠出金の徴収、交付金の交付が問題なく運 | 同年8月から平成31年4月 | くする取組が行われている。 用できるかを実際に財務会計システム等を使って、事前 1日の完全施行までの限ら に検証し、問題なく業務を行えることを確認した。

## 5 交付金の交付及び拠出金の徴収時期の確定

メールや電話による日常的な連絡のほか、日本郵便株│必要な機構の体制の整備や│立されており、所期の目標を上回る成果が得 式会社並びに関連銀行及び関連保険会社との間で機構|規程類等の整備、各社との|られていると認められる。 主導で実務者会合を設置し、平成30年7月から平成31 連携態勢の確立を行い、機 年3月までの間、会合を3回実施し、連携を強化した。 実務者会合においては、業務全般に係る情報を共有し、「た郵便局ネットワーク支援 当該各社における資金需要を考慮して、適切な交付金の│業務を、将来に渡って円滑 交付及び拠出金の徴収時期等について合意形成を図っ┃かつ確実に実施するための た上、その内容を総務省への認可申請に反映させ、認可 基盤を整えた。 を得た(平成31年2月25日)。その後、認可内容を踏ま えて、月次の交付金の交付及び拠出金の徴収の年間予定│画における所期の目標を上 等を当該各社と合意した(平成31年3月8日)。

しながら、交付金の交付及 でに確定することで関係各

構の業務に新たに追加され

これらのことから中期計 回る顕著な成果が得られた ため、自己評価評定をAと した。

<課題と対応> なし

り、各社の資金需要に配慮|調整をより円滑に行えるよう、機構が主導し て実務者会合を設置、実施し、関係者間の連 |び拠出金の徴収の年間予定|携を強化するとともに、実務者会合等を通じ 等を平成31年度の開始前ま | て業務全般に係る情報を共有し、各社の資金 需要に配慮した交付金の交付及び拠出金の徴 収の時期やその具体的な年間予定等を平成 31年度開始前に速やかに合意することで、各 以上のことから、平成30 社が具体的な通年の交付又は徴収の時期を事 前に把握し、個社の財務に与える影響を少な

これらのことから、法律の制定後の限られ れた期間の中、交付金の交 た期間内において、機構の取組により交付金 付及び拠出金の徴収を円滑しの交付及び拠出金の徴収の業務を円滑かつ確 かつ確実に実施するために 実に実施するための体制及び業務フローが確

の額及び交付方法	あった後、遅滞なく		
並びに拠出金の額	確認することとす		
及び徴収方法を遵	る。		
守していることを			
確認することとす			
る。また、日本郵便			
株式会社に対する			
交付金の交付並び			
に関連銀行及び関			
連保険会社からの			
拠出金の徴収を円			
滑かつ確実に実施			
するため、毎事業年			
度1回以上、その検			
証を行うとともに、			
拠出された拠出金			
を安全に管理する			
ための措置の有効			
性について、毎事業			
年度1回以上、検証			
を行うこととする。			

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1 – 3	郵便局ネットワーク支援業務(交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施)									
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法							
策		別法条文など)	第 13 条							
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	_							
度		レビュー								

2. 主要な経年ラ	データ												
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度		29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度
		(前中期目標期間最			令和元年						令和元年度		
		終年度値等)			度								
郵便局ネット	毎事業年度		_	1回				予算額(千円)					
ワーク支援業	1回以上												
務に係る情報													
を安全に管理													
するための措													
置を講じ、措													
置の有効性に													
ついて検証													
								決算額 (千円)					
								経常費用 (千円)					
								経常利益 (千円)					
								行政サービス実					
								施コスト (千円)					
								従事人員数		6			

3	. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	<b>ド主務大臣による評価</b>				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主發	主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価			
	交付金及び拠出金	交付金及び拠出金	交付金及び拠出	<主な定量的指標>	1 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施	<評定と根拠>	評定	В	
	の額を適正かつ確	の額の算定の適正	金の額の算定の適	郵便局ネットワーク	交付金及び拠出金の額の算定方法に関する総務省令	[B]	<評定に至った	:理由>	
	実に算定するため、	かつ確実な実施の	正かつ確実な実施	支援業務に係る情報	の施行(平成 30 年 12 月 1 日)後、総務省令で定められ	「最小限度の規模の郵便	自己評価書の	)「B」との評価結果が妥当であ	
	以下の項目を実施	ため、総務省令に規	のため、総務省令に	を安全に管理するた	た「最小限度の規模の郵便局」の規模や「見込まれる利	局」の規模や「見込まれる利	ると確認できた	-0	
	すること。	定する算定方法に	規定する算定方法	めの措置を講じ、措置	用者による利用の度合」等、郵便局ネットワークの維持	用者による利用の度合」等、			
	・総務省令に規定す	基づき、日本郵便株	に基づき、日本郵便	の有効性についての	に必要な基礎的費用や、郵便・貯金・保険の事業への費	算定に必要となる事項につ			
	る算定方法に基づ	式会社並びに関連	株式会社並びに関	検証を毎事業年度1	用の按分方法を算定するために必要となる事項につい	いて、具体的に検討の上確			
	き、交付金及び拠出	銀行及び関連保険	連銀行及び関連保	回以上行う。	て、具体的に検討の上確定させた。	定させ、算定方法を明らか			
	金の額を算定する	会社に対する中立	険会社に対する中		それらの検討結果に基づき、人件費や維持費等の法令	にした。			

こと。算定に当たっ一性を保持しつつ算一立性を保持しつつ を保持すること。

サービスの利用者 ることとする。 の範囲や利用状況

行うこと。

## 【指標】

講ずること。

定める認可の申請しする。 の認可を受ける。

る情報を安全に管│な計数を確定させ、│定に必要な計数を│並びに関連銀行及び

ては、日本郵便株式 | 定することとする。 会社並びに関連銀|また、総務省令にお|る。また、総務省令 行及び関連保険会 | いて定める認可の | において定める認 | 社に対する中立性┃申請に係る期限ま┃ でに交付金及び拠 限までに交付金及 ・郵便局ネットワー │ 出金の額を算定し │ び拠出金の額を算 │ 費用の細目、郵政事業 費用の細目、郵政事 | 申請をするととも | 可の申請をすると | 業のユニバーサル に、その認可を受け ともに、その認可を

郵便局ネットワ 定に必要となる資 事業のユニバーサ 事業のユニバーサ 出金の額の算定を | あり、かつこれに含 | あり、かつこれに含 | ているか。 に請求すること等 | に請求すること等 | を確認しているか。 ・総務省令において により確実に入手 により確実に入手 ● 日本郵便株式会

足説明を受けるこ

## <その他の指標>

可の申請に係る期 ● 郵便局ネットワ

算定することとす

#### <評価の視点>

ークの維持に要する

クの維持に要する | 総務大臣に認可の | 定し総務大臣に認 | のユニバーサルサー ビスの利用者の範囲 や利用状況その他の 受けることとする。 交付金及び拠出金の 郵便局ネットワ 額の算定に必要とな その他の交付金及 | ークの維持に要す | ークの維持に要す | る資料については、事 び拠出金の額の算 る費用の細目、郵政 る費用の細目、郵政 実に基づくものであ り、かつこれに含まれ 料を、日本郵便株式 | ルサービスの利用 | ルサービスの利用 | る計数の積算の根拠 会社並びに関連銀 | 者の範囲や利用状 | 者の範囲や利用状 | 及び過程が明らかで 行及び関連保険会 | 況その他の交付金 | 況その他の交付金 | あるものを日本郵便 社に請求すること│及び拠出金の額の│及び拠出金の額の│株式会社並びに関連 等により確実に入│算定に必要となる│算定に必要となる│銀行及び関連保険会 手し、当該資料に基 | 資料については、事 | 資料については、事 | 社に請求すること等 づき交付金及び拠 | 実に基づくもので | 実に基づくもので | により確実に入手し

まれる計数の積算 まれる計数の積算 ● 日本郵便株式会 ・郵便局ネットワー┃の根拠及び過程が┃の根拠及び過程が┃社並びに関連銀行及 ク支援業務に係る | 明らかであるもの | 明らかであるもの | び関連保険会社から 情報を安全に管理 | を日本郵便株式会 | を日本郵便株式会 | 入手した資料につい するための措置を | 社並びに関連銀行 | 社並びに関連銀行 | ては、十分な補足説明 及び関連保険会社 及び関連保険会社 を受けることで内容

することとする。日 社並びに関連銀行及 に係る期限までに 日本郵便株式会社 本郵便株式会社並 び関連保険会社から 交付金及び拠出金 並びに関連銀行及 びに関連銀行及び 入手した資料に基づ 大臣に認可の申請 | ら入手した資料に | 入手した資料につ | を確定させ、交付金及 をするとともに、そしついては、十分な補しいては、十分な補足しび拠出金の額の算定 |説明を受けること |を行っているか。

・毎事業年度1回以 とで内容を確認す で内容を確認する ● 総務省令に規定 上、郵便局ネットワ | る。これらの資料に | こととする。これら | する算定方法に基づ 一ク支援業務に係 │ 基づき、算定に必要 │ の資料に基づき、算 │ き、日本郵便株式会社

上の個別の費用ごとに算定の方法を明らかにした上で、 その方法にのっとって交付金及び拠出金の額の算定に【算定に必要となる決算の計 必要となる決算の計数等の資料を、機構法に基づき日本 数等の資料を、機構法に基 郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対し 書面により請求し、提出期限(平成30年12月21日) までに入手した。

加えて、交付金及び拠出金の額の適正な算定に当た り、これらの資料について補足説明を受ける必要がある「対して個別にヒアリングを ことから、各社に対して個別にヒアリングを実施した 実施した。 (日本郵便 平成31年1月16日・ゆうちょ銀行 1月17 日・かんぽ生命保険 1月17日)。

郵便局ネットワーク支援業務を専任する理事の下、支│恣意性を排除し、日本郵便 援部支援課において、総務省令に規定する算定方法に基 株式会社並びに関連銀行及 づき、客観的資料から得られた数値を用いて算定するこ
び関連保険会社からの中立 とにより、機構の体制及び客観的な算定方法の確立の両 | 性を保持しつつ交付金及び 面から恣意性を排除しつつ、日本郵便株式会社並びに関 拠出金の額を算定した。 連銀行及び関連保険会社からの中立性を保持し、交付金 及び拠出金の額を算定した。

算定の結果、平成31年度において、日本郵便株式会社 | ころ、平成31年2月19日 に交付する交付金の額は約2,952億円、関連銀行(現在 │ 付で総務大臣に認可申請を はゆうちょ銀行) から徴収する拠出金の額は約2,378億 │ 行い、平成31年2月25日 円、関連保険会社(現在はかんぽ生命保険)から徴収す 付で認可を受けた。 る拠出金の額は約576億円となっている。

#### 2 総務大臣認可

平成 31 年度の交付金の額及び交付方法並びに拠出金 | び紙資料のいずれも、安全 の額及び徴収方法の総務大臣への認可申請については、│に管理するための措置を講 機構に関する省令の一部を改正する省令(平成30年総一じた。その後、郵便局ネット 務省令第64号)の施行(平成30年12月1日)後、遅滞 | ワーク支援業務に係る情報 なく申請することとされている。このため、機構では、 12月以降に交付金及び拠出金の額の算定を行い、平成31 ┃ 置の有効性の検証を実施し 年2月19日付で総務大臣に認可申請を行い、平成31年 た。 2月25日付で総務大臣の認可を受けた。

#### の額を算定し総務│び関連保険会社か│関連保険会社から│き、算定に必要な計数│3 入手した情報の安全管理措置

日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社 から入手した情報については、電子資料はフォルダのア クセス制限をして管理し、紙資料は保管専用の収納棚を 用意した上、担当者のみが鍵を保管場所から取り出せる │ <課題と対応> よう設定して管理する等の安全管理措置を実施した。

また、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全 に管理するための措置の有効性の検証を実施した。具体

交付金及び拠出金の額の づき日本郵便株式会社並び に関連銀行及び関連保険会 社に対し書面により請求 し、入手した。また、各社に

機構の体制及び客観的な 算定方法の確立の両面から

省令の施行後遅滞なく申 請することとされていると

また、入手した郵便局ネ ットワーク支援業務に係る 情報について、電子資料及 を安全に管理するための措

これらにより、交付金及 び拠出金の額の算定につい ては、適正かつ確実に実施 したものと評価した。

なし

理するための措置 | 交付金及び拠出金 | 確定させ、交付金及 | 関連保険会社に対す 的には、各社から入手した経営上の非公開情報を含む情 の有効性についての額の算定を行う び拠出金の額の算│る中立性を保持しつ 報が、電子的・物理的に他の業務の情報と区分して管理 検証を行う。 こととする。 定を行うこととすしつ算定されているか。 されているか等、郵便局ネットワーク支援業務に係る情 ● 総務省令におい 報を安全に管理するための措置が講じられているかど [指標設定の考え また、各社から入手 また、各社から入手 て定める認可の申請 うかについて、機構の監査室が支援部支援課による業務 交付金及び拠出金│した情報を物理的│した情報を物理的│に係る期限までに交 の現況に関する内部監査を実施し、適切な取扱いを行っ の額の算定を適正 | に他の業務の情報 | に他の業務の情報 | 付金及び拠出金の額 ていることを確認した(平成31年3月26日)。 かつ確実に行うた | と区分して管理す | と区分して管理す | を算定し総務大臣に め、認可の申請に係る等、郵便局ネットる等、郵便局ネット認可の申請をすると る期限までに交付 | ワーク支援業務に | ワーク支援業務に | ともに、その認可を受 金及び拠出金の額 係る情報を安全に 係る情報を安全に けているか。 を算定し総務大臣 | 管理するための措 | 管理するための措 | ● 各社から入手し に認可の申請をす│置を講じ、毎事業年│置を講じ、1回以│た情報を物理的に他 るとともに、その認 | 度1回以上、措置の | 上、措置の有効性に | の業務の情報と区分 可を受けることと | 有効性について検 | ついて検証を行う | して管理する等、郵便 する。また、郵便局 | 証を行うこととす | こととする。 局ネットワーク支援 ネットワーク支援 る。 業務に係る情報を安 業務に係る情報を 全に管理するための 安全に管理するた 措置を講じ、毎事業年 め、毎事業年度1回 度1回以上、措置の有 以上、当該情報を安 効性について検証を 全に管理するため 行っているか。 の措置の有効性に ついて検証を行う こととする。

1. 当事務及び事業に関	び事業に関する基本情報								
2-1	業務経費等の合理化・効率化								
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	_						
度		レビュー							

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ													
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	29年度	30年度	31年度/ 令和元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報						
一般管理費及び業務 経費の合計(目安)	令和3年度において、平成28年度と 比べて5%以上削減する。	189, 762 千円 ※28 年度	187,864 千円 (▲1.0%)	185,966 千円 (▲2.0%)	184,069 千円 (▲3.0%)	182, 171 千円 (▲4.0%)	180, 273 千円 (▲5. 0%)	年1%削減した場合の値						
一般管理費及び業務 経費の合計 (実績値) 達成度 (変化率)		_	155, 588 千円 (▲18.0%) 1,800%	156, 586 千円 (▲17.5%) 874%										

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	i	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	郵便貯金及び簡	機構が日本郵政	機構が日本郵政	<主な定量的指標>	1 理事長の訓示及び人事異動後の新人職員との面談、会	<評定と根拠>	評定 A
	易生命保険を適正	公社から承継した	公社から承継した	•一般管理費及び業務	計・財務担当課による自主研修等を通じて、経費の適切	[A]	<評定に至った理由>
	かつ確実に管理し、	郵便貯金及び簡易	郵便貯金及び簡易	経費の合計 (業務に係	かつ効率的な使用に対する職員の意識を高めた。	業務経費等は、競争入札	研修等を通じて経費の適切かつ効率的な使
	これらに係る債務	生命保険を適正か	生命保険を適正か	る資金調達費用、残高	支出の見直し、競争性のある契約の拡大に努めたほ	に多くの応札者を得るよう	用に対する職員の意識を高めるとともに、機
	を確実に履行する	つ確実に管理し、こ	つ確実に管理し、こ	証明手数料等役務委	か、機構内で定期報告や打合せを行い、各部門の経費使	努めた結果、契約価格が下	構内での定期報告や打合せにより各部門の経
	とともに、郵便局ネ	れらに係る債務を	れらに係る債務を	託手数料、保険金等支	用状況を役員が毎月確認した。	がったことのほか、多岐に	費使用状況を役員が毎月確認等し、職員の意
	ットワークの維持	確実に履行できる	確実に履行できる	払金、訴訟に係る経		渡る削減策を実施したこと	識改革、業務の効率化を進めた。
	の支援に関する業	とともに、郵便局ネ	とともに、郵便局ネ	費、早期払戻し・支払	2 経費の効率的な使用を図るため、次のような施策を実	等により、平成30年度の一	各種の施策を実施して経費の効率的な使用
	務を適正かつ確実	ットワークの維持	ットワークの維持	推奨に係る経費、情報	施した。	般管理費及び業務経費の合	を図ったほか、競争入札の実施に当たり、仕
	に遂行する中で、可	の支援に関する業	の支援に関する業	セキュリティ対応経	① PPC用紙について他機関(15機関)と共同調達を	計額(業務に係る資金調達	様書の分離分割等により、多数の応札になる
	能な限り業務の効	務を適正かつ確実	務を適正かつ確実	費及び公租公課並び	実施した。	費用、残高証明手数料等役	よう促したこと等により、契約価格を下げた。
	率化を進めること。	に遂行できるよう	に遂行できるよう	に特殊要因により増	② プリンタのトナーについてリサイクルトナーを活	務委託手数料、保険金等支	その結果、平成 30 年度一般管理費および
	特に、一般管理費に	配意しつつ、職員の	配意しつつ、職員の	減する経費を除く。)	用することとした。	払金、訴訟に係る経費、早期	業務経費の合計額は156,586千円となり、対
	ついては、経費削減	意識改革、業務の効	意識改革を図る。各	について、中期目標期	③ 耐用年数を超える複合機及びプリンタについて、印	払戻し・支払勧奨に係る経	平成 28 年度 (189,762 千円) 比▲17.5%とな
	の余地がないか自	率化を進め、特に、	業務への適切な資	間の最終年度におい	刷累計枚数が少ないことから、平成 30 年度以降にお	費、情報セキュリティ対応	った。中期目標期間における各年度とも、対
	己評価を厳格に行	一般管理費につい	源配分を行うため、	て、平成 28 年度と比	いても引き続き使用することとした。	経費及び公租公課並びに特	平成 28 年度比1%分ずつの削減を目途とし
	った上で、必要に応	ては、経費節減の余	各部門における進	べて5%以上を削減	また、モノクロ複写機保守の価格交渉を行い、保守	殊要因により増減する経費	ているところ、平成30年度計画の目標値(対
	じて適切な見直し	地がないか自己評	捗状況と経費の使	する。	単価を引き下げた。	を除く。) は 156, 586 千円と	平成 28 年度比▲ 2%)の達成度は 874%と

すること。

を行うこと。具体的 | 価を厳格に行った | 用状況を的確に把 には、機構の一般管 | 上で、必要に応じて | 握する。一般管理費 | 理費及び業務経費 | 適切な見直しを行 | については、無駄な の合計(業務に係る | うこととし、一般管 | 経費が発生しない 資金調達費用、残高 | 理費及び業務経費 | よう、調達の合理化 委託手数料、保険金 | 資金調達費用、残高 | もに、必要に応じ、 等支払金、訴訟に係 | 証明手数料等役務 | 見直しを適時適切 る経費、早期払戻│委託手数料、保険金│に行うこととし、一 し・支払勧奨に係る | 等支払金、訴訟に係 | ティ対応経費及びし・支払勧奨に係るし係る資金調達費用、 充分等の特殊要因 | 公租公課並びに業 | 険金等支払金、訴訟 | 平成 28 年度と比べ て、中期目標期間の び公租公課並びに て5%以上を削減 最終年度において、 理を行う。

なお、「情報セキューて、平成28年度と リティ対応経費」と 比べて5%以上を は、「第4 その他 削減することを目 業務運営に関する「標として、適切に経 重要事項」中の「4 費管理を行う。 情報セキュリティーなお、「情報セキュ 対策の推進」に係る「リティ対応経費」と 経費を指す。

は、「第4 その他 業務運営に関する 重要事項 中の「4 情報セキュリティ 対策の推進」に係る

経費を指す。

<その他の指標>

<評価の視点> 証明手数料等役務 | の合計 (業務に係る | 等を推進するとと | ● 職員の意識改革、 業務の効率化を進め、 一般管理費及び業務 経費の合計(業務に係 般管理費及び業務 る資金調達費用、残高 経費、情報セキュリ │ る経費、 早期払戻 │ 経費の合計 (業務に │ 証明手数料等役務委 託手数料、保険金等支 公租公課並びに業│経費、情報セキュリ│残高証明手数料等│払金、訴訟に係る経 務の新規追加や拡|ティ対応経費及び|役務委託手数料、保|費、早期払戻し・支払 勧奨に係る経費、情報 により増減する経 | 務の新規追加や拡 | に係る経費、早期払 | セキュリティ対応経 費を除く。)につい│充分等の特殊要因│戻し・支払勧奨に係│費及び公租公課並び て、中期目標期間の┃により増減する経┃る経費、情報セキュ┃に特殊要因により増 最終年度において、 | 費を除く。) につい | リティ対応経費及 | 減する経費を除く。) について中期目標期 業務の新規追加や┃間の最終年度におい 平成 28 年度と比べ | 拡充分等の特殊要 | て、平成 28 年度と比 て5%以上を削減 因により増減する べて5%以上を削減 することを目標と | 経費を除く。) につ | することを目標とし して、適切に経費管 いて、中期目標期間 て、適切に経費管理を の最終年度におい「行ったか。

- ④ 業務に関係する雑誌等について、ラック等を利用し | なり、平成28年度の当該経 | なった。 た共有化を図り、購入部数を減少させた。
- 3 業務経費等については、基準値(平成28年度値)の一った。 2%減を目安とし、見積り額等の妥当性の確認に努め た。競争入札の実施にあたっては、入札参加要件の見直│成すべき「平成 28 年度比│行する中で、業務の効率化が進められており、 し、他案件の入札者のうち見込みがある者への入札の案 内の実施等により、多数の応札になるよう促し、契約価│標を大きく上回る削減値で│められる。 格を下げるよう努めた。また、郵便局ネットワーク支援しある。 業務の新規追加に伴う業務経費等の増加分については、 特殊要因による削減対象外経費ではあるが、他の業務経しの合理化・効率化に十二分 費等と同様の取組を行い、契約価格の引下げに努めた。 さらに、上記2の施策を実施したことにより、平成30年 た。 度の一般管理費及び業務経費の合計額(委託先管理業務 の支援に係る経費、調査研究に係る経費、内部監査の支 援に係る経費、事務所賃貸等に係る経費、人材派遣関係 経費、各種保守経費、旅費・交通費、会計監査人に係る 経費、作業委託に係る経費、物品・消耗品購入費、通信 費等) は 156,586 千円となり、平成 28 年度の当該経費 相当額(189,762千円)を大幅に下回った。

費相当額(189,762 千円)に

これらにより、業務経費 に取り組んだものと評価し

<課題と対応> なし

よって、郵便貯金及び簡易生命保険を適正 比べて、17.5%の削減となしかつ確実に管理し、これらに係る債務を確実 に履行するとともに、郵便局ネットワークの これは、令和3年度に達し維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂 5%以上減」という達成目 │ 所期の目標を上回る成果が得られていると認

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2-2	給与水準の適正化									
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	_							
度		レビュー								

2.	. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度	(参考情報)				
			(前中期目標期間最終年			令和元年度			当該年度までの累積値等、必要な				
			度値等)						情報				
	対国家公務員指数(年			96. 1	96. 6								
	齢・地域・学歴勘案)	_	_	(年度計画目標 100	(年度計画目標 100								
				以下)	以下)								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	j	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
給与水準につい	給与水準につい	給与水準につい	<主な定量的指標>	1 役員の報酬については、その職責を踏まえ、国家公務	<評定と根拠>	評定 B
ては、国家公務員の	ては、国家公務員の	ては、国家公務員の	· 対国家公務員指数	員の給与に準じて決定している。	[B]	<評定に至った理由>
給与水準も十分考	給与水準も十分考	給与水準も十分考	(年齢・地域・学歴勘		役員の報酬は引き続き国	自己評価書の「B」との評価結果が妥当では
慮し、手当を含めた	慮し、手当を含めた	慮しつつ、適正な水	案)	2 職員の給与水準については、平成29年度の対国家公務	家公務員の給与に準じて決	ると確認できた。
役員の報酬、職員の	役職員給与等の在	準(対国家公務員指		員指数(年齢・地域・学歴勘案)が96.1となり、目標水	定している。また、職員の給	
給与等の在り方に	り方について厳し	数(年齢・地域・学	<その他の指標>	準 (100以下) に収まっていることから、個々の職員の成	与水準は、対国家公務員指	
ついて検証した上	く検証した上で、目	歴勘案) 100 以下)	_	績を適正に評価し、給与に反映しつつ、前年に引き続き	数(年齢・地域・学歴勘案)	
で、目標水準・目標	標水準・目標期間を	を維持するため手		全体としては抑制を図った。その結果、平成30年度給与	で 96.6 と年度計画の目標水	
期間を設定して、そ	設定して、その適正	当を含めた役職員	<評価の視点>	水準は対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案) で96.6	準 (100以下) となった。そ	
の適正化に計画的	化に計画的に取り	給与等の適切性を	● 国家公務員の給	となり、目標(100以下)とした水準に収まった。	の検証結果と取組状況は、	
に取り組むととも	組むとともに、その	厳しく検証し、必要	与水準も十分考慮し、	平成30年度の機構職員の給与等の検証結果と取組状	ホームページで公表した。	
に、その検証結果や	検証結果や取組状	に応じて適正化を	手当を含めた役職員	況は、主務大臣の検証を経て令和元年6月28日にホーム	これらにより、給与水準	
取組状況を公表す	況を公表する。	図り、その検証結果	給与等の在り方につ	ページで公表した。	の適正化に十分取り組んだ	
ること。		や取組状況を公表	いて厳しく検証した		ものと評価した。	
		する。	上で、目標水準・目標	3 当機構は、国家公務員に支給されている手当項目以外		
			期間を設定して、その	の手当はなく、法定外福利費も職員の健康診断費用など	<課題と対応>	
			適正化に計画的に取	必要な支出に限っており、互助組織への支出、食事の補	なし	
			り組むとともに、その	助、入学祝金、結婚記念祝金等への支出は一切行ってい		
			検証結果や取組状況	ない。		
			を公表したか。			
			・法定外福利費につい			
			て、「独立行政法人の			
			法定外福利厚生費の			
			見直しについて(平成			
			   22 年 5 月 6 日総務省			

	行政管理局長発各府	
	省官房長宛て事務連	
	絡)」に基づく要請内	
	容に留意したか。	

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
2-3	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易	-	関連する政策評価・行政事業	_
度		レビュー	

2	7. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終年			令和元年度			当該年度までの累積値等、必要な	
			度値等)						情報	
	中期目標期間におけ	第2期中期目標期	第2期中期目標期間に	1件	1件					
	る一者応札の平均件	間における一者応	おける一者応札の平均							
	数	札の平均件数より	件数3件							
		増加させない								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
契約については、	一般管理費及び	一般管理費及び	<主な定量的指標>	1 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進に	<評定と根拠>	評定 B
「独立行政法人に	業務経費の効率的	業務経費の効率的	・中期目標期間におけ	ついて」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく	[B]	<評定に至った理由>
おける調達等合理	使用に当たっては、	使用に当たっては、	る一者応札の平均件	取組の着実な実施	平成30年度調達等合理化	自己評価書の「B」との評価結果が妥当で
化の取組の推進に	「独立行政法人に	「独立行政法人に	数を第2期中期目標	平成 30 年度調達等合理化計画は、第 20 回契約監視委	計画に基づく取組を着実に	ると確認できた。
ついて」(平成 27 年	おける調達等合理	おける調達等合理	期間における一者応	員会(平成30年6月)で点検を受けた上で平成30年6	実施した。また、平成30年	
5月25日総務大臣	化の取組の推進に	化の取組の推進に	札の平均件数より増	月 28 日に策定した。その後、平成 30 年 11 月 30 日に独	度における一者応札案件は	
決定) に基づく取組	ついて」(平成 27 年	ついて」(平成 27 年	加させないよう努め	立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構組織規程を	1件となり、第2期中期目	
を着実に実施する	5月25日総務大臣	5月25日総務大臣	ること。	改正(「監査室」、「監査室長」等を置き、内部監査の事務	標期間における一者応札の	
こととし、公正性及	決定) に基づく取組	決定) に基づく取組		をつかさどることとしたこと等)したことにより、平成	平均件数3件を下回った。	
び透明性を確保し	を着実に実施する	を着実に実施する	<その他の指標>	30 年度調達等合理化計画の変更案について、第 22 回契	少額随意契約において	
つつ合理的な調達	こととし、公正性及	こととし、公正性及	_	約監視委員会(平成 31 年 1 月)での点検を受けた上で、	も、全て複数者から見積り	
等を推進し、業務運	び透明性を確保し	び透明性を確保し		平成31年1月25日に一部改正した。	を徴した。	
営の効率化を図る	つつ合理的な調達	つつ合理的な調達	<評価の視点>	同計画の項目及び実施結果は次のとおり。	以上のことから、調達の	
こと。	等を推進し、業務運	等を推進し、業務運	● 「独立行政法人に	(1) 重点的に取り組む分野	合理化に十分取り組んだも	
	営の効率化を図る。	営の効率化を図る。	おける調達等合理化	① 一者応札・一者応募の改善	のと評価した。	
中期目標期間にお	中期目標期間に	平成30年度の「独	の取組の推進につい	競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数		
ける一者応札の平	おける一者応札の	立行政法人郵便貯	て (平成 27 年 5 月 25	を前期中期目標期間 (平成 24~28 年度) における一	<課題と対応>	
均件数を第2期中	平均件数を第2期	金·簡易生命保険管	日総務大臣決定)」に	者応札の平均件数(3件)より増加させないよう努	なし	
期目標期間におけ	中期目標期間にお	理機構調達等合理	基づく取組を実施し、	めることとし、次の取組を行った。		
る一者応札の平均	ける一者応札の平	化計画」に基づき、	公正性及び透明性を	アー仕様書等の緩和		
件数より増加させ	均件数より増加さ	中期目標期間にお	確保しつつ合理的な	仕様書等の要件改善・緩和(入札参加要件の見		
ないよう努めるこ	せないよう努める。	ける一者応札の平	調達等を推進し、業務	直し)、他案件の入札者のうち見込みがある者へ		
と。	また、少額随意契	均件数を第2期中	運営の効率化を図っ	の入札の案内、十分な公告期間の確保、事前説明		
	約は、複数業者から	期目標期間におけ	たか。	会の実施、早期入札の実施、契約締結日から履行		

見積りを徴するこ	る一者応札の平均	● 中期目標期間に	開始日までの期間を長く確保するといった措置		
とを徹底する。	- ,	おける一者応札の平	を行った。		
		均件数を第2期中期	この結果、平成30年度における一者応札・応募		
	努める。	目標期間における一	案件は1件となり、第2期中期目標期間における		
	また、少額随意契	者応札の平均件数よ	一者応札・応募の平均件数3件を下回った。		
	約は、複数業者から	り増加させないよう	イ 調達情報配信サービスの周知		
	見積りを徴するこ	努めたか。	「電子メールを使用した入札公告配信サービ		
	とを徹底する。	● 少額随意契約は、	ス」を引き続き実施した。		
		複数業者から見積り	この結果、平成 30 年度末時点の登録者数は 93		
		を徴することを徹底	者となり、平成 29 年度 末より 11 者増加した。		
		したか。	② 競争性のない随意契約に対する取組		
			新たに競争性のない随意契約を締結することと		
			なる案件について、会計規程における「随意契約に		
			よることができる事由」との整合性や、より競争性		
			のある調達手続の実施の可否の観点を踏まえ、調達		
			等合理化検討会において点検を行い、真にやむを得		
			ないものに限定して実施した。		
			この結果、4件を調達等合理化検討会で点検を行		
			った上で随意契約を締結した。		
			③ 共同調達・一括調達の実施		
			コピー用紙の調達において、平成30年度より、他		
			機関(15機関)と共同調達する調整を行い、平成30		
			年4月2日契約を締結した。		
			この結果、共同調達等の実施件数は、1件となっ		
			た。		
			(2) 調達に関するガバナンスの徹底		
			① 規程等の整備		
			会計規程の入札・契約に関する事項のうち、契約		
			監視委員会の設置、談合情報がある場合の緊急対応		
			及び随意契約とすることが必要な場合の明確化に		
			ついて新たに規定した。		
			また、契約手続で規定している各契約書の入札談		
			合行為に係る各参照条文の現行化及び再委託先の		
			義務、契約解除条件、違約金の支払条件について見		
			直しを行い、改正した。		
			この結果、規程類の改正を2回行った。		
			② 随意契約に関する内部統制の確立		
			新たに競争性のない随意契約を締結することと		
			なる案件については、事前に、調達等合理化検討会		
			に報告し、会計規程との整合性等などを点検するこ		
			とになっており、平成30年度は同検討会で4件の		
			随意契約の点検を行った。		

	③ 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組	
	明確な事務処理マニュアルを作成(談合情報緊急	
	対応マニュアル)・改訂し、契約の事務フローの習得	
	を容易にしている。また、事故の防止を図る周知等	
	を行っている。	
	また、監査室長から、契約手続で規定している契	
	約書の参照条文の条ずれの指摘を受け、速やかに契	
	約手続を改正し、指摘事項を解消した。	
	(3) 自己評価の実施	
	平成 30 年度調達等合理化計画の自己評価について	
	は、令和元年度第1回契約監視委員会(令和元年5月	
	31日)で点検を受け、令和元年6月に結果を公表する	
	とともに主務大臣に報告した。	
	(4)推進体制	
	平成 30 年度調達等合理化計画を着実に実施するた	
	め、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を開	
	催(5月・6月・10月・12月・1月)し、調達等の合	
	理化に取り組んだ。また、監事及び外部有識者によっ	
	て構成する契約監視委員会を開催(6月・11月・1月)	
	し、調達等合理化計画の策定等及び自己評価の際の点	
	検を行うとともに、少額随意契約を除く全ての契約案	
	件の点検等を行い、その審議概要を公表した。	
	2 少額随意契約の複数者見積り	
	少額随意契約(61件)は、全て複数者から見積りを	
	徴した。	

1	その他参考情報
1	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報	
3	財務内容の改善に関する事項	
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業 -
度		レビュー

2. 主要な経年	2. 主要な経年データ									
評価対象と	なる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終年			令和元年度			当該年度までの累積値等、必要な	
			度値等)						情報	

3. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	<b>が主務大臣による評価</b>		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	i	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
「第4 業務運	1 予算	1 予算	<主な定量的指標>	別表1~3の予算、収支計画及び資金計画を作成し、業	<評定と根拠>	評定 B
営の効率化に関す	別表1のとお	別表1のとお	_	務運営を行った。その結果は、財務諸表等のとおりであり、	(B)	<評定に至った理由>
る事項」で定めた事	ŋ	ŋ		概要は下記のとおり。	予算、収支計画及び資金	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であ
項に配慮した中期	2 収支計画	2 収支計画	<その他の指標>	(1)経常収益	計画による業務運営を行っ	ると確認できた。
計画の予算を作成	別表 2 のとお	別表2のとお	_	経常収益は4兆7,596億28百万円となった。	た結果は、財務諸表等のと	
し、当該予算による	ŋ	ŋ		主な内訳は、保険料等収入4兆6,218億59百万円、	おりであり、適切に行われ	
運営を行うこと。	3 資金計画	3 資金計画	<評価の視点>	資産運用収益 1,266 億 66 百万円、その他経常収益 111	ている。	
保有資産につい	別表3のとお	別表3のとおり	● 作成された予算	億円である。	郵便局ネットワーク支援	
ては、引き続き、そ	ŋ		による運営を行った	勘定別内訳は、郵便貯金勘定 113 億2百万円、簡易	勘定において、拠出金の受	
の保有の必要性に	4 短期借入金の		カ・。	生命保険勘定4兆7,483億26百万円、郵便局ネット	入れの遅延等による資金の	
ついて不断に見直	限度額		● 保有資産の必要	ワーク支援勘定0円である。	不足となる場合の短期借入	
しを行うこと。	郵便局ネット		性について不断に見	(2)経常費用	を可能とするために、当座	
加えて、郵便貯金勘	ワーク支援勘定		直しは行ったか。	経常費用は4兆7,520億89百万円となった。	貸越用の管理口座を新たに	
定及び簡易生命保	において、拠出金		•保有資産(実物資産、	主な内訳は、保険金等支払金4兆6,238億46百万	開設した。	
険勘定において、中	の受入れの遅延		金融資産等)につい	円、資金調達費用 1,266 億 66 百万円である。	保有資産については、新	
期目標期間の最終	等による資金の		て、保有の必要性、事	勘定別内訳は、郵便貯金勘定 36 億 98 百万円、簡易	情報システムの導入による	
年度の決算整理を	不足となる場合		務・事業の目的及び内	生命保険勘定4兆7,483億36百万円、郵便局ネット	旧システムの不用決定済み	
行った後、なお積立	における短期借		容に照らした資産規	ワーク支援勘定 56 百万円である。	の機器は、平成30年6月に	
金があるときは、次	入金の限度額は、		模の適切性、有効活用	(3)当期総損益	適切に廃棄及び売却を行っ	
期中期目標期間繰	170 百万円とす		の可能性等の観点か	当期総利益は 75 億 49 百万円となり、勘定別では、	た。その他の資産について	
越積立金として総	る。		ら十分に検討したか。	郵便貯金勘定は 76 億5百万円の当期総利益、簡易生	は、金融資産を含め、保有の	
務大臣の承認が行	5 重要な財産の		● 中期目標期間の	命保険勘定は0百万円の当期総利益、郵便局ネットワ	必要性を見直すべきものは	
われる金額を控除	処分等に関する		最終年度の決算整理	ーク支援勘定 56 百万円の当期総損失となった。	なかった。	
した残余の金額を	計画		を行った後、なお積立		これらにより、所期の目	

国庫に納付するこ 重要な財産を 金があるときは、次期 郵便局ネットワーク支援勘定において、拠出金の受入れ 標を達成したものと評価し と。なお、積立金の 譲渡し、又は担保 中期目標期間繰越積 の遅延等による資金の不足となる場合の短期借入は行わした。 処分に当たっては、 に供する計画は 立金として総務大臣│なかったが、当座貸越用の管理口座を新たに開設し、平成 次期中期目標期間 の承認が行われた金 31年4月からの業務が円滑に開始できるよう準備した ない。 における積立金と 額を控除した残余の <課題と対応> 6 積立金の処分 して整理する金額 に係る金額の厳 金額を国庫に納付し [保有資産の見直し] なし を厳格に算出する たか。なお、積立金の 格な算出等 (1) 実物資産 こと。 処分に当たって、次期 郵便貯金勘定 保有している実物資産は、事務所内の間仕切りやサ ーバー・パソコン等の有形固定資産及びソフトウエア 中期目標期間におけ 及び簡易生命保険 勘定において、中期 等の無形固定資産のみである。これらについて、個々 る積立金として整理 目標期間の最終年 する金額を厳格に算 の配備状況及び利用状況を定期的に調査し、適切かつ 度に係る通則法第 出したか。 有効に利用されていることを確認した。新しい情報シ ステムの導入による旧システムの不用決定済みの機 44 条第1項本文又 は第2項の規定に 器は、平成30年6月に適切に廃棄及び売却を行った。 よる整理を行った (2) 金融資産 後、同条第1項の規 金融資産については、機構法等に基づき、「1-1 定による積立金が 郵便貯金管理業務(資産の確実かつ安定的な運用)」及 あるときは、次期中 び「1-2 簡易生命保険管理業務(資産の確実かつ安 期目標期間におけ 定的な運用)」に記載したとおり運用し、適切な規模を 維持した。 る積立金として整 理する金額を厳格 に算出し、機構法第 25 条第1項の規定 による総務大臣の 承認を受けるもの とする。当該金額を 控除して、なお残余 があるときは、同条 第2項の規定に基

## 4. その他参考情報

づき、その残余の額 を国庫納付する。

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
4-3	内部統制の充実・強化						
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業 -					
度		レビュー					

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	29年度	30年度	31年度/ 令和元年度	2年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	内部統制委員会の開催 回数	1回以上		4 回	11 回				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	İ	主務大臣による	評価
				業務実績	自己評価		
法令等を遵守し	(1) 内部統制の体	(1)内部統制の体	<主な定量的指標>	1 内部統制の体制整備等	<評定と根拠>	評定 B	
つつ業務を行い、マ	制整備等	制整備等	・内部統制委員会を1	「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制	[B]	<評定に至った理由>	
ネジメントに関す	法令等を遵守し	法令等を遵守し	回以上開催する。	等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通	総務省行政管理局長通知	自己評価書の「B」との評価	fi結果が妥当であ
る内部統制を充実・	つつ業務を行い、マ	つつ業務を行い、マ		知)に基づき業務方法書に記載した事項の具体化を引き	に基づき業務方法書に記載	ると確認できた。	
強化するため、「独	ネジメントに関す	ネジメントに関す	<その他の指標>	続き推進し、以下のとおり内部統制環境の整備・運用を	された事項については、全		
立行政法人の業務	る内部統制を充実・	る内部統制を充実・	_	図った。これらの推進状況については、平成30年10月	て適切に取り組んだ。		
の適正を確保する	強化するため、「独	強化するため、「独		及び平成 31 年4月に内部統制推進部門責任者(総務部	内部統制委員会について		
ための体制等の整	立行政法人の業務	立行政法人の業務	<評価の視点>	長)が点検し、全て適切に取り組まれていることを確認	は、11 回開催した。		
備」(平成 26 年 11	の適正を確保する	の適正を確保する	● 「独立行政法人の	して、内部統制委員会に報告した。	これまで企画役が担って		
月 28 日総務省行政	ための体制等の整	ための体制等の整	業務の適正を確保す	① 統制環境の整備	いた内部監査は、平成30年		
管理局長通知) に基	備」(平成 26 年 11 月	備」(平成 26 年 11 月	るための体制等の整	運営基本理念、運営方針及び役職員の倫理・行動指	12 月より理事長直属の監査		
づき、理事長がリー	28 日総務省行政管	28 日総務省行政管	備」(平成 26 年 11 月	針に基づく行動を旨とした「機構のミッション達成に	室を置いて実施した。以降、		
ダーシップを発揮	理局長通知) に基づ	理局長通知) に基づ	28 日付総管査第 322	向けて (理事長メッセージ)」については、引き続き新	監事に内部監査結果を詳細		
できる環境の整備	き、特に次の点に留	き、特に次の点に留	号総務省行政管理局	入職員研修において周知するとともに、理事長の都度	に報告するなど、監事と内		
や、内部統制委員会	意の上、継続的な取	意の上、継続的な取	長通知)に基づき、理	の訓示において浸透させた。	部監査担当及び内部統制推		
の開催等により内	組を実施する。	組を実施する。	事長がリーダーシッ	コンプライアンス施策としての役職員向け冊子、研	進部門との連携強化を図っ		
部統制環境の整備・	① 統制環境の	① 統制環境の	プを発揮できる環境	修及び点検の中に倫理面の留意点を盛り込んだほか、	た。		
運用を行うこと。ま	整備	整備	の整備等により内部	平成30年12月からは、理事長のリーダーシップを強	人事に関する計画面で		
た、これらが有効に	② 機構のミッ	② 機構のミッ	統制環境の整備・運用	化するため、理事に代わって理事長が内部統制担当役	は、研修の実施により専門		
機能していること	ション等の	ション等の	を行ったか。また、こ	員及び総括倫理監督者を務めることとし、高い倫理観	性を高め、勤務成績は人事		
について定期的又	達成を阻害	達成を阻害	れらが有効に機能し	と良識の保持及び法令等の遵守の徹底を全職員に訓	評価で考慮した。業務量の		
は随時にモニタリ	するリスク	するリスク	ていることについて	示するなど、コンプライアンス・職務倫理を重視した	平準化のため、広報業務を		
ング・検証を行い、	の識別、評価	の識別、評価	定期的又は随時にモ	気風と統制に対する意識を醸成した。	移管したほか、メンタルへ		
不断の見直しを行	及び対応	及び対応	ニタリング・検証を行	② リスクの評価と対応	ルス、ハラスメントといっ		

うこと。

また、内部監査結 果の詳細を監事へ 報告する等、内部監 查担当部門 • 内部統 制推進部門と監事 による連携を強化 すること。

さらに、職員の専門 性を高め、その勤務 成績を考慮した人 事評価を実施する とともに、適材適所 の人事配置を行う こと。また、メンタ は、毎年1回以上開 は、1回以上開催す 専門性を高めたか。 ルヘルス、ハラスメ|催する。 ント対策等の労務 専門機関を含めた | 査担当部門・内部統 | 査担当部門・内部統 | 築に努めたか。 相談体制の構築に|制推進部門と監事| より、適切な対応を一による連携を強化してよる連携を強化し 図ること。

- ③ 統制活動と しての方針 等の整備
- ④ 重要な情報 の識別、処理 及び伝達に 係る熊勢の 整備
- ⑤ モニタリン グ熊勢の整
- ⑥ I C T への 対応

内部統制委員会

また、内部監査結 する。

計画

各部門において 的かつ効率的な実力がつ効率的な実

- ③ 統制活動と ったか。 しての方針 ● 内部統制委員会 等の整備
- 整備
- ⑤ モニタリン 連携を強化したか。 グ態勢の整 ● 人事に関して、計
- 対応

る。

|制推進部門と監事 | ● メンタルヘルス、 する。

計画

各部門において「環境を整備したか。 計画的に研修を実計画的に研修を実 施するほか、外部で一施するほか、外部で の研修に積極的に一の研修に積極的に 参加させることに一参加させることに より職員の専門性 より職員の専門性 を高め、その勤務成しを高め、その勤務成 績を考慮した人事 | 績を考慮した人事 評価を実施すると 評価を実施すると ともに、業務の効果ともに、業務の効果 施のため、業務の 施のため、業務の 質、量の変動に応じ「質、量の変動に応じ た柔軟な組織体制した柔軟な組織体制 の構築に努める。ましの構築に努める。ま た、メンタルヘルト、メンタルヘル ス、ハラスメント対しス、ハラスメントの

- を年1回以上開催し ④ 重要な情報 たか。また、内部監査 の識別、処理 結果の詳細を監事へ 及び伝達に 報告する等、内部監査 係る態勢の 担当部門・内部統制推 進部門と監事による
- 画的に研修を実施す ⑥ ICTへの るほか、外部での研修 に積極的に参加させ 内部統制委員会 ることにより職員の
- 職員の勤務成績 また、内部監査結しを考慮した人事評価 課題について、講習│果の詳細を監事へ│果の詳細を監事へ│を実施したか。また、 会の実施及び外部 報告する等、内部監 報告する等、内部監 柔軟な組織体制の構
  - ハラスメント対策等 の労働課題に適切な (2)人事に関する (2)人事に関する 管理体制を確立する など、働きやすい職場

昨年度末に改正したリスク管理規程に基づき、リストた労務課題にも適切に対応 ク管理統括者(理事)が、部長及び課長から各部のリ スク制御対策等をヒアリングした上で、役員レベルで 管理すべきリスクを平成30年5月に特定した。この | 目標を達成したものと評価 内容は、部長又は課長の異動があればヒアリングを行 った上で見直した。以上は、理事、部長及び監査室長 で構成されるリスク管理委員会で決定され、直近の内 部統制委員会にその議事概要が報告された。

#### ③ 統制活動

平成30年12月に組織規程及び権限規程を改正し、 郵便局ネットワーク支援業務の専門部署として、支援 部及び支援部支援課を設置するとともに、増員により 計2名となった理事の担務を明確化した。以上を通じ て機構における職務の分掌並びに権限及び職責の付 与を適切に実施した。

支援部支援課は規程、手続等に則った正確な事務遂 行と事務引継ぎ漏れの防止を目的に、平成31年3月 に事務処理マニュアルを策定した。他の各部等におい ては事務処理マニュアルを3回見直した。

## ④ 情報と伝達

役員会(所定の案件が付議された際に開催)、役員懇 談(原則毎月開催)、月例業務報告会議(毎月開催、課 長級以上の役職員出席)、幹部ミーティング(毎週開 催、部長級以上の役職員出席)、課長ミーティング(毎 週開催、課長級の職員出席)及び課内ミーティング並 びに役職員全員に配備したLAN端末等を用いて、役 職員相互で情報を共有している。

また、業務委託先や総務省等、組織外への情報伝達 については、事務処理マニュアル等に基づいて適時に 行われている。平成30年10月からは、期限付き重要 業務をリスト化し、これを上記月例業務報告会議にお いて更新・共有することで、漏れや遅れなく実施され るよう努めている。

#### ⑤ モニタリング

内部統制担当役員等は、業務の有効性・効率性、財 務、年度計画の進捗等について日常的にモニタリング し、問題や課題が明らかになった場合は、役員への報 告・情報提供を適時に行い、再発防止策等の策定及び そのフォローアップを行った。

以上のことから、所期の

<課題と対応> なし

策等の労働課題に 防止等について、有	また、平成30年12月、内部監査の位置づけを明確	
ついて適切な管理用な情報を提供で	化するため、理事長直属の監査室を設置した。	
体制を確立するなしきる外部の専門機	内部監査担当(平成30年11月までは企画役、同年	
ど、働きやすい職場 関等も活用するこ	12 月からは監査室長)は、平成 30 年度内部監査計画	
環境を整備する。とにより、職員の意	に基づき、リスクが顕在化した場合の影響度の大きい	
識や認識の向上を	事項(会計事務の実施状況、保有個人情報等の管理状	
図るとともに、相談	況、情報セキュリティ対策の実施状況、法人文書の管	
体制を構築し、働き	理状況、郵便局ネットワーク支援業務の実施態勢)等	
やすい職場環境を	について、定期監査を実施した。	
整備する。	また、犯罪による収益の移転防止に関する法律関連	
	事務について臨時監査を実施した。さらに、全ての契	
	約関係文書を監査した。	
	上記の監査の結果については、理事長に報告される	
	とともに、監事、理事、総務部長に報告書が送付され、	
	理事長の指示のもと、被監査部門において規程類の改	
	正等の改善策がとられた。	
	⑥ ICTへの対応	
	全役職員にLAN端末を配備して、情報セキュリテ	
	ィの確保や個人情報等の保護に留意しつつ、業務の遂	
	行に活用している。	
	当該LAN端末では、情報を伝達し全役職員がアク	
	セスできる共有フォルダにおいて、会議の内容、規程	
	類の改正等を参照できるようにしている。	
	内部統制委員会においては、情報セキュリティ委員会	
	及びリスク管理委員会からも報告を受けることとし、11	
	回開催した。	
	内部監査担当は、監事に内部監査結果を詳細に報告す	
	るとともに、内部監査計画の作成、監査項目や監査手法	
	について意見交換を行うなど、監事との連携強化を図っ	
	た。	
	2 人事に関する計画	
	① 職員の専門性を高める研修については、年度当初に	
	計画した部外研修 29 件 (内部監査、公文書管理、C S	
	IRT実務等)、機構主催研修 27 件 (コンプライアン	
	ス、情報セキュリティ、個人情報保護等)を実施した。	
	② 人事評価については、平成 31 年4月に各職員が前	
	年度目標に対する取組について行った自己評価に基	
	づき、管理者が評価案を策定した後、6月に理事長が	
	最終決定した。この評価結果は、「2-2 給与水準の	

適正化」に記載した「適正な水準」を念頭に置いた上	
で、定期昇給のほか、管理職員は6月及び12月、一般	
職員は12月の賞与に反映した。	
③ 組織体制については、平成 31 年度からの郵便局ネ	
ットワーク支援業務開始に向けて、平成30年8月に、	
理事を1名増員するとともに、12月に支援部及び支援	
部支援課を新設した。また、同じく12月に内部監査体	
制を充実させる観点から、理事長直属の監査室を設置	
した。	
④ メンタルヘルスケアについては、平成31年2月に、	
全職員を対象として産 業医による講習会を実施す	
るとともに、相談窓口の周知を行った。また、平成30	
年7月に、改正労働安全衛生法に基づきストレスチェ	
ックを実施した。	
⑤ ハラスメントの防止については、平成30年7月に	
作成した「コンプライアンスの手引」において、まず	
認識頂きたい重要な事項の一つと位置づけ、ハラスメ	
ントの具体例を示すとともに、機構内相談員及び外部	
の通報窓口について、新入職員研修並びに9月の機構	
職員を講師とした研修及び 10 月の外部の専門家を講	
師とした全職員向け研修で周知した。	
公益通報については、外部の専門家を講師として、	
平成 30 年 8 月に通報従事者向け研修、10 月に全職員	
向けに研修を実施した。	
⑥ 障害者雇用促進法の改正によって平成 30 年度より	
義務化された障害者の雇用(1名)を達成した。	
⑦ 業務量の平準化を図るため、平成 30 年 4 月には総	
務課が所管していた郵便貯金・簡易生命保険管理業務	
に係る広報業務をそれぞれ貯金部及び保険部に移管	
した。また、全職員を対象として、定時勤務時間終了	
後の早期退庁を促すための一斉消灯を6回実施し、超	
過勤務の縮減に努めた。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
4-4	情報セキュリティ対策の推進					
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業				
度		レビュー				

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	3 1 年度/	2年度	3年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年			令和元年度			当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報
	職員を対象とする訓練	5回以上		10 回	9 回				
	又は点検を年5回以上								

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主教	<b>努大臣による評価</b>
				業務実績	自己評価		
サイバーセキュ	情報セキュリテ	情報セキュリテ	<主な定量的指標>	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基	<評定と根拠>	評定	В
リティ基本法 (平成	ィについて、サイバ	ィについて、サイバ	職員を対象とする訓	準群」(以下「政府統一基準群」という。) 等に基づき、以	[B]	<評定に至った	
26 年法律第 104 号)	ーセキュリティ基	ーセキュリティ基	練又は点検を年5回	下の情報セキュリティ対策を実施した。	「政府機関等の情報セキ	自己評価書の	の「B」との評価結果が妥当であ
第 25 条第1項に基	本法(平成 26 年法	本法(平成 26 年法	以上実施する。		ュリティ対策のための統一	ると確認できた	- - -
づく「政府機関等の	律第 104 号) 第 25 条	律第 104 号) 第 25 条		1 情報システムに対するサイバー攻撃への防御力の強	基準群」等に基づき、情報シ		
情報セキュリティ	第1項に基づく「政	第1項に基づく「政	<その他の指標>	化等の対策	ステムに対するサイバー攻		
対策のための統一	府機関等の情報セ	府機関等の情報セ	_	① 政府から提供された不審メール、不正プログラム、	撃への防御力の強化等の対		
基準群」等を踏ま	キュリティ対策の	キュリティ対策の		各種ソフトウェアの脆弱性等の情報を踏まえた対策	策として、政府から提供さ		
え、情報セキュリテ	ための統一基準群」	ための統一基準群」	<評価の視点>	を機構情報システムに随時反映した。	れた不審メール及び不正プ		
ィ及び保有個人情	等に基づき、情報シ	等に基づき、情報シ	● 「政府機関等の情	② 前年度末のCSIRT訓練での課題を踏まえた情	ログラムへの対策、情報セ		
報の保護に関する	ステムに対するサ	ステムに対するサ	報セキュリティ対策	報セキュリティインシデント発生時の対処処理フロ	キュリティインシデント発		
規程に基づき、情報	イバー攻撃への防	イバー攻撃への防	のための統一基準群」	ーを改正した。	生時の対処処理フローの改		
システムに対する	御力の強化等の対	御力の強化等の対	等に基づき、情報セキ	③ 不審メール対策、機構外におけるPC・記憶媒体の	正、PC・記憶媒体の紛失時		
サイバー攻撃への	策、職員の教育・訓	策、職員の教育・訓	ュリティ対策に努め	紛失時の対応、不要な情報の削除徹底等に関する、情	の対応、不要な情報の削除		
防御力を強化する	練の実施、遵守状況	練の実施、遵守状況	たか。	報管理マニュアルを改正した。	徹底、セキュリティ教育計		
等の対策により、保	の把握等により、保	の把握等により、保	● 適時適切に情報	④ 平成 29 年度に実施したシステム監査等の結果を踏	画の見直し、ホームページ		
有個人情報の漏え	有個人情報の漏え	有個人情報の漏え	システム更改及びペ	まえた改善案について情報セキュリティ委員会で審	の常時TLS化の導入によ		
い、滅失又は毀損の	い、滅失又は毀損の	い、滅失又は毀損の	ネトレーションテス	議し、了承された改善策を順次進めた。	るなりすましに対する防御		
防止に努めること。	防止その他個人情	防止その他個人情	トを実施したか。ま	⑤ 政府統一基準群の改正を踏まえた、状況の変化に応	力の強化など多角的な対応		
また、対策の実施	報の適切な管理を	報の適切な管理を	た、職員を対象とする	じたセキュリティ教育計画の見直し、教育結果の分	を実施した。		
状況を毎年度把握	含む情報セキュリ	含む情報セキュリ	訓練又は点検を年5	析・評価及び報告の追加並びにホームページの常時T	また、職員への訓練・点検		
し、PDCAサイク	ティ対策に努める。	ティ対策に努める。	回以上実施し、PDC	LS化の導入の義務付け等に関する情報セキュリテ	(訓練6回、点検3回)に関		
ルによる改善を図	また、適時適切に情	また、職員を対象と	Aサイクルによる改	ィ管理規程等を改正した。	しては、全職員を対象とし		
ること。	報システム更改及	する訓練又は点検	善を図ったか。	⑥ サーバ証明書の取得等、機構ホームページを常時T	た一般的な幅広い施策に加		
郵便貯金管理業	びペネトレーショ	を5回以上実施し、	● 委託先及び再委	LS化し、なりすましに対する防御力を強化した(平	え、役員を含めた個人情報		

務及び簡易生命保|ンテストを実施す|PDCAサイクル|託先においても個人 保護・情報セキュリティ研 成31年3月)。 険管理業務の委託 るとともに、 による改善を図る。 情報の適切な管理が 修及びCSIRT構成員を 先及び再委託先に│職員を対象とする│ 委託先及び再委│図られるよう、必要に│2 職員の教育・訓練の実施 対象としたより専門性の高 おいても個人情報 | 訓練又は点検を年 | 託先においても個 | 応じて確認を行うと ① 情報セキュリティ研修(平成30年4月) い研修・訓練を実施し、高い の適切な管理が図 | 5回以上実施し、P | 人情報の適切な管 | ともに、改善を求める 総務部の情報セキュリティ担当者が講師となり、全 | 効果を求めた重層的な対策 られるよう監督を | DCAサイクルに | 理が図られるよう、 | 等の措置を行ったか。 職員を対象に、業務情報の保護の徹底、情報の漏えい | を行った。とりわけ、標的型 行うこと。 よる改善を図る。 必要に応じ、上記第 時の対応等について説明した。 メール対策訓練について 委託先及び再委 1の1(1)及び2 ② 個人情報保護・情報セキュリティ研修(平成30年9 は、その結果分析を踏まえ、 託先においても個 (1)の確認等を行 PDCAサイクルによる改 人情報の適切な管しうとともに、改善を 最高情報セキュリティ責任者(理事)が役員及び課|善を推進した。 理が図られるよう、 求める等の措置を 長以上の職員を対象に、サイバー攻撃の例、備え等に 遵守状況についても、個 人情報保護・情報セキュリ 必要に応じ、上記第一行うこととする。 ついて説明した。 1の1(1)及び2 ③ 情報セキュリティ研修(平成30年12月) ティ点検において、保護管 (1)の確認等を行 外部の専門家が、全職員を対象に、最近の動向と事 理者(各部長)及び総括情報 うとともに、改善を 例、対策のポイント等について解説した。 セキュリティ責任者(総務 求める等の措置を ④ 標的型攻撃メールの模擬訓練(6回:平成30年4 │ 部長)が点検を行い、対策が 行うこととする。 月、7月、9月、10月、平成31年1月、3月) 適切に実施されていること 全役職員を対象に、模擬の標的型メールを送信し、↓を確認した上で、情報セキ 受信した役職員が速やかに機構CSIRTに報告す」ュリティ委員会に報告し、 るかどうかを確認した。対応が不十分な役職員には個 | 把握した。 委託先及び再委託先(以 別に指導した。 下「委託先等」という。)に 3 遵守状況の把握 ついても、平成30年度監督 個人情報保護・情報セキュリティ点検(各3回:平成 方針において、顧客情報の 30年4月、7月、11月) 管理を重点確認項目に定 ① 保護管理者(各部長)が、所管部職員の保有個人情 め、委託先等から報告を受 報の管理状況についてシートによる点検を行い、適切Ⅰけて顧客情報の管理状況を に管理されていることを確認した上で、情報セキュリ│確認し、実地監査により委 ティ委員会に報告した。 託先等における顧客情報管 ② 総括情報セキュリティ責任者(総務部長)が、①と 埋の取組状況を確認して改 同時期に、全職員の情報セキュリティ対策の状況につ | 善指導を行った。また、委託 いてシートによる点検を行い、対策が適切に実施され | 先等における情報セキュリ ていることを確認した上で、情報セキュリティ委員会 | ティ対策の推進状況を監査 して、取組の内容・状況を確 に報告した。 認した。 これらの取組により、機 4 PDCAサイクルによる改善 「情報セキュリティ対策を総合的に推進するための」構は自ら行う業務に関する 計画」(以下「推進計画」という。)に基づき、上記1~ 情報セキュリティ対策の推 3を推進した。 進を十分に取り組むととも 上記2④に記載した標的型攻撃メールの模擬訓練に │ に、委託先等において個人 ついては、情報セキュリティ委員会において標的型攻撃 | 情報の適切な管理、情報セ メールの認知と機構CSIRTへの報告の重要性を認 | キュリティ対策の適切な対

識し、訓練の内容・実施回数等を企画した。そして、全 処が図られるよう監督を行
役職員向けの訓練を実施するとともに全役職員の報告 ったものと評価した。
状況の確認及び報告できなかった者に対する業務指導
を行った。こうしたサイクルを標的型攻撃メールのトレ <課題と対応>
ンドや全役職員の報告状況の分析を踏まえながら、毎回なし
訓練・研修内容を見直しつつ、5回繰り返した。この結
果、全役職員が標的型攻撃の模擬訓練メールを認知し、
受信後、直ちに機構CSIRTに報告を行うことができ
るレベルまで改善した。なお、最終の第6回目では、よ
り難易度の高い模擬訓練を実施することで、巧妙な手口
を用いた標的型攻撃メールの見分け方に係る課題を発
見したことから、次年度改善を進めることとしている。
5 委託先及び再委託先における管理の確認等
(郵便貯金管理業務)
「1-1 郵便貯金管理業務(委託先及び再委託先の
監督)」の2-(4)-イ「顧客情報の管理」に記載した
とおり。
(簡易生命保険管理業務)
「1-2 簡易生命保険管理業務」(委託先及び再委
託先の監督)の2-(4)-イ「顧客情報の管理」に記
載したとおり。

4.	その他参考情報
4.	ての他参与情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
4-5	災害等の不測の事態の発生への対処					
当該項目の重要度、難易	_	関連する政策評価・行政事業	_			
度		レビュー				

2	2. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	29年度	30年度	31年度/ 令和元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	災害時を想定した訓 練を年2回以上	2回以上		3回	4日			

3. 各事業年度の業務	。 に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
東日本大震災の	災害等の不測の	災害等の不測の	<主な定量的指標>	1 緊急時の対応マニュアルの見直し等	<評定と根拠>	評定 B
際の対応等を踏ま	事態が発生した場	事態が発生した場	災害時を想定した訓	① 平成31年3月に、郵便局ネットワーク支援業務の開	[B]	<評定に至った理由>
え、災害等の不測の	合においても、郵便	合においても、郵便	練を年2回以上実施	始に先立ち、「緊急事態対応計画」を以下のとおり抜	対応マニュアルについて	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であ
事態が発生した場	貯金管理業務、簡易	貯金管理業務、簡易	する。	本的に改正した。	は、「緊急事態対応計画」、	ると確認できた。
合においても、郵便	生命保険管理業務	生命保険管理業務		ア 東京都23区内において一定の災害が発生した場	「災害時対応マニュアル」、	
貯金管理業務、簡易	及び郵便局ネット	及び郵便局ネット	<その他の指標>	合には、自動的に総務部長を室長とする緊急事態対	「消防計画」を見直した。と	
生命保険管理業務	ワーク支援業務を	ワーク支援業務を	_	策室を設置すること等を定めた。	りわけ「緊急事態対応計画」	
及び郵便局ネット	適切に実行できる	適切に実行できる		イ 緊急事態の定義について、災害対策基本法第2条	は、対応が一層現実的かつ	
ワーク支援業務を	ように、緊急時の対	ように、緊急時の対	<評価の視点>	第1号の規定による災害など5類型に具体化・明確	実務的なものとなるよう抜	
適切に実行できる	応マニュアルにつ	応マニュアルにつ	● 災害等の不測の	化した。	本的に見直した。あわせて	
ように、緊急時対応	いて、毎年度見直	いて見直す。また、	事態が発生した場合	ウ 当該計画の運用に際し、権限代行者の優先順位を	期限付き重要業務のリスト	
マニュアルを毎年	す。また、「緊急事態	「緊急事態対応計	のリスク管理体制を	具体的に定め迅速な代行を可能なものとした。	を役職員で共有し、緊急時	
度見直す等により、	対応計画」及び「業	画」で定める緊急時	適切に運用したか。	エ 役職員の生命・身体の安全の確保のため、緊急時	に優先順位をつけて対応で	
リスク管理体制を	務継続計画」に基づ	連絡先一覧、非常参	● 緊急時の対応マ	の機構事務室内待機及び計画的な帰宅若しくは自	きる仕組みを整えた。	
適切に運用するこ	く緊急時の業務連	集要員及び「業務継	ニュアルについて、見	宅等待機の指示について定めた。	緊急時連絡先等は計16回	
と。	絡体制等について、	続計画」で定める優	直しを行ったか。	② 平成30年10月から、期限付き重要業務をリスト化	見直した。	
また、郵便貯金管	適時見直しを行う	先業務要員・応援要	● 「緊急事態対応計	し、機構が緊急時においていち早く着手・遂行すべき	災害時を想定した訓練	
理業務及び簡易生	とともに、災害時を	員、一般重要業務等	画」及び「業務継続計	業務について、毎月役職員の間で共有した。	は、徒歩参集訓練を独立さ	
命保険管理業務の	想定した訓練を年	について、適時見直	画」に基づく緊急時の	③ 人事異動に伴い、平成30年5月及び9月に災害時対	せ参加者及び内容を拡充し	
委託先においても	2回以上実施する	しを行うとともに、	業務訓練体制等につ	応マニュアルを見直した。	て実施したことにより、計	
災害等の不測の事	ことなどにより、リ	災害時を想定した	いて、適時見直しを行	④ 平成30年5月及び11月に、防火管理者の変更等を踏	4回となった。	
態の発生への対処	スク管理体制を適	訓練を2回以上実	ったか。	まえ、消防法に基づき「消防計画」を改正した。	委託先及び再委託先の災	
が図られるよう監	切に運用する。	施することなどに	● 災害時を想定し	⑤ 平成30年9月及び12月に、郵便局ネットワーク支援	害等への対応は、訓練状況	
督を行うこと。	委託先及び再委	より、リスク管理体	た訓練を年2回以上	業務の追加に伴う人員の増加を踏まえ、「業務継続計	を監査等を通じて確認し、	
	託先においても災	制を適切に運用す	実施したか。	画」の備蓄基準の見直しを行うとともに、追加調達を	これが有効に生かされるこ	

害等の不測の事態 る。 ● 委託先及び再委 行った。また、一部備蓄品について、保管場所を分散 │とを、計5件の非常取扱い の発生への対処が 委託先及び再委 託先においても災害 した。 発動に際して実体験した。 図られるよう、リス | 託先においても災 | 等の不測の事態の発 さらに、その経験を踏まえ、 ク管理体制につい | 害等の不測の事態 | 生への対処が図られ | 2 緊急時連絡先一覧等の見直し 機構が主導して委託先との て、必要に応じ、上しの発生への対処がしるよう、リスク管理体 「緊急事態対応計画」で定めている緊急時連絡先一│調整手続を改め、今後の非 記第1の1(1)及 図られるよう、リス 制について、必要に応 覧、非常参集要員及び「業務継続計画」で定めている優│常取扱い発動をより迅速化 び2(1)の確認等 | ク管理体制につい | じて確認を行うとと 先業務要員・応援要員について計16回見直しを行った。 を行うとともに、改一て、必要に応じ、上一もに、改善を求める等 以上のとおり、計画に定 善を求める等の措 記第1の1(1)及 の措置を行ったか。 3 災害時を想定した訓練 めた事項に加えて、それ以 置を行うこととす「び2(1)の確認等 以下のとおり4回実施した。 外の取組も実施した。 る。 を行うとともに、改 ① 避難経路等確認及び安否確認メールサービス訓練 善を求める等の措 を実施 (平成30年9月)。 <課題と対応> 置を行うこととす ② 徒歩参集訓練は、①から独立させ、非常参集職員の なし 通勤経路の危険性視認を目的として、役員を含めた非 常参集職員全員に対象者を拡大して実施(平成30年9 月)。 ③ 入居ビルが実施する自衛消防訓練(震災訓練、避難 訓練及び消火訓練)に参加するとともに、機構の自衛 消防隊による訓練(火災発生に応対するための総合訓 練)を実施(平成30年10月)。 ④ 内閣府(防災担当)及び気象庁主催の緊急地震速報 訓練に参加するとともに、 再度安否確認訓練を実施 (平成 30 年 11 月)。 4 委託先等の体制の確認等 郵便貯金管理業務の委託先に対しては、コンティンジ ェンシー・プラン、災害発生時におけるマニュアル等に ついて、前回監査以降に改正があったものの提出を求 め、改正内容の確認を行った。再委託先に対しては、「危 機管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計 画」について前回監査以降に改正があったものの報告を 求め、緊急連絡網の現行化、非常参集要員の指定、安否 確認システム等による初動対応体制の整備状況を確認 した。 簡易生命保険管理業務の委託先等に対しては、「危機 管理規程」、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画」 並びに「情報システムにおける総合的緊急時対応計画」 について報告を求め、緊急連絡網の現行化、非常参集要 員の指定、安否確認システム等により初動対応体制を整 備し、加えて定期的な訓練を行ったことを確認した。 また、平成30年9月から10月にかけて、各支社・エ

リア共同で合同現地対策本部等の設置訓練を実施し、ま

1	201	中女子库却	
4.	マッケ	也参考情報	